

史跡伊勢国分寺跡
保存整備事業報告書

2020年3月

鈴鹿市

例 言

1. 本書は、三重県鈴鹿市国分町地内における史跡伊勢国分寺跡保存整備事業の報告書である。平成 20 年度から平成 31（令和元）年度にかけて、国庫補助金及び三重県県費補助金を得て鈴鹿市が実施した事業を整理・報告した。ただし、先行する範囲確認調査・用地取得・計画策定や基本設計等の経過・成果も一連の事業として併せて報告した。
2. 本事業は文化庁・三重県教育委員会及び国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会（会議）の指導を得て、鈴鹿市が実施した。
3. 事業の体制は以下のとおりである。

鈴鹿市 鈴鹿市長 川岸光男（～平成 24 年 4 月） 末松則子（平成 24 年 4 月～）
文化振興部考古博物館（～平成 27 年）
文化振興部長 宮崎 守（～平成 20 年） 坂尾富司（平成 21～22 年） 幸田至章（平成 23～24 年）
古川 滋（平成 25～27 年）
考古博物館館長 中森成行（～平成 20 年） 東口 元（平成 21～24 年）
兼丸まり子（平成 25 年） 澤井 環（平成 26～27 年）
埋蔵文化財 GL 藤原秀樹（平成 18～20 年） 新田 剛（平成 21～24 年）
藤原秀樹（平成 25～26 年） 川久保治彦（平成 27 年）
埋蔵文化財 G 浅野隆司（～平成 21 年） 新田 剛（平成 19～20 年） 田中忠明（～平成 20 年）
伊藤 淳（平成 18 年） 田部剛士 吉田隆史（平成 19 年～）
村木 修（平成 21 年） 服部真佳（平成 21～25 年）
米川梨花（平成 22～25 年） 西村 浩（平成 26～27 年）
木下之侑市（平成 26～27 年） 藤原秀樹（平成 27 年）
文化スポーツ部文化財課（平成 28 年～）
文化スポーツ部長 古川 滋（平成 28 年） 石坂 健（平成 29 年～）
文化財課長 浅野 浩（平成 28 年） 新田 剛（平成 29 年～）
発掘調査 GL 新田 剛（平成 28 年） 青井和徳（平成 29～30 年） 佐藤壽章（平成 31 年）
発掘調査 G 藤原秀樹 吉田隆史（平成 28～29 年） 田部剛士 前田有紀（平成 30 年～）
3. 本書の執筆・編集は鈴鹿市文化スポーツ部文化財課が行った。
4. 発掘調査記録の座標は整備事業の過程で設置した基準点（日本測地系による）に基づく。遺構名称の略号は下記のとおりである。

SA：築地塀・柵 SB：建物 SC：回廊・道路 SD：溝 S 平成：竪穴建物 SK：土坑 SX：古墳・墓
5. 本整備事業にかかる写真・図面等の記録及び出土遺物は、鈴鹿市考古博物館にて保管している。

目次

第1章 史跡伊勢国分寺跡を取り巻く環境

- (1) 立地環境およびアクセス 1
- (2) 鈴鹿市の歴史的環境 1
- (3) 伊勢国分寺周辺の遺跡 2
- (4) 伊勢国分寺周辺における主要な寺院官衙関連遺跡 4

第2章 史跡伊勢国分寺跡の概要

- (1) 史料から見た伊勢国分寺 7
- (2) 史跡指定 9
- (3) 指定後の国分寺跡の推移 9
- (4) 史跡指定地の抱える問題 11

第3章 保存整備事業に至る経緯と経過

- (1) 保存整備事業に至る経緯 12
- (2) 鈴鹿市考古博物館 12
- (3) 伊勢国分寺跡の発掘調査 13
- (4) 史跡の公有地化 16
- (5) 発掘調査の成果 18

第4章 整備計画の策定

- (1) 国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討会議 30
- (2) 『史跡伊勢国分寺跡整備基本計画』の策定 38

第5章 整備事業の実施

- (3) 保存整備事業の概要 52
- (4) 年度別事業概要 53
- (5) 整備事業の概要 63

第5章 まとめと今後の展望

- (1) 整備事業について 88
- (2) 今後の管理と活用について 89

挿図目次

| | | | | | |
|--------|----------------------------------|----|--------|---------------------------------|----|
| 第 1 図 | 史跡伊勢国分寺跡の位置 | 2 | 第 44 図 | 設備配置図 | 68 |
| 第 2 図 | 伊勢国分寺跡史跡整備の範囲 | 2 | 第 45 図 | 基盤整備詳細図 (1) | 69 |
| 第 3 図 | 伊勢国分寺跡周辺の主な遺跡 | 5 | 第 46 図 | 基盤整備詳細図 (2) | 70 |
| 第 4 図 | 伊勢国分寺跡と周辺の寺院・官衙関連遺跡 | 6 | 第 47 図 | 園路広場工平面図 | 73 |
| 第 5 図 | 大正 11 年指定地と昭和 11 年三重県による 指定番地 | 10 | 第 48 図 | 遺構説明サイン | 74 |
| 第 6 図 | 伊勢国分寺跡年次別発掘調査区 | 14 | 第 49 図 | 植栽工平面図 | 75 |
| 第 7 図 | 史跡の公有地化 | 17 | 第 50 図 | 遺構表示工詳細図 (1) | 76 |
| 第 8 図 | 南門遺構配置図 | 18 | 第 51 図 | 遺構表示工詳細図 (2) | 78 |
| 第 9 図 | 南門 | 18 | 第 52 図 | 遺構表示工詳細図 (3) | 79 |
| 第 10 図 | 中門 | 19 | 第 53 図 | 学習設備工詳細図 (1) | 80 |
| 第 11 図 | 中門・東回廊遺構配置図 | 19 | 第 54 図 | 学習設備工詳細図 (2) | 81 |
| 第 12 図 | 金堂基壇南西隅 | 20 | 第 55 図 | 学習設備工 (3)・植栽工詳細図 | 82 |
| 第 13 図 | 金堂・東回廊遺構配置図 | 20 | 第 56 図 | 便益施設工詳細図 | 83 |
| 第 14 図 | 講堂遺構配置図 | 21 | 第 57 図 | 園路・遺構表示工詳細図 | 84 |
| 第 15 図 | 講堂全景 | 22 | 第 58 図 | 掘立柱建物 (東棟) 遺構明示兼休憩施設 設計図 (1) | 84 |
| 第 16 図 | 講堂中央階段 | 22 | 第 59 図 | 掘立柱建物 (東棟) 遺構明示兼休憩施設 設計図 (2) | 85 |
| 第 17 図 | 講堂東階段 | 22 | 第 60 図 | 掘立柱建物 (東棟) 遺構明示兼休憩施設 設計図 (3) | 86 |
| 第 18 図 | 講堂軒先瓦落下状況 | 22 | 第 61 図 | 掘立柱建物 (東棟) 遺構明示兼休憩施設 設計図 (4) | 87 |
| 第 19 図 | 講堂基壇南面 | 22 | | | |
| 第 20 図 | 僧坊遺構配置図 | 23 | | | |
| 第 21 図 | 僧坊西半部 | 23 | | | |
| 第 22 図 | 南東隅掘立柱建物遺構配置図 | 24 | | | |
| 第 23 図 | 南東隅掘立柱建物 | 24 | | | |
| 第 24 図 | 小院・北東院南辺築地遺構配置図 | 25 | | | |
| 第 25 図 | 小院南門 | 25 | | | |
| 第 26 図 | 小院内方形区画溝・北東院南辺築地 | 25 | | | |
| 第 27 図 | 小院・北東院遺構配置図 | 26 | | | |
| 第 28 図 | 食堂遺構配置図 | 26 | | | |
| 第 29 図 | 食堂 | 26 | | | |
| 第 30 図 | 主要遺構配置図 | 27 | | | |
| 第 31 図 | 出土軒瓦一覧 | 28 | | | |
| 題 32 図 | 伊勢国分寺跡想定復原図 | 29 | | | |
| 第 33 図 | ゾーニング | 41 | | | |
| 第 34 図 | 雨水排水系統図 | 50 | | | |
| 第 35 図 | 『基本設計』整備計画平面図 | 51 | | | |
| 第 36 図 | 整備平面図 | 55 | | | |
| 第 37 図 | 年次別基盤整備工平面図 | 56 | | | |
| 第 38 図 | 年次別整備表示・園路整備平面図 | 60 | | | |
| 第 39 図 | 年次別植栽平面図 | 61 | | | |
| 第 40 図 | 造成平面図 | 64 | | | |
| 第 41 図 | 造成縦 (南北) 断面図 | 65 | | | |
| 第 42 図 | 造成 (東西) 横断面図 | 66 | | | |
| 第 43 図 | 雨水排水計画図 | 67 | | | |

表目次

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 表 1 | 史跡指定地地番一覧 | 9 |
| 表 2 | 範囲確認のための学術調査 | 13 |
| 表 3 | 博物館建設に先行する関連調査 | 14 |
| 表 4 | 伽藍地内の確認 (学術) 調査 | 15 |
| 表 5 | 保存整備事業に伴う発掘調査 | 15 |
| 表 6 | 史跡公有地化の状況 | 16 |
| 表 7 | 伊勢国分寺跡史跡整備略年表 | 17 |
| 表 8 | 国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会 開催内容一覧 | 31 |
| 表 9 | 国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討会議 開催内容一覧 | 31 |
| 表 9 | 年次別整備事業一覧 | 52 |
| 表 10 | 補助事業分事業収支内訳 | 52 |

図版目次

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| 図版 1 | 事業着手前の伊勢国分寺跡 / 全景 | 91 |
| 図版 2 | 平成 21 年度整備 | |
| | 平成 22 年度整備 | 92 |
| 図版 3 | 平成 23 年度整備 | 93 |
| 図版 4 | 平成 24 年度整備 (1) | 94 |
| 図版 5 | 平成 24 年度整備 (2) | 95 |
| 図版 6 | 平成 24 年度整備 (3) | 96 |
| 図版 7 | 平成 24 年度整備 (4) | 97 |
| 図版 8 | 平成 24 年度整備 (5) | 98 |
| 図版 9 | 平成 24 年度整備 (6) | 99 |
| 図版 10 | 平成 24 年度整備 (7) | |
| | 平成 25 年度整備 (1) | 100 |
| 図版 11 | 平成 25 年度整備 (2) | 101 |
| 図版 12 | 平成 24 年度整備 (3) | |
| | 平成 25 年度活用事業 | 102 |
| 図版 13 | 平成 25 年度整備 (4) | 103 |
| 図版 14 | 平成 25 年度整備 (5) | 104 |
| 図版 15 | 平成 26 年度整備 | 105 |
| 図版 16 | 平成 27 年度整備 | 106 |
| 図版 17 | 平成 28 年度整備 (1) | 107 |
| 図版 18 | 平成 28 年度整備 (2) | 108 |
| 図版 19 | 平成 28 年度整備 (3) | 109 |
| 図版 20 | 平成 28 年度整備 (4) | 110 |
| 図版 21 | 平成 28 年度整備 (5) | 111 |
| 図版 22 | 平成 29 年度整備 (1) | 112 |
| 図版 23 | 平成 29 年度整備 (2) | 113 |
| 図版 24 | 平成 30 年度整備 (1) | 114 |
| 図版 25 | 平成 30 年度整備 (2) | 115 |
| 図版 26 | 平成 31/ 令和元年度整備 (1) | 116 |
| 図版 27 | 平成 31/ 令和元年度整備 (2) | |
| | 伊勢国分寺跡保存整備検討委員会 | 117 |

第1章 史跡伊勢国分寺跡を取り巻く環境

(1) 立地環境およびアクセス

鈴鹿市は三重県の北中部に位置する。鈴鹿市の市域は扇形を呈し、東は広く伊勢湾に面し、西は鈴鹿山脈を境として滋賀県甲賀市に接する。北は四日市市、南は亀山市・津市に挟まれる。

市のほぼ中央部を東流して伊勢湾に注ぎ込む鈴鹿川によって、下流域には広い海岸平野（三角州性扇状地）が広がり穀倉地帯となっている。西の鈴鹿山脈の山麓には古内部川等によって形成された広大な扇状地（水沢扇状地）からなる台地が広がり、端部は鈴鹿川に接する。台地上は茶・サツキなどの苗木・芝生などの一大生産地となっている。鈴鹿川の右（南）岸には広い中・低位段丘が広がり、神戸・平田などの中心市街地が立地している。

史跡伊勢国分寺跡が立地するのはこの鈴鹿川左岸の台地の端部で、地質学的には、水沢扇状地の古期面に相当する。水害等の恐れがなく、平野側への展望の開けた「好所」である。基盤層は橙褐色の粘性の高いシルト層で、地表はその基盤層が土壌化したものや耕作により攪乱された層となっている。下層には風化の進んだ礫と砂・シルトが膠結した礫層が発達している。台地上でありながら、やや水はけが悪く、硬質である。

標高は南辺付近で 43.9m、講堂跡付近で 45 mほどであり、1 m以上の比高差がある南向きの緩斜面となっている。西側には鈴鹿川支流の浪瀬川の谷があり、そこから比高差約 16 mの深い谷が入り込み、赤川が流れる。考古博物館から金堂跡付近にかけての部分と伽藍地北西部分には浅い谷が入りこむ。

史跡伊勢国分寺跡は、鈴鹿市のほぼ中央北端部の国分町字堂跡 299 ほかに所在する。座標はおよそ北緯 34 度 54 分 33 秒、東経 136 度 33 分 52 秒である。

鈴鹿市の行政の中心である「神戸」市街地からは北方へ約 3.5kmの位置にある。最寄り駅の JR 関西本線「河曲」駅からは徒歩 19 分 (1.6km)、近鉄鈴鹿線「鈴鹿市」駅からはコミュニティバス「Cバス」にて「河曲駅前」下車、同じく徒歩となる。または、近鉄鈴鹿線「平田町」駅・名古屋線「四日市」駅から三重交通バスで「国分」下車徒歩 13 分 (1.1km) である。市中心部からの公共交通機関を利用しての便は決して良いとはいえない。

(2) 鈴鹿市の歴史的環境

鈴鹿市は、昭和 17 年 12 月に鈴鹿郡国府村・庄野村・高津瀬村・牧田村・石薬師村、河芸郡神戸町・白子町・稲生村・飯野村・河曲村・一ノ宮村・箕田村・玉垣村・若松村の 2 町 12 村が合併したもので、市制発足以前の国分町は河曲村大字国分に相当する。河曲村は、明治憲法下の町村制制定に伴い、明治 22 年に河田村・野辺村・竹野村・山辺村・木田村・十宮村・国分村・木田村の 8 か村を合した川曲村が、さらに同 24 年に村名変更したものである。したがって国分村は、明治の大合併以前の自然村に遡ることができる。

市役所が置かれる神戸地区は、江戸時代には伊勢街道の宿場町、本多氏 1 万 5 千石の城下町として知られている。また、白子地区は紀州藩の代官所が置かれ、海運業を中心に大変なにぎわいを呈し、伊勢型紙や鈴鹿墨などの伝統産業が発展した。石薬師地区と庄野地区は東海道の 44・45 番目の宿場として知られている。

鈴鹿市は発足は鈴鹿海軍工廠の設置など軍都としてのものであったが、戦後は軍施設の跡地を利用した繊維・電機など内陸型工業の誘致が進んだ。昭和 35 年に本田技研工業株式会社鈴鹿製作所が開設されたことから自動車産業の街として発展した。昭和 37 年に本格的な国際レーシングコース「鈴鹿サーキット」が建設され、レジャー施設が整備された。F1 日本グランプリ等の開催により「Suzuka」の名は広く世界に知られるようになり、国際的な観光都市の顔を有するようになった。

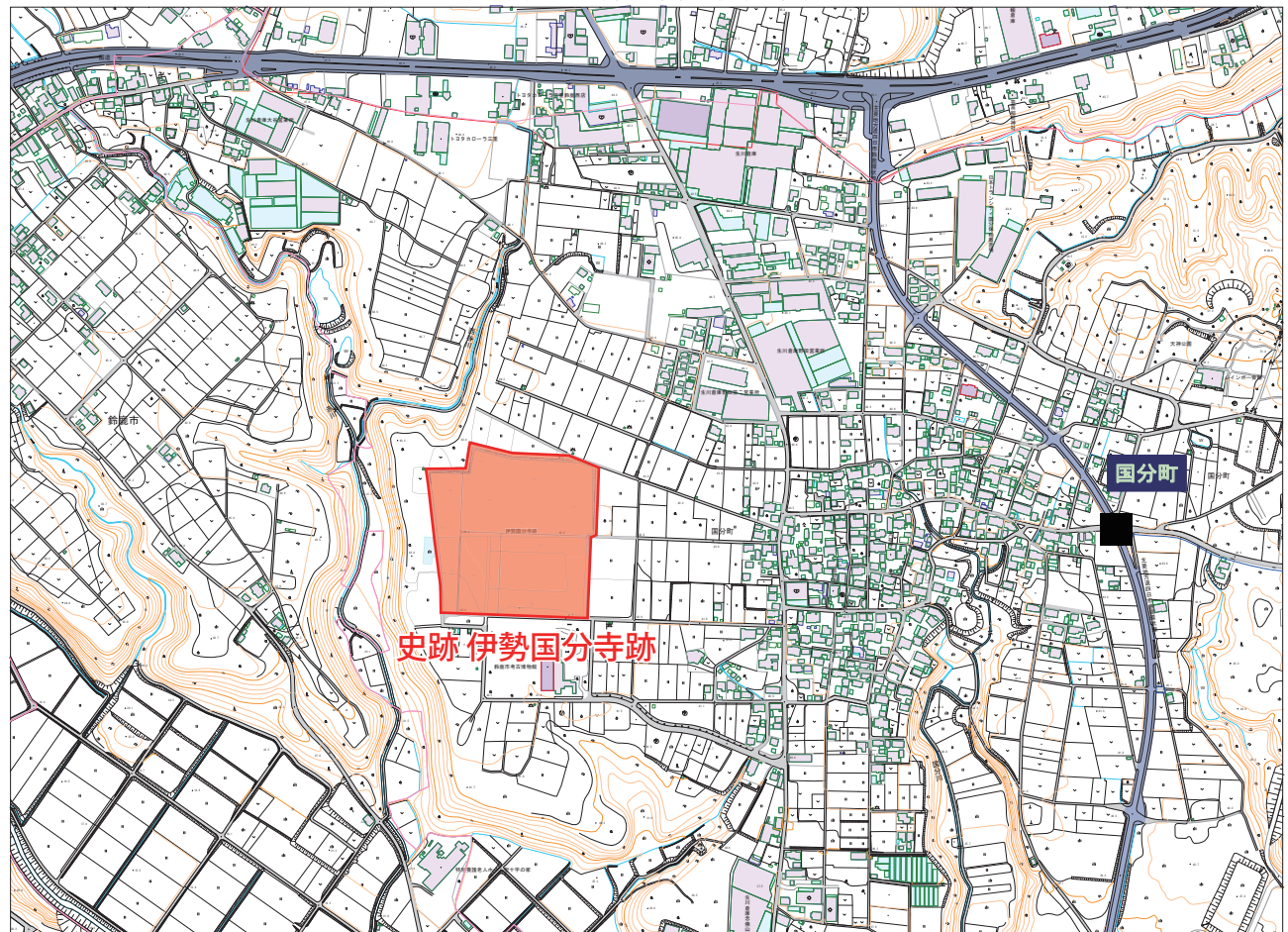
近年では、東名阪自動車道のほかに新名神自動車道が新たに開通したことから、のどかな茶畑や苗畑が広がり山林が点在していた鈴鹿山麓部においても物流拠点として工業団地の開発が進展している。

市の面積は 194.46km²、現在の人口は 20 万人前後を推移している。



縮尺 1 : 200,000 (国土地理院発行 200,000 分の 1 地勢図「名古屋」を使用)

第 1 図 史跡伊勢国分寺跡の位置



第 2 図 伊勢国分寺跡史跡整備の範囲 (1:10,000)

(3) 伊勢国分寺周辺の遺跡（第3図）

縄文時代を遡るものとしては、西ノ岡 A 遺跡を始めナイフ形石器や剥片の散布地が知られるが、包含層が遺存せず、表面採集遺物として発見されることもある。

縄文時代では、国分寺跡の発掘調査に伴い石鏃や石斧等が出土しているが遺構は未確認である。磐城山遺跡において後期に属すると思われる土坑が検出されている。弥生時代になると、遺構の残存度が増すとともに、遺跡の分布が密となり分布域が台地上だけでなく、沖積低地にも及ぶ。

鈴鹿川左岸の台地縁辺部はほぼ全域において弥生時代の遺構が認められる。前期に遡る遺跡として木田坂上遺跡で弥生時代初頭の土器棺墓が確認されている。集落遺跡としては浪瀬川の谷を挟んで位置する一反通遺跡で前期の環濠が確認され、鈴鹿川流域の低地では八重垣神社遺跡で弥生時代前期の溝（環濠？）が確認されている。

弥生時代中期以降になると急激に遺跡数が増え、丘陵の南斜面と鈴鹿川に突き出す舌状台地はほぼ集落として利用される。中期の集落として扇広遺跡・寺山遺跡・境谷遺跡・中尾山遺跡・沖ノ坂遺跡・一反通遺跡が調査されている。扇広遺跡では丘陵を横断する条壕が、一反通遺跡で環濠が、中尾山遺跡では方形周溝墓群が確認されている。低地では八重垣遺跡で土器棺墓が確認されている。

後期では扇広遺跡・西ノ岡 B 遺跡・境谷遺跡・磐城山遺跡・一反通遺跡が調査されている。扇広遺跡・西ノ岡 B 遺跡で方形周溝墓群が確認され、磐城山遺跡は竪穴建物の検出数が 300 棟を超え、密集度が極めて高い。低地部では八重垣神社遺跡・宮ノ前遺跡が調査され、八重垣神社遺跡で方形周溝墓群が確認されている。

特殊な遺物として東ノ岡遺跡で稜環鈕式銅鐸が、一反通遺跡では突線鈕式銅鐸と銅鐸形土製品が出土し、磐城山遺跡で玉作関連と考えられる水晶製剥片が出土している。

寺田山 1 号墳は、下流域の平野を一望する舌状台地の端部に立地する全長 80 m の前方後円墳である。鈴鹿川では、中流域の能褒野王塚古墳に並び、4 世紀代に遡る前期の首長墓とみられている。

国分寺跡付近には、馬蹄形の周溝を全長約 50 m の前方後円墳である富士山 1 号墳や径 35 m の円墳である大鹿山 1 号墳があり、未調査であるが 5 世紀代の中期古墳と考えられている。発掘されたものとしては全長 21 m の前方後円墳である富士山 10 号墳があり、6 世紀初頭に降る。

しかし、前・中期の集落遺跡については不明な点が多く、台地上では青谷遺跡、低地部では宮ノ前遺跡・八重垣神社遺跡で竪穴建物が確認されている程度である。

浪瀬川対岸の石薬師地区は中期後葉になると古墳が濃密に分布するようになる。乗鞍古墳は全長 44 m の前方後円墳、丸山古墳は墳丘を失っているが全長 41.5 m の前方後円墳である。石薬師東古墳群は数十基からなる初期群集墳で、大部分は方墳からなり、小規模な前方後円墳・円墳を核として 60 基余りが群集する。石薬師地区ではまた、後期になると全長 50 m の南町古墳・大谷古墳といった巨石を使用した前方後円墳が築かれる。しかし、一帯では、横穴式石室を主体とした典型的な後期群集墳は形成されず、横穴式石室を主体とする古墳の調査は大鹿山 6 号墳、南山 6 号墳、蛸田古墳に限られる。

後期の集落遺跡としては寺山遺跡・境谷遺跡・磐城山遺跡などがあるほか、低地部の河田宮ノ北遺跡では頭椎大刀把頭や農具等の豊富な木製品や韓式系土器などが出土し、隣接して豪族居館が存在した可能性が指摘されている。さらに、宮ノ前遺跡・八重垣神社遺跡では竪穴建物や掘立柱建物が検出されている。

伊勢国分寺跡内やその周辺の調査においても古墳時代末から飛鳥時代にかけての竪穴建物・掘立柱建物が多数検出され、また後期後葉から終末期の方墳からなる狐塚古墳群が検出されている。

『延喜式』には河曲郡二十座の一つに大鹿三宅神社があり、河曲郡を拠点としていた豪族大鹿氏が関わるミヤケの存在が想起されている。現在の大鹿三宅神社は低地部の池田町に鎮座するが、国分町の菅原神社に比定する説もある。

7 世紀末頃には、鈴鹿川左岸の台地上にも大規模な建物群が出現する。木田坂上遺跡・寺山遺跡では L 字状に配置をもつ豪族居宅と思しき掘立柱建物群が検出されている。

伊勢国河曲郡の郡家は伊勢国分寺跡の南に隣接する狐塚遺跡で確認された。考古博物館建設に先行する調査において大型掘立柱建物倉庫が発見され、学術調査により倉庫群が確認され正倉院を構成することが判明した。正倉院は国分寺の真南に位置する。台地の北側を柵で区画し、その他を谷によって区画される領域に11棟の掘立柱建物倉庫が北・西・南の3列にコ字形に配置される。建替えの痕跡が全く無いことから、国分寺の創建に伴い移転したと考えられる。

政庁は正倉院の東150mの地点で確認された。正殿の正面（南）に2棟が東西に並ぶ前殿を配し、南北棟の長舎2棟が直列する脇殿を東西に配する。ただし、柵等の囲郭施設は確認されていない。政庁は3期以上の建替えがみとめられ、正倉院と異なり長期にわたり営まれている。規模は他の郡家政庁と比較して大きくはないが、前殿2棟を持つなど地方官衙に例の少ない構造を取り入れ、建替えにもかかわらず原位置を保ち、建物の並びが厳密に正方位に揃えられているなど、測量技術の高さが伺える。中央と特殊な結びつきを持つ在地豪族大鹿氏が郡司に任ぜられ、財を成し、国分寺建立に際してはパトロンとして動いた可能性が考えられる。

国分寺創建以前の寺院と考えられる南浦（大鹿）廃寺は白鳳期に創建された、在地豪族の氏寺とみられる。山辺瓦窯跡は白鳳期の瓦窯であり、南浦廃寺へ瓦を供給したものである。

国分遺跡からは、伊勢国分寺跡とは別系統の奈良時代の複弁蓮華文軒丸瓦・唐草文軒平瓦が大量に出土しており、国分尼寺の想定地となっている。ただ、ほぼ現集落と重複するため小規模な調査しか実施されておらず、伽藍地北辺を区画するとみられる東西溝・柵の一部が検出された以外は、瓦溜り・灰釉陶器を含む土坑などが検出されている程度である。

奈良・平安時代の集落遺跡としては国分東遺跡・国分北遺跡・境谷遺跡が調査されている。

中世以降の遺跡としては、伊勢国分寺跡・狐塚遺跡・国分西遺跡・国分北遺跡などで掘立柱建物が検出されている。中世後期の遺構としては、中世城館木田城跡が知られ、隣接する磐城山遺跡では中世の溝・道路跡や土坑・土壇墓も見つかっており、城跡との関連が考えられる。

(4) 伊勢国分寺周辺における主要な寺院官衙関連遺跡（第4図）

鈴鹿川流域には古くから東西交通の要衝として多くの遺跡が残される。古代には畿内と東国を結ぶ東海道が通っていたと考えられる。延喜式に知られる伊勢国の鈴鹿・河曲・朝明・榎撫の各駅家を經由して尾張国に至る経路のうち、鈴鹿駅家は鈴鹿関付近に、河曲駅家は伊勢国分寺および隣接する河曲郡衙（狐塚遺跡）周辺に位置したことは疑いない。

鈴鹿駅家は、地名から現在の名阪国道関インター付近の亀山市関町古厩と推定されている。

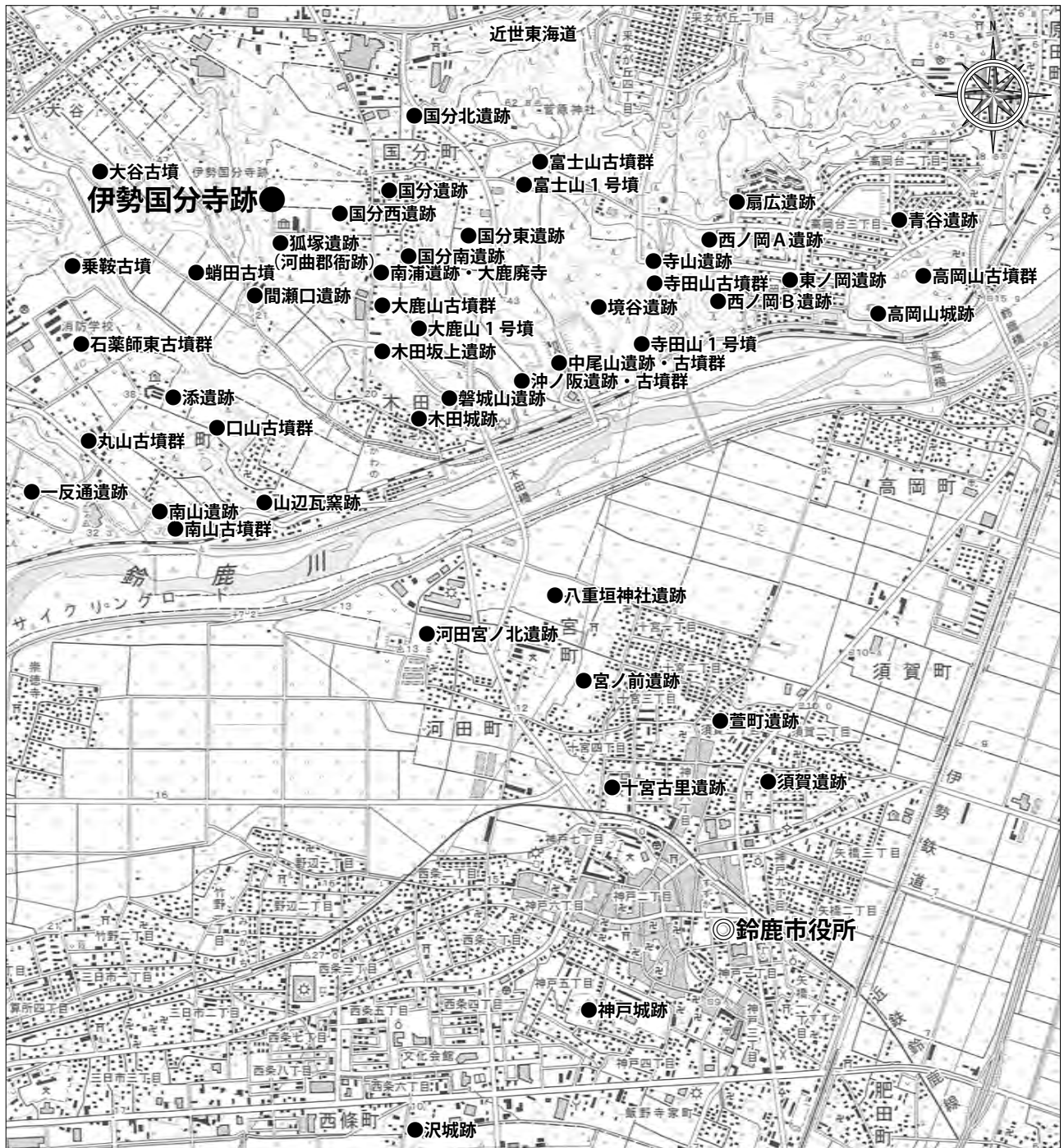
また、鈴鹿関については近年の発掘調査により鈴鹿川左岸の山地から鈴鹿川にかけて延長700mにも及ぶ瓦葺築地塀からなる城壁が築かれ、関の西側を塞ぐことが確認されている。

古代官道の遺構としては、鈴鹿川右岸の平田遺跡で側溝芯々間が9mの道路痕跡が発見されている。この道路遺構は奈良時代後半のものと考えられ、鈴鹿市国府町と同国分町の伊勢国分寺を結ぶ線上に立地する。奈良時代の一時期には鈴鹿駅家と伊勢国府推定地を結ぶ鈴鹿川右岸を通る官道が存在したのであろう。平田遺跡からは、大規模な四面廂掘立柱建物が検出され、瓦の出土もみられ、豪族居宅や寺院の存在が推定される。

奈良時代中期頃になると、鈴鹿関が鈴鹿川の左岸に整備されるに伴い、官道も鈴鹿川左岸に付け替えられたとみられる。伊勢国府（長者屋敷遺跡）の整備もそれに伴うと考えられるが、左岸における官道の遺構は未確認である。

伊勢国の国府所在地については、鈴鹿市国府町が「国府（こう）」という地名とともに、伊勢国総社に比定される三宅神社や府南寺といった由緒ある社寺が残ることなどから、伊勢国府の所在地と考えられてきた。

伊勢国府推定地の範囲内においても各所で調査が行われている。三宅神社遺跡の第1次調査では奈良時代前期の大型方形井戸が検出された、第2次調査では整然と配置された平安時代の掘立柱建物群が、第5次



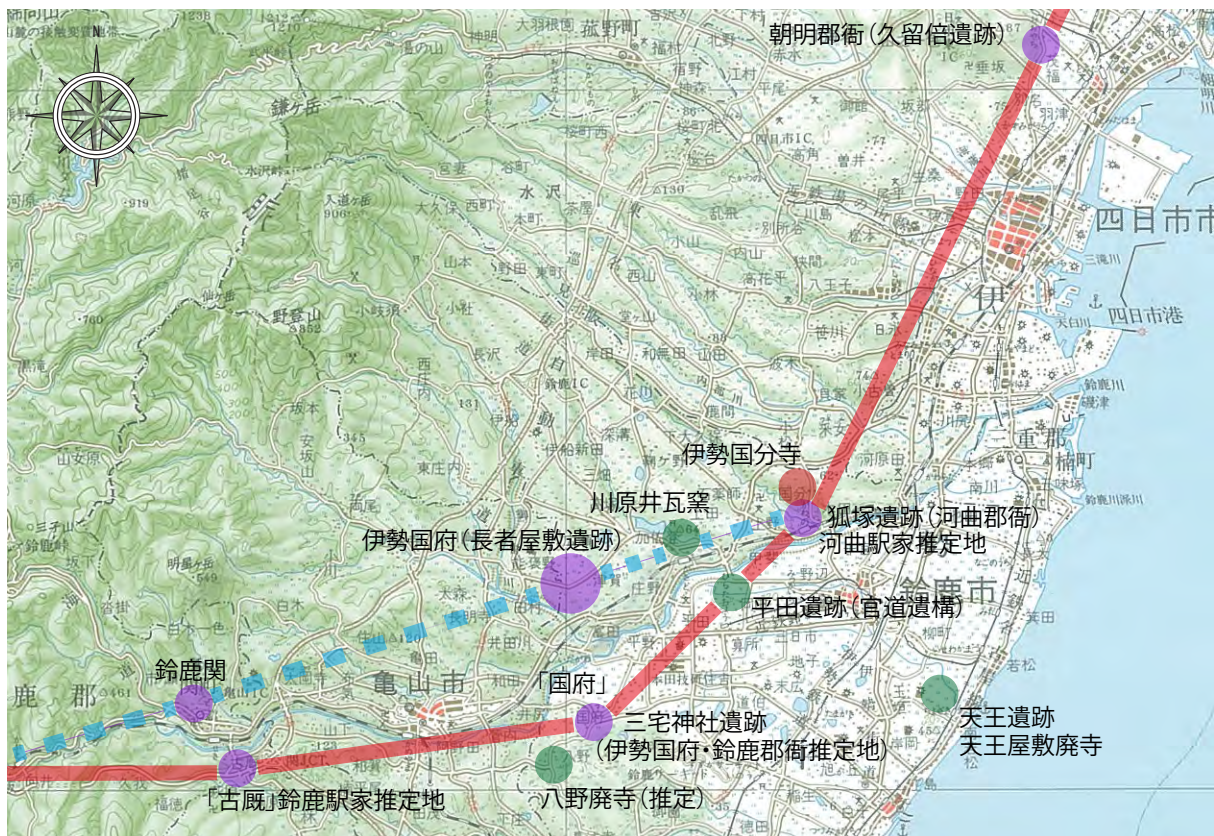
第3図 伊勢国分寺跡周辺の主な遺跡 (1:25,000 国土地理院「鈴鹿」を利用)

調査では墨書土器や斎串などの祭祀具を伴った井戸や大型の掘立柱建物群などが確認されている。また、天王山西遺跡では施釉陶器を多く伴った掘立柱建物群が検出されている。梅田遺跡では平安時代前期の集落と平安末期から鎌倉時代にかけての有力者の居宅が調査されている。また、富士遺跡では鋳造遺構が検出され、黒色土器が多く出土した。

このように、国府地区には鈴鹿郡衙を兼ねた奈良時代前期の初期国府また奈良時代後期から平安時代にかけての後期国府が所在した可能性が極めて高いと考えられるが、官衙と決定付けられる大規模で整然と配置された建物は未確認である。

国府町の南方、八野町には八野瓦窯が知られ、国分遺跡と同範の軒瓦が出土している。また八野遺跡からは国府系の重圏文軒丸瓦が出土し寺院または官衙関連遺構の存在が考えられているが遺構は未確認である。

奈良時代中期の国府は、国府町から鈴鹿川・安楽川を挟んで3.5km北の広瀬町を中心に広がる長者屋敷遺跡で確認されている。国分寺跡からは西南西へ7kmほど離れており、鈴鹿郡に含まれる。平成4年度から



第4図 伊勢国分寺跡と周辺の寺院・官衙関連遺跡 (1:200,000 国土地理院地勢図「名古屋」を利用)

の学術調査により、遺跡南端に位置する土壇が礎石瓦葺建物群の基壇であり、その配置・規模が近江国庁と酷似することが確認されたため、伊勢国府政庁と確認された。存続時期は奈良時代半ばから平安時代初頭までに位置づけられる。さらに遺跡北半には方格街区が存在し、内部に瓦葺礎石建物による建物群を伴う区画もある。建物群を有する区画は基本的に築地塀により区画されている。政庁周辺と方格街区の2区画が伊勢国府跡として国の史跡に指定されている。

長者屋敷の東方には八稜鏡や石鈔が出土した津賀平遺跡が存在する。

長者屋敷遺跡の国府と国分寺の中間にあたる、川原井瓦窯跡からは3基の瓦窯と工房が検出され、出土した複弁蓮華文軒丸瓦・唐草文軒平瓦から国分遺跡(尼寺)に瓦を供給したことが確認されている。

河曲郡の郡家は前述の通り国分寺に近接した狐塚遺跡で確認されている。河曲駅家も近辺に所在したと推定されているが遺構は未発見である。

鈴鹿市南部を領域に含む奄藝郡の郡家は地名から中ノ川流域の郡山町付近に比定されている。周囲には徳居窯跡群が分布し、北伊勢最大の須恵器生産拠点となっているほか、郡山遺跡群の末野B遺跡では官衙の出先や豪族居宅と見られる掘立柱建物群が確認されている。

海岸部に近い天王遺跡は弥生時代後期の環濠を古墳時代後期以降に再利用している稀有な遺跡だが、飛鳥時代から奈良時代にかけては官衙的な配置を有する建物群が多数確認されていて、港湾を管理する官衙である「津」あるいはそれに関与する在地豪族の居宅・居館であった可能性が高い。また、隣接して存在する天王屋敷遺跡は素弁蓮華文軒丸瓦・三重弧文軒平瓦を出土し、市内では古い様相を有する寺院が建てられていたとみられる。また、中世の礎石建物が検出され、「北序」の墨書を有する山茶碗が出土するなど、中世においても古代に引き続き拠点的な施設群であったことが窺える。

鈴鹿川右岸の低位段丘の先端部に位置する須賀遺跡・萱町遺跡では奈良・平安時代の遺構遺物が多数確認されている。なかでも、須賀遺跡では二彩小壺が2点出土するなどし、中世文献から皇室領の管理にかかわる官衙的な施設の存在が推定される。

第2章 史跡伊勢国分寺跡の概要

(1) 史料から見た伊勢国分寺

国分寺の創建は、国分寺建立の詔は『続日本紀』天平13年(741)3月乙巳条にある。天平宝字4年(760)6月乙丑条には「東大寺と天下の国分寺とを創建するは、本、太后の勧めし所なり」とあることにより光明皇后の意志に基づくものであることが伝えられる。その背景には、天平7年に大宰府管内で流行した天然痘が天平9年には平城宮で猛威を振り、ついには藤原四兄弟の薨去に至るといふ疫癘の集団発生や付随して起った穀物の不作があったとされる。

実際の造営着手が容易でなかったことは『続日本紀』における天平19年11月の造営督促や天平宝字3年(759)11月の国分二寺図領下などから窺い知れるが、『類聚三代格』において国分寺の修理を命じる記録が天平神護2年(766)や神護景雲元年(767)に見られることからこの頃には多くの堂宇が完成していたと考えられている。

伊勢国分寺の建立と運営についての史料はほとんど存在しない。『統紀』天平勝宝元年(749)4月甲午条の陸奥産金記事に続き、「治め給ふべき人」として「伊勢大鹿首」とあることが国分寺に関連するとの推測がなされている。同じく宝龜6年(775)8月癸未条には伊勢・尾張・美濃の異常風雨で「国分并せて諸寺の塔十九を壊つ」との記載があり、罹災した可能性が考えられる。正史において直接伊勢国分寺に言及した資料としては、『日本後紀』大同四年(809)閏2月辛丑条に「始めて志摩国の国分二寺の僧尼を遷して、伊勢国分寺に安置す」が唯一であり、伽藍の修造時期を考える上での手掛かりとなる。

地誌的には、伊勢国分寺跡およびその周辺には寺院に関わる小字名として「堂跡」・「念佛山」などがある。地名としての「国分」ないし「国分村」を確認できる最古の史料としては、明暦元年(1655)初稿の山中為綱による『勢陽雜記』がある。同書には、常慶山国分寺の項があり、「神戸ヨリ乾行程一里。国分村にあり。本尊薬師如来。元明天皇の御願書、養老年中建立。右大将源頼朝公再興。其後炎上及二度々一。当時破壊尤甚 古瓦世用為硯云々。」と記されている。常慶山国分寺は、国分町字北條1318番1に所在する現存の無住寺院に相当すると思われる、この近辺が当時「国分村」と称されていたことが分かる。なお、常慶山国分寺付近は尼寺跡(後述のとおり「北院」とも称される)と考えられており、史跡伊勢国分寺跡と同様に瓦類の出土が認められるので、硯に転用されることが記されるのは当時目にすることが多かった「北院」出土の瓦であろう。

宝暦13年(1763)の『三国地志』は藤堂元甫・元福の編纂によるもので、類聚三代格等の引用に続いて、「按国分村南二方三百歩ハカリ荒曠ノ地礎石破埽散在セル實ニ大寺ノアト>ミエタリ」と記され、「国分村」の表記が認められる。

この頃、萱生由章は伊勢国分寺について「常慶山国分寺縁起」(以下「縁起」といふ一書を残している。「かのとの卯の秋」とあることから正徳元年(1771)の記録で、昭和11年(1936)の『三重縣に於ける主務大臣指定史蹟名勝天然紀念物』第1冊史蹟に引用・活字化されている。「縁起」では、まず文禄3年(1594)に遡る伝聞として、

「文禄みつのとし、豊臣のきみ太閤此國田ところの事をのりことし給ふ時、新莊東玉齋といへるつかさ人、此さとをかきわけ繩うちありしときに、大寺の盛名もすたりてけるが、わづか三畝あまりの宅基、よく藏寺とするしあなるそ、菴寮と見へ」と記し、建物基壇の様子を伝えている。

「今の草茅に國分常慶山の名くはし□□□ありけむ。此所より五六町も野路をこし、かい道よりはひがしよりに、昔の寺跡とて、廻りおよそ六百歩ばかりのくうちあめり。大門鐘樓門そとは谷なといへるところ、生そふ草のそこそこにのこり、つのはぶいしず糸のあと、つかきのおもかけ、菜花開くところ、遺基を認むと、古人のいひしもかゝることにして、岡には寒兎のはしるあり、谷には暮

鴉のうゆるあり、たゞのこれるものは、つちくれにましかはらやうのものにして、あるは菊あるはさくらのまたからぬすがたも、今めかしからず。また師子取石とて、七八人かほども膝をいるゝ怪岩あり、靈おほきこと口碑にのこりてけるをおもへば、まぎれぬ佛取岩と見へたり。さて池めいてくぼまり夏ふゆ水のつける處あり。是は開土大ぼさつの咒水の跡なりなどいひのゝしれり。又一もとのさくらあり。是は天平のそれのとし、みかど此所にみゆきましませし、行殿の跡にして、その階前にみ手づから植させ給ふとて、王城のさくらといふ・・・是よりきたひがし、すこしうちのほる處に天神谷とてかむさびたるは山あり。そこに天神のみやしるあり。是伽藍の神なるよしをいひ傳ふ。」

「師子取石」については有孔式の塔心礎である可能性が考えられる。

講堂跡には、寛保3年(1743)の銘を有する廻国碑が建てられていた(整備に際し講堂東に移設)。花崗岩製のもので、国分寺の礎石を再利用したものと思われる。目立った加工は無く、長軸方向を天地にして、平坦な片面に銘が彫られ、以下のとおり釈読することができる「寛保三癸亥天\奉納大乘妙典日本回國諸願成就供養敬白\八月十三日願主玄空」。この碑が原位置を保っていたとするなら、江戸期にはすでに講堂基壇はかなりの削平を受けていたことになる。

天明年間(1781～1788)刊行と云われる山田安在の『伊勢国誌』の「鈴鹿郡」には、「国分山金光明寺国分村」の項がある。

「天平九年聖武帝勅願ニヨリ金光明壽量品ヲ土中ニ埋一字建立行基并開基當国ノ国分寺是ナリ鈴鹿三重川曲境ナリ」

とある。

国分町字北條には現存寺院として花木山光福寺があり、当寺院の境内には光福寺の由来を記す享和二年(1802)の石碑「伊勢國分寺陳跡碑記」がある。真宗高田派の権僧正眞淳の撰によるもので、当碑文には「所置本州者金光明寺稱南院法花寺稱北院方」とあり、僧寺を「南院」、尼寺を「北院」とする。北院は光福寺のある国分遺跡で、南院は天平期を遡る古い瓦が出土する南浦遺跡に相当し、大鹿廢寺と称されている。同碑文ではさらに「寺號爲光福蓋是金光明福于國家之謂成」として寺号の由来を説き、「寛政年中神戸候來遊揮洒南院二大字寄之光福寺遂掲爲寺額」と続けて、光福寺が南院を継承するものであることを記している。後段には「南院舊址土人掘之偶其古瓦有菊花紋者有櫻花紋者其花形每瓦不同」として大鹿廢寺における瓦の出土を伝える。

安岡親毅編による天保4年(1833)の『勢陽五鈴遺響』には「常慶山国分寺」の項があり、後者には以下のような記述がある。「同処ニアリ旧名国分山金光明寺ト云へり本尊藥師仏開山行基菩薩金光明壽量品ヲ土中ニ埋ム故ニ金光明ト名ツク中興鎌倉將軍頼朝卿其後度々炎上ニ及フ今古瓦ヲ出ス研ニ造テ佳ナリ側ニ村上帝朝ニ天神廟ヲ祀リテ今ニアリ 六十余洲同ママ国ノ行者納経所トス」。

明治11年(1878)の『伊勢式内神社檢録』(以下『檢録』)のうち「大鹿三宅神社」の項には国分寺や国分村に関して以下のような記載がある。

「續日本紀天平十九年ニ國別ニ金光明寺ヲ建ラレシトイフ其一ナル國分寺ヲコ、ニ建ラレ、其寺ノ領ナル旨ノ院宣ヲ申下シテ大鹿村ノ名ヲ廢シ、國分寺村ト唱フル事既ニ建久ニ起レリ。然ルニ往古ノ國分寺廢跡ニ常慶山國分寺ト云フ小寺ヲ存シテ在タルニ、ソレモ亦近年廢セリ。其址ニ敗葺ノ散亂スル事夥シ。其舊地ヨリ西二丁許ニ國分尼寺ノ廢蹟ニヤ、法華寺ノ趾ト謂フモアリ。是ヲ以テ見ル時ハ今ノ國分村即チ古ノ大鹿村ニテ、大鹿首ノ累代居住ノ地タリシ事察知セラル・・・其本社ノ天神ハ北野天滿天神ニハアラス。大鹿ノ氏祖ノ天神天兒屋命ヲ云フ天神ナリ。」

とあり国分尼寺跡を史跡指定地に比定しているように読み取れる。

明治22年(1889)の『伊勢名勝志』においては「大鹿三宅神社址」・「國分寺 王城櫻」にて国分寺やその周辺の記載がある。「大鹿三宅神社址」としては以下のように記される。

「國分村字大金谷ニ在リ 舊名大鹿山 西北二面土壘ヲ存シ南ハ耕地ナリ又大塚アリ三百坪餘大鹿ノ

大塚ト稱ス往時土中ヨリ三宅神社ノ紋ヲ印セル古瓦ヲ出セリ其舊地ナルコト知ルベシ蓋シ建武以降ノ
國乱ニ衰廢セシナルベシ 古老口碑」

ここで云う大鹿三宅神社の跡とは「南院」すなわち大鹿廢寺付近のことと思われ、現在では見る事ができない築地と思われる遺構の描写が見られる。ちなみに大金谷は現存する小字名で、大鹿氏にちなむ地名とされる。

(2) 史跡指定

伊勢国分寺跡は、大正 8 年 6 月 1 日に施行された「史蹟名勝天然紀念物保存法」により大正 11 年 10 月 12 日に内務省告示第 270 号において「甲斐国分寺跡」、「三河国分寺跡」、「陸奥国分寺跡」、「筑前国分寺跡」と並んで「伊勢國分寺跡」として“史蹟”に指定された。三重県下では御墓山古墳に次ぐ早い時期の史跡指定である。指定の事由は「二、社寺ノ跡及祭祀信仰ニ關スル史蹟ニシテ重要ナルモノ」である。指定地は、三重縣河藝郡河曲村大字國分字中高木、西高木、堂跡、上西谷と「右地域ニ沿ヒ又ハ介在スル道路」に及ぶ。

表 1 史跡指定地地番一覧

| 名称 | 地名 | | |
|--------|---------------|---|---------------|
| 伊勢國分寺跡 | 三重縣河藝郡河曲村大字國分 | 199 200 201 205 206 207 | |
| | 字中高木 | | |
| | 同字西高木 | 223 224 225 228 229 231ノ1 231ノ2 234 235 236 237 238 | |
| | 同字堂跡 | 294 295 296 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 312 313 314 314ノ1 314ノ4 314ノ5 314ノ6 315 316 317 318 319 320 321 323 324 325 326 327 328 | |
| | | 同字上西谷 | 329 329ノ1 330 |
| | | 外二右地域ニ沿ヒ又ハ介在スル道路 | |

(3) 指定後の国分寺跡の推移

現地には講堂東半部分に大正 12 年建立の石碑があった。銘文は、南面が「史蹟伊勢國分寺跡」、西面が「史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ 大正 11 年 10 月 内務大臣指定」、東面が「大正十二年五月建設」である。

この石碑とよく似た一辺約 1.8 m の台座が講堂南辺にもあった。昭和 13 年の『國分寺の研究』によれば、この台座の上には大正 12 年 5 月 1 日付の説明板があったことが知られる。木製の高札様の説明板であったことが写真からは窺えるが、説明板が失われたあと台座のみが残存する。同じく大正 12 年 5 月建設の碑としては、史跡の東 230 m に現存するものがある。東面には「史蹟國分寺跡道」、南面には「大正十二年五月建設」、北面には「從是西三丁」との記載がある。

講堂の東南付近には昭和 35 年建立の石碑と建立年不明の石製説明板があった。石材は花崗岩であると思われる。石碑の銘文は、南面が「史蹟 伊勢國分寺跡」、西面が「昭和三十五年三月十五日建立」、北面が「文化財保護委員会 鈴鹿市」である。石製説明板は、昭和 35 年建立の石碑の西に隣接して建立されている。記年銘はないが、台座部分の意匠が昭和 35 年石碑と共通する。銘文は南面のみに存在し、

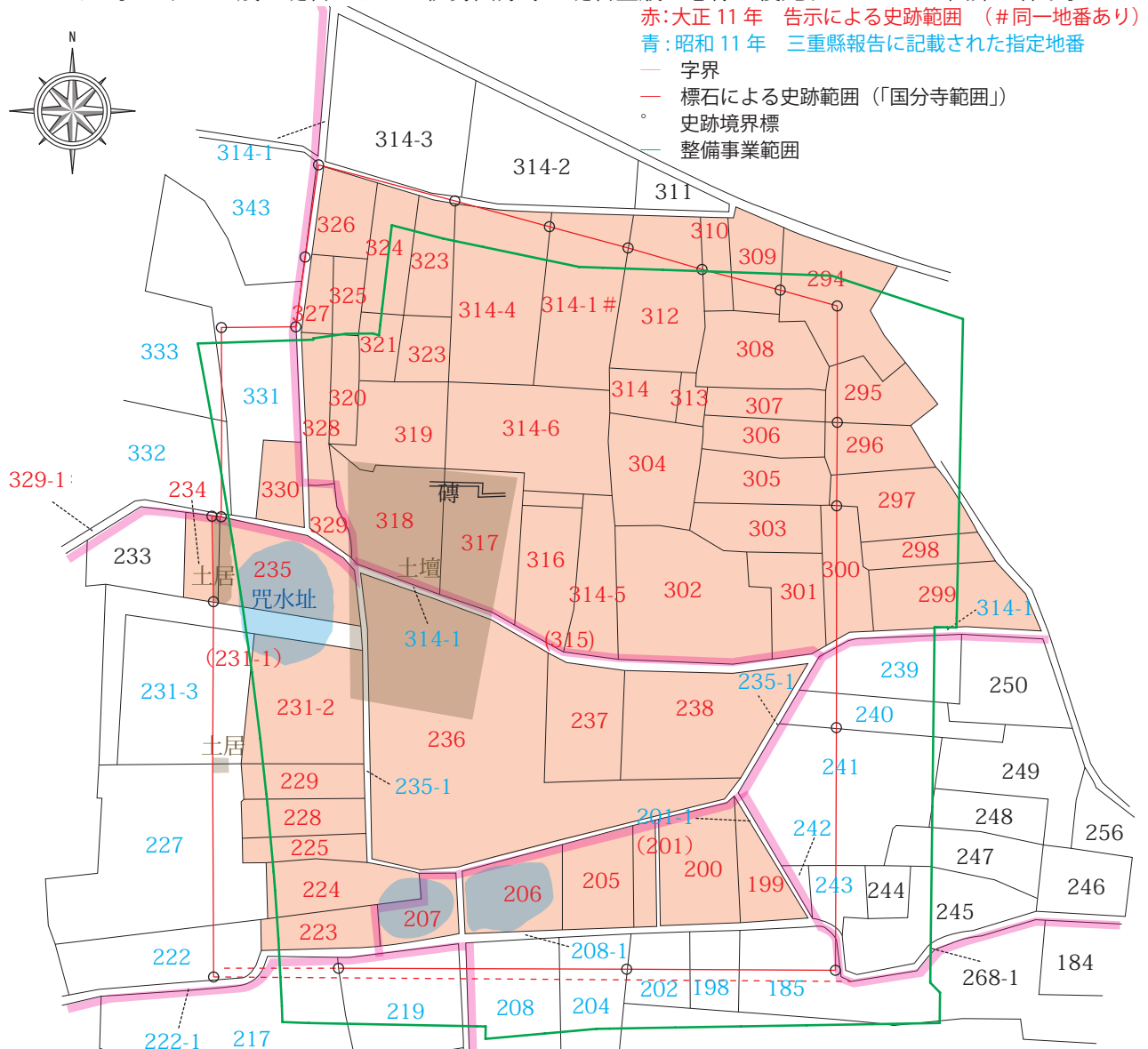
「伊勢國分寺跡 三重県には國指定の國分寺跡が二か所ある その一つは 上野市の伊賀國分寺跡である今一つは この伊勢國分寺跡である 長い間のうつりかわりで 奈良時代の規模が少なからず失われているのは惜しいが 講堂跡といわれている土壇や境内の西端の土塁の一部が残っていて これによって当時の文化の跡がしのばれるのは貴重であり 歴史上欠くことのできない遺跡として 大正十一年十月史跡に指定された 指定区域 ○印 境界標 東西一八三米 南北一九八米」と記される。木製の説明板が失われたため昭和 35 年に石製の説明板と石碑を新設したものと推察される。

説明版の「○印 境界標」にあたる位置には花崗岩製の境界標が埋設されていた。3種類の境界標が確認できる。一つは「史跡境界」と「文化財保護委員会」という銘が表裏に記される。もう一つは「区域標 内務省」とのみ記される。もう一つは「遺跡限界標」とのみ記されたものがある。「史跡境界」が圧倒的に多い。それぞれの作成時期は不明であるが、文言から「史跡境界」は昭和25年から昭和43年までの間のもの、「区域標」は昭和22年以前で、おそらくは戦前のものと理解される。後者については全く不明である。

指定当時に近い時期の現地の状況は昭和11年に刊行された『三重縣に於ける主務大臣指定史蹟名勝天然紀念物』第1冊史蹟（以下昭和11年報告）において述べられている。報告者は三重県史蹟名勝天然紀念物調査会委員の鈴木敏雄で、講堂基壇や西辺築地の一部が残存する様子を述べている。南辺築地については当時すでに痕跡が失われていたようであるが、現地における聴き取りによってその位置を図上で特定している。

昭和11年報告では、史跡指定地について地番を列記するとともに、指定範囲を図示している。地番は大正11年告示と異なる部分があり、図示された指定範囲は現地の石製説明板と同様の形状である。昭和11年段階の地割については指定時とほとんど変化がない。

先述の石碑が建てられた字堂跡の「土壇」には礎石が数点現存するが、いずれも加工は認められないものである。のちの調査でこの「土壇」は講堂基壇の名残であり、礎石はいずれも原位置を留めないことが確認された。金堂・講堂・塔をはじめ主要伽藍は礎石建物であったと思われるので、礎石のほとんどが失われたことになる。わずかに残る礎石のみから伊勢国分寺の礎石全般を想像・復元することには困難が伴う。



第5図 大正11年指定地と昭和11年三重県による指定地番

伊勢国分寺跡の保存状況が大きく変わるののは昭和 20 年代以降のことである。昭和 22 年 11 月 4 日米軍撮影の空中写真では指定当初の地割が認められるが、昭和 27 年 11 月 26 日の空中写真では耕地整理が進行しつつある様子が窺える。昭和 44 年には土地改良法に基づく換地処分が行われ、旧来の地番は名実ともに失われることとなった。築地の痕跡として最後まで残存していた西辺の土塁も耕作により次第に失われ、昭和 40 年代には完全に失われてしまったものと思われる。

昭和 47 年には、講堂跡の一部である字堂跡 299 番を、菅原神社から土地の交換の形で公有地化するなど、史跡の保護についての動きがあった。しかし、昭和 48 年 4 月には指定地内の 2 箇所（字堂跡 312 番、292 番）で無届の現状変更が行われたとして顛末書が提出されるなど、虫食いの現状変更が進行していたことが窺える。

(4) 史跡指定地の抱える問題（第 5 図）

平成 19 年度、整備事業着手にあたり整備事業実施範囲の全域を史跡とするため、追加指定の協議を三重県教育委員会と行った際に、重大な事実が発覚した。すでに述べたように指定地は昭和 40 年代の耕地整理事業によって旧来の地割りは失われ、またそれに伴う換地処分によって地番も変更または消滅してしまっている。にもかかわらず、指定地番の変更等の告示は一切なされておらず、文化庁としては境界標による指定範囲はあくまで「国分寺範囲」であって、史跡範囲は、指定当初の地番に基づかざるを得ないという判断であった。

昭和 30 年代の石製説明版における指定区域の図のように、鈴鹿市では戦後史跡範囲は現地の標柱に基づくものとして、長らく管理を行ってきた。昭和 55 年刊行の『鈴鹿市史』第一巻にも「史跡指定範囲は東西一八三㍍、南北一九八㍍で、文化財保護委員会による史跡境界の石標が周囲に立てられている。やや南北に長い区域である。」とあり、史跡範囲の食い違いの問題が全く認識されていなかったことが伺われる。平成 63 年度以降の範囲確認調査に伴う現状変更申請および平成 7～9 年度の土地公有地化に際して国・県からの指摘も受けることは無かった。

昭和 11 年報告に列記された地番には、大正 11 年告示と異なる部分があり、図示された指定範囲が現地の標石の範囲を包括する。また文化庁に保管されていた大正 11 年 6 月 26 日付の指定申請書に添付されていたと見られる大正 6 年地籍図には、昭和 11 年の報告を反映したと見られる土壇・池泉とともに「国分寺地域」として赤線で標石によるラインが追記されている。

これらを総合すると、昭和 11 年の鈴木敏雄氏の調査によって、残存土塁などの遺構や地割に基づき、より学術的に国分寺寺域の線引きが行われ、その範囲をすべて網羅するべく、三重県報告には追加地番が記入されたとみられる。おそらく、この段階で平行して史跡境界標石の整備が進められるとともに、河曲村・三重県と文部省との間で史跡の追加指定および変更の協議が持たれ、それが文化庁保管地籍図への「国分寺地域」追記となったのであろう。

しかし、何らかの事情があり結局追加指定の告示には至らなかったとみられる。これによって、指定範囲と史跡境界標の差異が生じ、昭和 17 年の鈴鹿市成立時の町村合併時や戦中の混乱期に情報の引継ぎが途絶えたのであろう。戦後も、文化財保護の体制が整わないうちに耕地整理や換地処分が行われてしまい、今となっては指定範囲と現地との照合は全く不可能となってしまった。

すでに整備事業が終了を迎えている段階で、このような問題が未解決のままであることは誠に残念であるが、指定範囲の変更または追加指定による全域のカバーを目指して、三重県教育委員会の協力のもと文化庁との調整を現在も進めているところである。

第3章 保存整備事業に至る経緯と経過

(1) 保存整備事業に至る経緯

昭和60年に、金堂にあたる畑の字堂跡277番で、機械による深耕に伴い大量の瓦・埴・礎石が出土し大きな問題となった。3月12日付で文化庁長官宛て報告がなされていて、これを受けて昭和60年6月10日付委保1号で文化庁次長から「史跡伊勢国分寺跡のき損について（通知）」があり、「極めて遺憾な事態である」として地元への説明その他の保護方針を早急にまとめ提出せよとの指示があった。市としては、当面の保存管理計画として①土地利用状況調査、②土地所有者への周知、③史跡の巡視、④先進地視察と資料収集⑤（仮称）国分寺跡保存管理委員会の設置を報告した。これに基づき昭和61年6月25日には第1回の国分寺跡保存管理委員会も開催され、これを契機に伊勢国分寺跡の保存管理への取り組みが具体化していくことになる。

遺跡の破壊の背景には、農業の機械化・集約化、具体的には畑から水田への転換に伴う床下げによる地下遺構への深刻な影響があった。そこで、これまで史跡伊勢国分寺跡として認識されてきた境界標の範囲と実際の伽藍の範囲がどのような関係にあるかを探るため、昭和63年度から国・県の補助を受けて範囲確認調査に着手することとなった。

また、時期を同じくして国道1号北勢バイパスが計画され、平成2年12月25日に都市計画決定されるに至った。路線は、国分寺が立地する台地の西辺をカットする形で引かれており、取り付け道路や周辺開発による環境の変化も危惧された。

範囲確認調査の開始とほぼ時を同じくして、鈴鹿市教育委員会では学識経験者や市民代表で構成される鈴鹿市博物館懇話会が立ちあげられ、総合博物館の建設について議論が行われた。昭和63年度・平成元年度の2箇年に及ぶ審議の中で、総合博物館の建設は将来の目標とし、まずは市内各地に散在する文化財や歴史資料の保存に向けて資料館等を整備し、市内における埋蔵文化財調査の拠点として国分町には国分寺跡のガイダンス施設的な性格を兼ねた埋蔵文化財センターの建設をめざすこととなった。

また平成元年度には、国分寺跡の所在する国分町の谷あい鈴鹿市の不燃性廃棄物の最終処分場を建設するために「鈴鹿市北部地域開発整備構想「歴史と未来の架け橋」レインボウ・ヒルズ構想」がまとめられた。そこでは、伊勢国分寺跡については歴史公園の整備と「国分寺遺跡資料館」の建設が提起された。最終的には、平成元年度の第3次総合計画において伊勢国分寺跡における歴史公園の整備と埋蔵文化財センターの建設がレインボウ・ヒルズ計画の中に位置づけられることとなった。埋蔵文化財センターについては「鈴鹿市考古博物館」と名を変え、平成10年度に開館した。

(2) 鈴鹿市考古博物館

鈴鹿市考古博物館は平成2年の鈴鹿市第3次総合計画に「埋蔵文化財センター」として位置づけられ、平成7年に「（仮称）鈴鹿市考古博物館建設事業」として自治省の「ふるさとづくり事業」の指定を受け建設された。平成8年に建設工事に着工し、平成9年に竣工、平成10年に展示工事を行い、平成10年10月に開館した。敷地面積は15,330.69㎡、建物は建築面積1,691㎡、延床面積2,631.25㎡、鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造の3階建ての建物である。3階の北側には展望デッキが設けられ、鈴鹿山地と養老山地の山並みを背景に国分寺の伽藍地が一望できる構造になっている。

開館以来、年1回の特別展、1~2回の企画展、市内の発掘成果の速報展を開催し、これまでに87回を重ねている。「東海道の国分寺」「古代の鬼瓦」「国の華」「伊勢国分寺のすべて」等国分寺に関連する展示も多い。また、展示の関連講演会、寺院・官衙シリーズと銘打った講演会、入門講座、発掘調査スライド説明会、体験講座等の講座は年に十数回開催されている。また、夏休み子ども体験博物館や展示ホールを利用したミュージアムコンサートが開催されているほか、歴史公園開園を見越したイベントとして屋外での「お

月見ミュージアムコンサート」や「博物館春まつり」等が開催されている。

ただ、開館からすでに20年が経過していることや開館当時は国分寺跡の伽藍地内の発掘調査が未実施でその成果が常設展示に十分反映されていない点があり、整備事業の完了とともに展示のリニューアルが望まれている。

(3) 伊勢国分寺跡の発掘調査

伊勢国分寺跡の学術調査は、昭和63年度に国庫補助事業「史跡 伊勢国分寺跡 発掘調査事業」として着手した。まずは、標柱によって明示されている史跡範囲（「国分寺範囲」）が、正しいものであるかを確認するために、「国分寺範囲」の区画線の外側あるいは区画線をまたぐ形でトレンチを設定して調査を行った。平成2年度までのおよそ3箇年で築地底部や外周溝を検出し、伽藍地が築地塀を巡らせた一辺約180m（600尺）の方形であることを確認した。

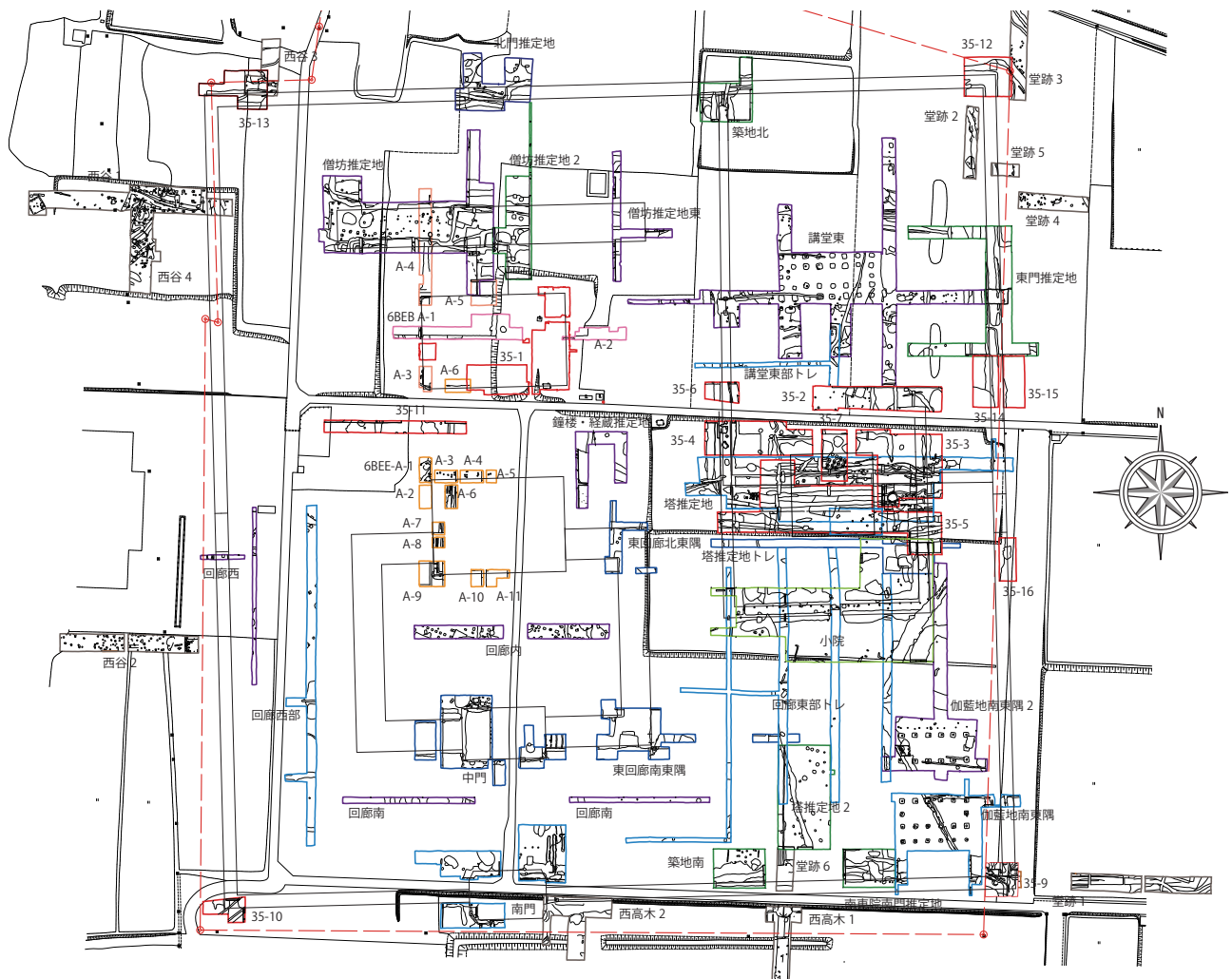
平成8年度には、南に隣接する博物館建設に先行して現南外周路に当たる範囲の確認調査が実施された。

史跡の公有地化が平成9年に完了したことを受け、平成11年度から平成16年にかけて史跡内での主要伽藍の位置・規模を確認するための調査に着手した。平成11年度の第22・23次調査および平成12年度の第24次調査は市の単費で実施し、以後は国庫補助事業（平成11年度から：史跡 伊勢国分寺跡 記念物保存修理事業。平成16年度から：史跡 伊勢国分寺跡 史跡等・登録記念物保存修理事業）として実施した。これにより南門・中門・回廊・金堂・僧坊等の伽藍の位置規模を確定した。国分寺を象徴する塔基壇は伽藍地東半空閑地に存在すると想定されたが、確認にはなかなかいたらず、結果として空閑地に対し広範囲のトレンチ調査・面的調査を行った。その結果、小院（後に「塔院」と推定）や北東院といった伽藍地内の区画施設、南東隅掘立柱建物など伽藍地内における他国の国分寺にあまり例を見ない主要伽藍以外の構造が明らかになるといった予期せぬ成果が得られた。

これらの成果を基に、国分寺跡の本格的な整備計画が動き出した。平成19年度に作成された「史跡伊勢国分寺跡保存整備基本設計」のなかでは、①塔・経蔵・鐘樓の位置が未確認である。②外周築地のコーナ一部分の調査が未実施で、四隅の位置は確定していない。③外周築地の東西の門は、未確認である。④北東院・

表2 範囲確認のための関連調査

| 年度 | 回数 | 調査期間 | 面積 (㎡) | 概要 | 概要報告書 | 報告書 |
|----------------|----|-------------------|--------|--|--|-----------------------------|
| 昭和63 (1988) | 1次 | 880920- 881215 | 450 | 伽藍地の範囲確認調査着手。4トレンチを設定。「西谷1」区で西辺築地外溝・四面庇掘立柱建物と竪穴建物を検出。「堂跡1」区で築地外溝検出。 | | 『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺構編 -』 2017 |
| 平成元 (1989) | 2次 | 891002- 891219 | 470 | トレンチ7箇所を設定。「西谷3」区で北辺築地外溝、「堂跡2・3・5」調査区で東辺築地基底および内外溝、「堂跡6」「西高木1」調査区で南辺築地基底および内外溝を検出。これにより伽藍地が築地塀をめぐらせる180m四方の規模で、国分寺「指定範囲」と北辺を除きほぼ合致することを確認。 | 『伊勢国分寺跡調査概要』1990 | |
| 平成2 (1990) | 3次 | 901011- 901223 | 352 | トレンチ2箇所を設定。「西谷4」区で新たに竪穴建物1棟を検出。想定伽藍南辺中央に設定した「西高木2」区では、南辺築地基底を検出したものの南門基壇の確認には至らず。伽藍中軸線が東西いずれかに偏ることが想定された。 | 『伊勢国分寺跡 - 第3次発掘調査概要報告 -』1991 | |
| 平成3 (1991) | 4次 | 911002- 911225 | 80 | 指定地南方でトレンチ1箇所を設定。掘立柱建物1棟を検出。 | 『伊勢国分寺跡 - 尼寺推定地の調査 -』1992 | |
| 平成5 (1993) | 6次 | 930913- 931124 | 142 | 指定地南方でトレンチ2箇所を設定。溝・柱穴を検出。 | 『伊勢国分寺・国府跡 - 長者屋敷遺跡ほか発掘調査事業概要報告 -』1993 | |



- 平成 11 年度 第 2 2 次調査
- 平成 16 年度 第 30 次調査
- 平成 11 年度 第 2 3 次調査
- 平成 17 年度 第 31 次調査
- 平成 12 年度 第 2 4 次調査
- 平成 20 年度 第 35 次調査
- 平成 13 年度 第 2 5 次調査
- 昭和 63 年度～平成 2 年度 第 1～3 次調査
- 平成 14 年度 第 2 8 次調査
- 平成 15 年度 第 2 9 次調査

第 6 図 伊勢国分寺跡年次別発掘調査区

小院の内部構造と性格は十分に解明されていない。という課題が示された。これを受けて、保存整備事業の初年度にあたる平成 20 年度に第 35 次調査を実施した。結果として、講堂基壇の基壇化粧・階段の発見、小院内に方形区画溝を確認等の成果が得られ、一部は遺構表示設計に反映された。しかし、結局塔基壇（基礎地業）や東・西門，経蔵・鐘樓の確認するにはいたらなかった。

この他整備工事業に伴う緊急発掘調査として、平成 25 年度に北辺外周路に雨水排水施設を追加するに際し、小規模な調査（第 38 次）を実施した。

表 3 博物館建設に先行する関連調査

| 年度 | 回数 | 調査期間 | 面積 (㎡) | 概要 | 概要報告書 | 報告書 |
|-------------|------|---------------|--------|---|-------------------------------------|-----|
| 平成 8 (1996) | 14 次 | 960605-961002 | 850 | 博物館建設に先立つ調査，外周道路部分について，市道の付け替えを想定して調査。南門前において目隠し堀と見られる柱穴列，前面道路の側溝の可能性のある溝を検出。その他，中世以降の小柱穴・溝を検出。 | 「2 伊勢国分寺跡発掘調査概要」『鈴鹿市埋蔵文化財調査年報Ⅳ』1996 | |

表4 伽藍地内の確認（学術）調査

| 年度 | 回数 | 調査期間 | 面積 (㎡) | 概要 | 概要報告書 | 報告書 |
|-------|------|--------------------------------|--------|--|-------------------------------|--|
| 平成 11 | 22 次 | 990715-990930 | 153 | 指定地内で唯一高まりとして残る講堂推定地跡の調査に着手。東西の横断トレンチを設定。埴列、外周溝を確認、基壇の東西規模を確認。 | 『伊勢国分寺跡1』2001 | 『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺構編 -』2017 『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺物編 -』2018 |
| | 23 次 | 000204-000331 | 132 | 講堂基壇の追加調査。講堂北西・南西隅埴列を検出。北西隅では落下した状態の軒瓦を検出。 | | |
| 平成 12 | 24 次 | 000508-000919 | 216 | 前年度に引き続き講堂基壇の精査。基壇の南北規模を確認。 新たに金堂推定地にトレンチを設定して講堂基壇の基礎地業および外周溝を確認、南北規模を確定。講堂中軸線をもとに東西幅を想定。 | | |
| 平成 13 | 25 次 | 010514-011031 020207-020312 | 1,100 | 中門・東回廊・塔推定地・南門の調査。 中門・東回廊の基壇を検出、規模を確認。塔推定地のトレンチでは瓦溜りを検出したものの基壇等は確認できず。南門は次年度への継続とする。 | 『伊勢国分寺跡2- 第 25 次発掘調査概要報告』2002 | |
| 平成 14 | 28 次 | 020509-030228 | 1,891 | 南門の調査を継続。塔を求めて金堂東で塔推定地として面的な調査を行うとともに、広範囲にトレンチ調査を実施。 南門基壇は扁平な八角形状を呈することが判明。塔推定地調査区では伽藍地北東部を区画する築地塀を確認（北東院）。トレンチ調査により伽藍地南東隅で大型の掘立柱建物を検出。 | 『伊勢国分寺跡3』2003 | |
| 平成 15 | 29 次 | 030804-040312 | 2,374 | 僧坊・鐘楼・北門・北東院内の調査。 僧坊は外周溝から東西 72m 基壇規模を確認。北門は築地外周溝から存在を確認。北東院内では東西 7 間の二面廂建物を検出、煮沸具や製塩土器の出土から食堂と想定。 また 28 次調査で確認された大型掘立柱建物の北にさらに一棟掘立柱建物が存在することを確認。鐘楼については確認できず。 | 『伊勢国分寺跡4』2004 | |
| 平成 16 | 30 次 | 040723-050128 | 1,100 | 塔推定地、南東院南門推定地、築地北、南・東辺および僧坊の調査。 僧坊付近は攪乱が著しく規模の明確な確認には至らず。築地北では北東院築地と伽藍北辺築地の接点を検出。築地南では南東院の存在を示す築地は検出されず。築地東は築地基底部を検出するも、門の確認には至らず。南東院南門推定地では門基壇の外周溝の可能性。 | 『伊勢国分寺跡5』2005 | |
| 平成 17 | 31 次 | 050728-051209 | 1,022 | 塔推定地の調査。伽藍地内を区画する方形の築地塀とそれに付随する門を確認（小院）。塔基壇は確認されず。 | 『伊勢国分寺跡』2004 | |

表5 保存整備事業に伴う発掘調査

| 年度 | 回数 | 調査期間 | 面積 (㎡) | 概要 | 概要報告書 | 報告書 |
|--------------|------|---------------|--------|--|---------------|--|
| 平成 20 (2008) | 35 次 | 080714-090227 | 2,024 | 講堂、塔推定地（小院）・鐘楼・経蔵・東門推定地、伽藍地四隅の追加調査。 講堂の埴積み・瓦積み基壇化粧および中央・東階段基底の確認。小院内部に東西 26.5 m × 27 m の方形区画溝を確認。伽藍地築地の四隅を確認。 塔の掘込地業、鐘楼・経蔵・東門は確認できず。 | 『伊勢国分寺跡7』2009 | 『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺構編 -』2017 『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺物編 -』2018 |
| 平成 24 (2012) | 38 次 | 120211 | 7.8 | 保存整備工事に伴う雨水排水設備工事に伴う緊急調査。溝 1 条を検出。 | | 『伊勢国分寺（第 38 次）』『鈴鹿市考古博物館年報第 15 号』2013 |

(4) 史跡の公有地化

昭和 63 年から平成 2 年にかけての発掘調査により、一辺約 180 m の方形でほぼ史跡標柱による史跡範囲（「国分寺範囲」）内に収まることが確認された。これらの成果を受け、平成 4 年には「史跡伊勢国分寺跡及び周辺環境整備に係る基本計画」が策定され、史跡伊勢国分寺跡の保存整備（歴史公園）とガイダンス施設を兼ねた埋蔵文化財センター建設の計画が具体化した。

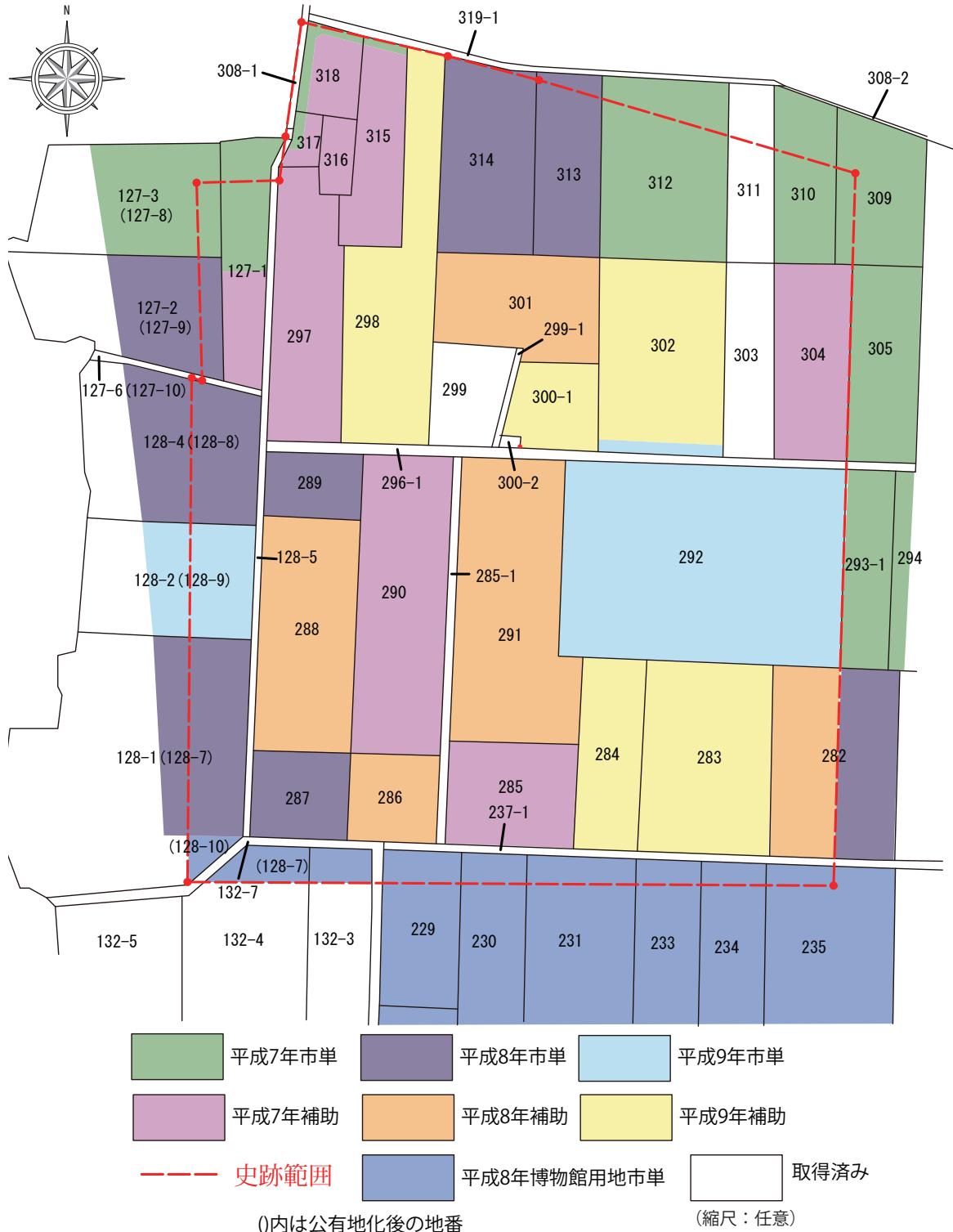
平成 7 年から平成 9 年度に、史跡の公有化を行った。史跡伊勢国分寺跡史跡等買上げ（直接買上げ）による国庫補助事業と市単費による買上げ事業を並行して進め、史跡境界範囲のうち埋蔵文化財センター用地を除く全域と周囲バッファゾーンを合わせた（仮称）歴史公園用地 41,392.64㎡（公簿面積）を公有地化した。補助事業による事業費は補償費も含め 331,438,000 円となった。市単独事業分については、鈴鹿市土地開

表 6 史跡公有地化の状況

| 年度 | 区分 | 地番 | 面積 (㎡) | 面積小計 (㎡) | 用地費 (円) | 補償・事務費 (円) | 小計 (円) | 合計 (円) | 備考 |
|-----------|-------|-----------|-----------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|---------------------|
| 平成 7 年 | 補助 | 127-1 の一部 | 401.79 | 7,366.79 | 108,230,050 | 208,060 | 108,438,110 | 224,986,210 | 補助対象 103,843,800 |
| | | 285 | 1057 | | | | | | |
| | | 290 | 2115 | | | | | | |
| | | 297 の一部 | 1409 | | | | | | |
| | | 304 | 991 | | | | | | |
| | | 315 の一部 | 779 | | | | | | |
| | | 316 | 211 | | | | | | |
| | | 317 の一部 | 95 | | | | | | |
| | | 318 の一部 | 308 | | | | | | |
| | 市単 | 127-1 の一部 | 540.21 | 7,053.54 | 105,211,100 | 11,337,000 | 116,548,100 | | |
| | | 127-8 | 1021.57 | | | | | | |
| | | 293 | 786 | | | | | | |
| | | 294 | 188.76 | | | | | | |
| | | 297 の一部 | 5 | | | | | | |
| | | 305 | 991 | | | | | | |
| | | 309 | 965 | | | | | | |
| | | 310 | 575 | | | | | | |
| | | 312 | 1791 | | | | | | |
| | | 315 の一部 | 30 | | | | | | |
| 317 の一部 | 40 | | | | | | | | |
| 318 の一部 | 120 | | | | | | | | |
| 平成 8 年 | 補助 | 282 の一部 | 972.23 | 7,059.23 | 106,594,410 | 405,500 | 107,000,000 | 322,967,767 | 補助対象 107,000,000 |
| | | 286 | 621 | | | | | | |
| | | 288 | 1811 | | | | | | |
| | | 291 | 2456 | | | | | | |
| | | 301 | 1199 | | | | | | |
| | 市単 | 127-2 | 861.28 | 7,844.33 | 118,449,346 | 97,518,421 | 215,967,767 | | |
| | | 128-1 | 1304.54 | | | | | | |
| | | 128-4 | 1303.74 | | | | | | |
| | | 282 の一部 | 977.77 | | | | | | |
| | | 287 | 667 | | | | | | |
| 289 | 469 | | | | | | | | |
| 313 | 909 | | | | | | | | |
| 314 | 1352 | | | | | | | | |
| 平成 9 年 | 補助 | 283 | 1983 | 7,384.6 | 112,245,920 | 3,754,165 | 116,000,085 | 210,129,025 | 補助対象 116,000,000 |
| | | 284 | 991 | | | | | | |
| | | 298 | 1983 | | | | | | |
| | | 300-1 | 629 | | | | | | |
| | | 302 の一部 | 1798.6 | | | | | | |
| | 市単 | 128-2 | 954.75 | 5,489.15 | 834,535,080 | 10,693,860 | 94,128,940 | | |
| | | 292 | 4350 | | | | | | |
| 302 の一部 | 184.4 | | | | | | | | |
| 総計 | 補助 | | 21,810.62 | | 327,070,380 | 6,367,815 | 331,438,195 | 758,083,002 | 補助対象 331,438,000 |
| | 市単 | | 20,387.02 | | 307,095,526 | 119,549,281 | 426,644,807 | | |
| | 合計 | | 42,197.64 | | 634,165,906 | 123,917,096 | | | |

発公社による土地特別会計により行った。買収した用地のうち 282 番のうち 399㎡、293 番 1 のうち 220㎡、294 番のうち 186㎡については平成 9 年度に代替地として売却している。平成 6 年度に別課が先行取得していた 303 番 991㎡、311 番 889㎡と、平成 10 年度に東海財務局から売却を受けた 127 番 10 の 72.53㎡を含めた取得価格・補償費に、利子等を含めた 521,315,946 円を平成 11 年度から 10 年をかけて償却した。

博物館用地についても平成 8 年度に市単独事業として用地買上げが進められ、あわせて史跡境界範囲の全域が公有地化された。整備事業対象の面積は、博物館用地（合筆して 224 番地）14,815.75㎡のうち 1,636㎡および 128-6 番 597.46㎡の合わせて 2,233.46㎡を占有し、整備に伴い廃止し取り込んだ市道国分 21 号線の 128 番 10 のうち 155㎡を加え、実測地籍で 48,215.65㎡となった。



第 7 図 史跡の公有地化

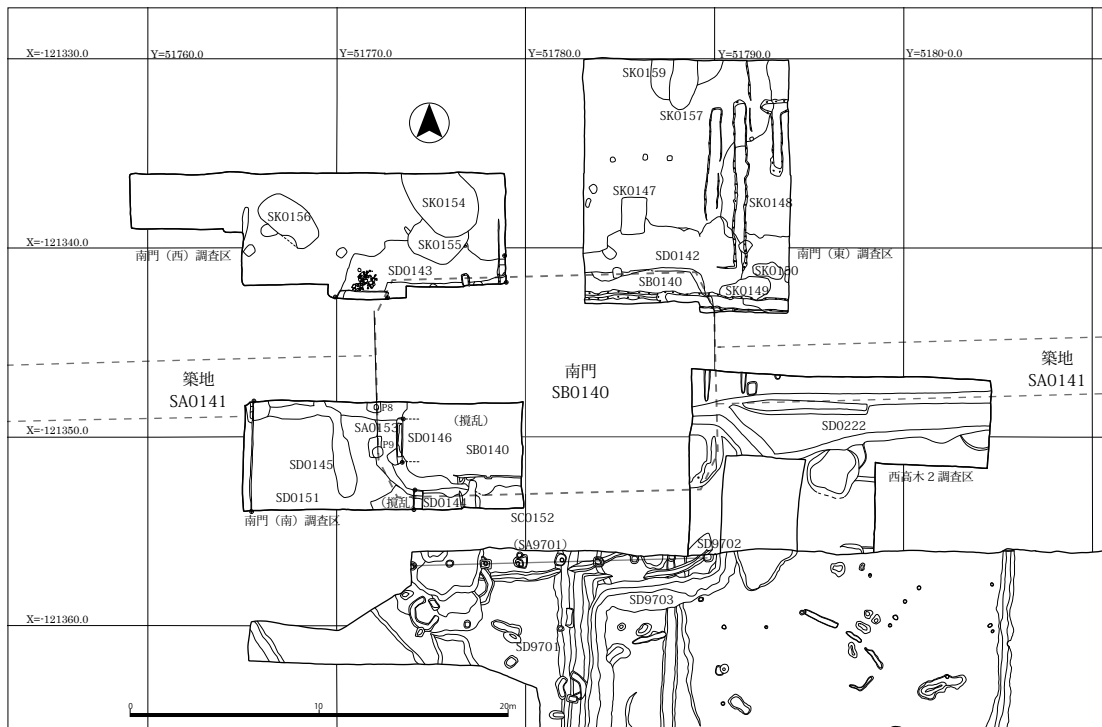
(5) 発掘調査の成果

①南門 (SB0140) (第8図)

南門基壇は予想以上に削平されていた。掘込地業もほとんど残存しておらず、基壇の規模は外周溝から判断するしかなかった。復元された基壇の形状は、長方形の四隅を斜めに切り落としたような、東西に肩平な八角形状を呈する。これについては、改修時に築地外側溝と南門外周を短絡するように採土・廃材処理のための溝を掘った際に、四隅を短絡したことによって生じたと推定した。だが、このような例はあまり類例を聞かない。基壇の南北幅は 11.2m、東西幅は 17.6m を測り、およそ 38 尺× 60 尺と推定される。

基壇南面では外周溝が途切れ、門の推定主軸をもとに折り返すと幅 7m 前後の陸橋状の構造が想定される。南門から南へ延びる道路の幅を示すと推定される。南門基壇南辺から南に 4m 離れて、平行する柱列が確認された。幅がほぼ南門基壇と等しいとみられ、南門の改修の際等に伽藍地内部が見通せないように設置された目隠し塀などの可能性が考えられる。

基壇北面においても、南面と対応するように溝の幅がおよそ 7m の間で 1m ほど狭まっている。中門に至る通路の幅を示すものであろう。南門に取り付く築地は横断的には調査できなかったが、基底部幅が約 3m (10 尺) であろう。



第8図 南門遺構配置図 (1/400)



第9図 南門 (西から)

②中門 (SB0101) (第 11 図)

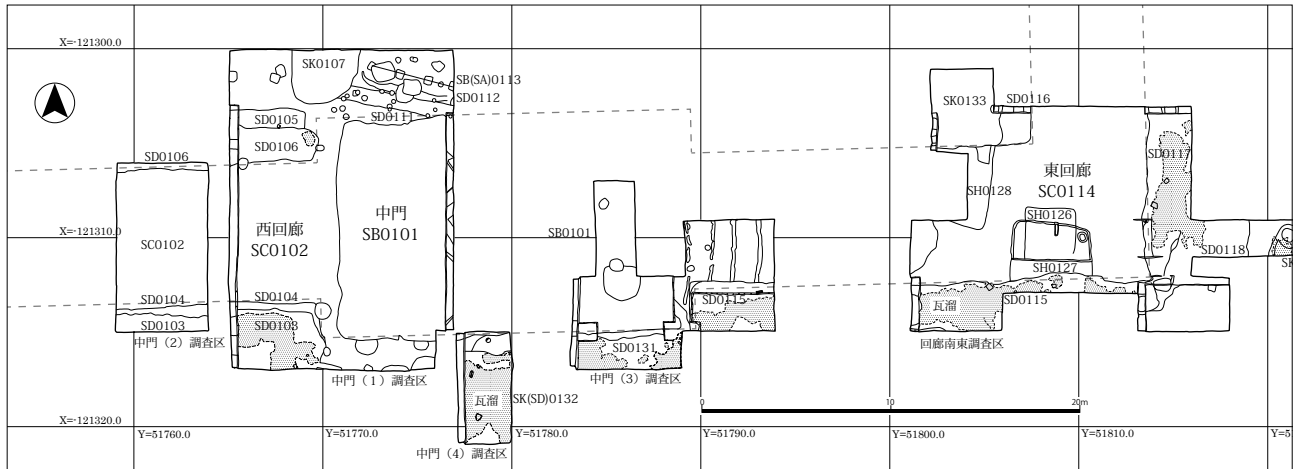
掘込地業の最下層のみがろうじて残った状態で、版築構造さえ確認することはできなかった。また、西辺付近では削平された部分もある。基壇の南北規模は掘込地業の最大幅が 11.85m (40 尺) である。東西規模は掘込地業の端部の残存状況が良くないので、東西回廊外溝端間の最短距離 19.5m であることから、19.26 m (65 尺) と推定している。上部構造を復元するような手がかりは全く得られなかった。

前面には、大規模な土坑 SK0132 が存在する。土坑上層の瓦溜から出土した灰釉陶器から 9 世紀前半頃の年代が得られた。その頃に大規模な改修が行われていると見られる。

中門から金堂の基壇まで、辺々の距離は約 31 m (105 尺) を測る。



第 10 図 中門 (上が北)



第 11 図 中門・東回廊遺構配置図 (1/400)

③回廊 (東回廊 SC0114・西回廊 SC0102) (第 11・13 図)

主に東回廊の調査を実施した。中門と金堂を結び、金堂院を構成する型式である。ここではこのうち東半を東回廊、西半を西回廊と呼び、中門に取り付く部分を南辺、金堂に取り付く部分を北辺と呼ぶ。

基壇は著しく削平を受けており、掘込地業の痕跡さえ残っていない。内外側溝の間を回廊基底と判断した。地山面に柱穴は見られず、側溝から多量の瓦が出土することから平低な基壇を持つ瓦葺礎石建物であろう。

東回廊の規模については、中門の中心から東辺の距離が 34.15m (115 尺)、北辺から南辺の距離が 50.1m (170 尺) を測る。回廊全体では東西 230 尺×南北 170 尺の規模となる。

また、回廊の基壇基底幅には辺により差があることが認められる。南辺で幅は平均して 7.2 ~ 7.4m (24 尺) の数値が得られ、東辺では 6m (20 尺) 前後とやや狭く、北辺幅については調査範囲が限られるため正確に求められないが、南辺よりやや狭い 6.8m 前後 (23 or 24 尺) の数値が得られる。

西回廊については、中門への取り付け部分を検出したほか、金堂の調査において南西部で掘込地業を切って東西方向に配置された塼が検出されていて、これが改修後西回廊南辺との接続部であろう。

④金堂 (SB0003) (第 13 図)

金堂基壇は地上部がほぼ削平されており、規模の推定には掘込地業の範囲や外周溝をよりどころとせざるをえなかった。伊勢国分寺跡の遺構のうち、唯一新旧の前後関係が明確に確認されている。掘込地業が残る創建期の金堂の時期、この掘込地業を切って配置された塼から想定される改修後の基壇の時期、そして上層を覆う整地層の 3 時期がある。

調査は主に西半分でのみ実施したため、規模の復元は講堂の中軸線を基準として折り返しにより行った。よって、中軸線の設定によりいくつかの案が存在し、本来の基壇の規模から若干の隔たりがあることをお断りしておく。想定されたそれぞれの規模は、創建期金堂は東西 30.5m × 南北 21.9m で 103 尺 × 74 尺、修造期金堂は東西 28m × 南北 21m で 94 尺 × 71 尺となる。講堂と比較するとかなり寸の詰まった建物である。金堂南西で検出された 2 箇所の柱穴を足場穴と考えると、金堂西辺では 3 m 程の軒の出を想定できる。基壇外装については瓦塼を用いた基壇であった可能性が高い。講堂基壇との近接する辺々間は 74 尺、芯々間は 146 尺を測る。

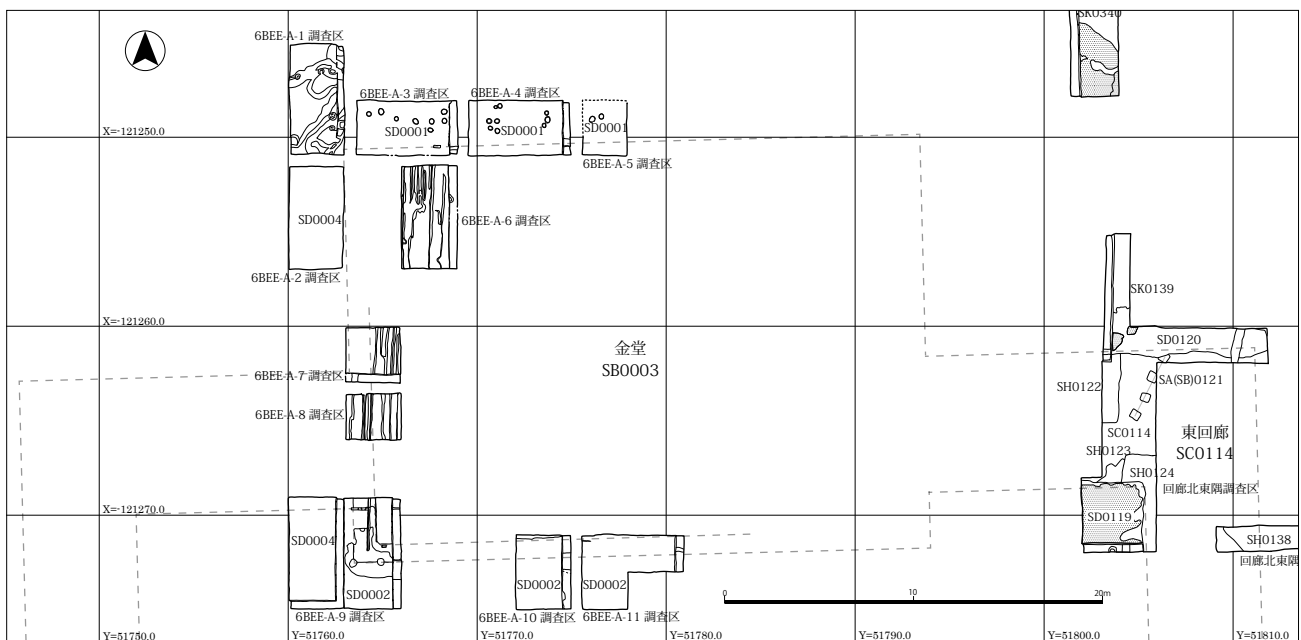
金堂の周囲からは大規模な瓦塼等を含む溝が検出されている。埋土に含まれる瓦塼は改修に伴う廃材処理によるもので、再び建物が機能する際には埋め戻され整地されていたと推定される。溝埋土は複雑な堆積状況を示し、改修の度に掘削・埋め戻しが繰り返されていたことを示すものである。

金堂では、軒丸瓦Ⅱ A02・Ⅱ A03、軒平瓦Ⅱ B01・Ⅱ B12 が用いられていたようである。軒平瓦Ⅱ B12 はやや時期の降る差し替え瓦であろう。建物毎に異なる製品群が供給されていた可能性が考えられる。軒平瓦Ⅱ B01 は著しい箔傷を有する例が多いことが知られてきたが、金堂から出土した同例には箔傷の進行が顕著になる前段階のものが含まれている。

また、金堂南辺において出土した灰釉陶器から 10 世紀に入った頃に廃絶を迎えたことがかろうじて推定される。



第 12 図 金堂基壇南西隅(南から)



第 13 図 金堂・東回廊遺構配置図 (1/400)

⑤講堂 (SB9906) (第 14 図)

ほとんど地上部の遺構を留めない伊勢国分寺の伽藍の中で講堂が最も残りが良い。講堂では基壇南・北面を中心に延石状に並ぶ塼が検出された。また、東・西・南面からは瓦列が検出されている。瓦列には一部塼も混在する。南面の塼列には 2 箇所の突出部分があり、階段基底と判断した。

塼列外縁を基準にした講堂基壇の南北規模は 21.2 m (72 尺) で、同じく東西規模は、瓦列・塼列を基準にして 33.2 m (112 尺) である。塼列北辺の方位の振れは角度は N88.5° E, 同じく南辺は N88.7° E であるので、講堂基壇中軸の傾きはおおむね N1.4° W である。

使用されている塼は多くが、断面が台形の塼 (以下「台形塼」) で、全国の寺院・官衙遺跡では全く類例を見ない特異な形状の建築資材である。講堂北面において塼積は 2 段検出され、北面では 3 段目の可能性がある転落した塼が確認された。台形の下底面にあたる面を全て基壇外側に向け、間知石状に組んでいる。

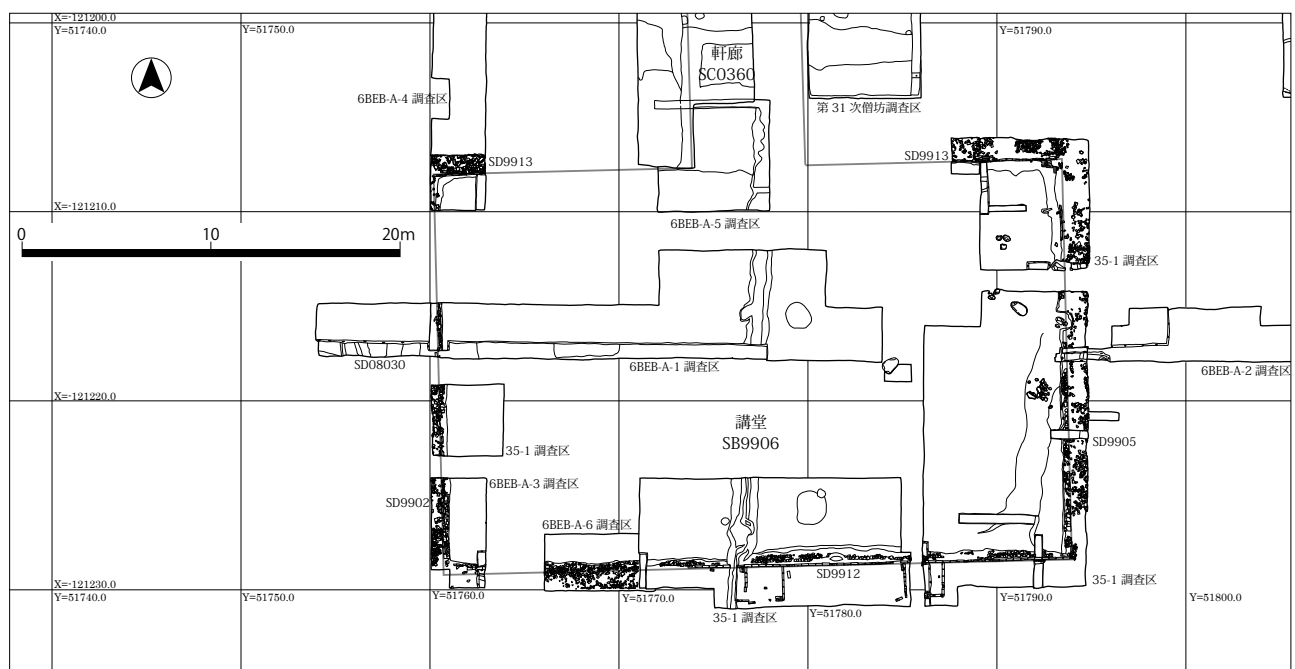
東・西・南面で検出された瓦列は、丸瓦・平瓦を主体としたもので、長軸端や短軸端を外側に揃えて設置されている。中には軒丸瓦の瓦当面向外側にに向けて配置された部分もある。南面では塼列よりも 0.1 ~ 0.2m ほど内側に瓦列が位置するのに対し、東面では塼列の直上に瓦列が位置する。東北隅では塼列の 0.3m 内側にさらに塼が配置されている。

講堂の基壇外装は、改修が繰り返され、やがて廃絶した際の最終的な状況を反映しているものと理解される。基壇南面から 10 世紀代の灰釉陶器が出土しており、廃絶時期を考える上で参考になる。

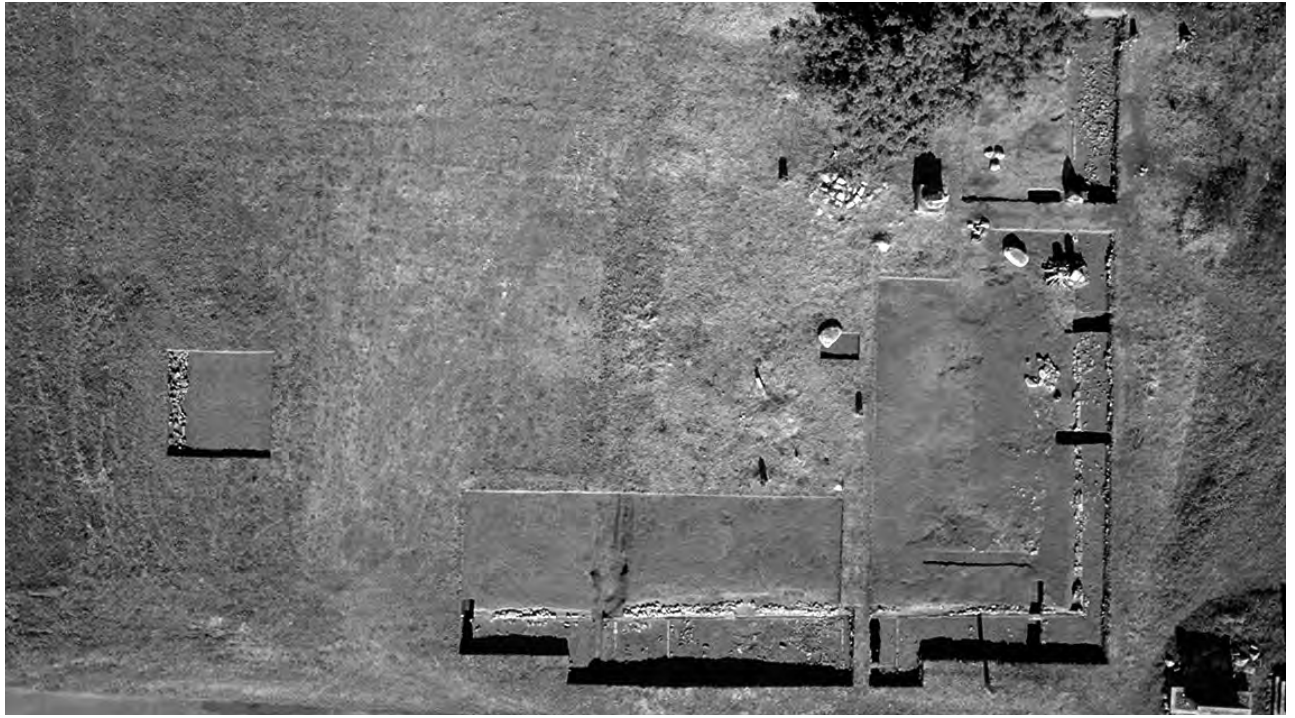
南面で検出された 2 箇所の階段部分は塼列の基礎部分のみが残存する。中央および東階段に相当し、本来は西にもう一つ階段が設けられていたであろう。階段の出は 1.8 m, 幅 1.95 ~ 2.05m である。ただし、この幅の狭い階段は改修を繰り返し縮小された結果の姿と考える。階段の出 1.8 m から基壇高を推定すると、40° と想定しても 1.5 m となる。やや高すぎると判断し、1 m 程度としても台形塼を垂直に積み上げることは困難と考えられ、台形塼は二重基壇の下成基壇にのみ用いられたのだろうか。

基壇周囲の雨落溝に相当する部分は溝状の大きな落ち込みとなっており、多くの瓦片が含まれていた。複雑な堆積は金堂同様に繰り返し改修が行われたことを示す。

北面西方で検出された落下瓦から軒丸瓦 II A02 型式・軒平瓦 II B02 型式が創建期の瓦と想定される。東面の瓦積に使用されている軒丸瓦 II G01 型式などは、大規模な改修に際し新たに製作された瓦であると考えられる。



第 14 図 講堂遺構配置図 (1/400)



第 15 図 講堂全景（上が北）



第 16 図 講堂中央階段（南東から）



第 17 図 講堂東階段（北から）



第 18 図 講堂軒先瓦落下状況（北から）

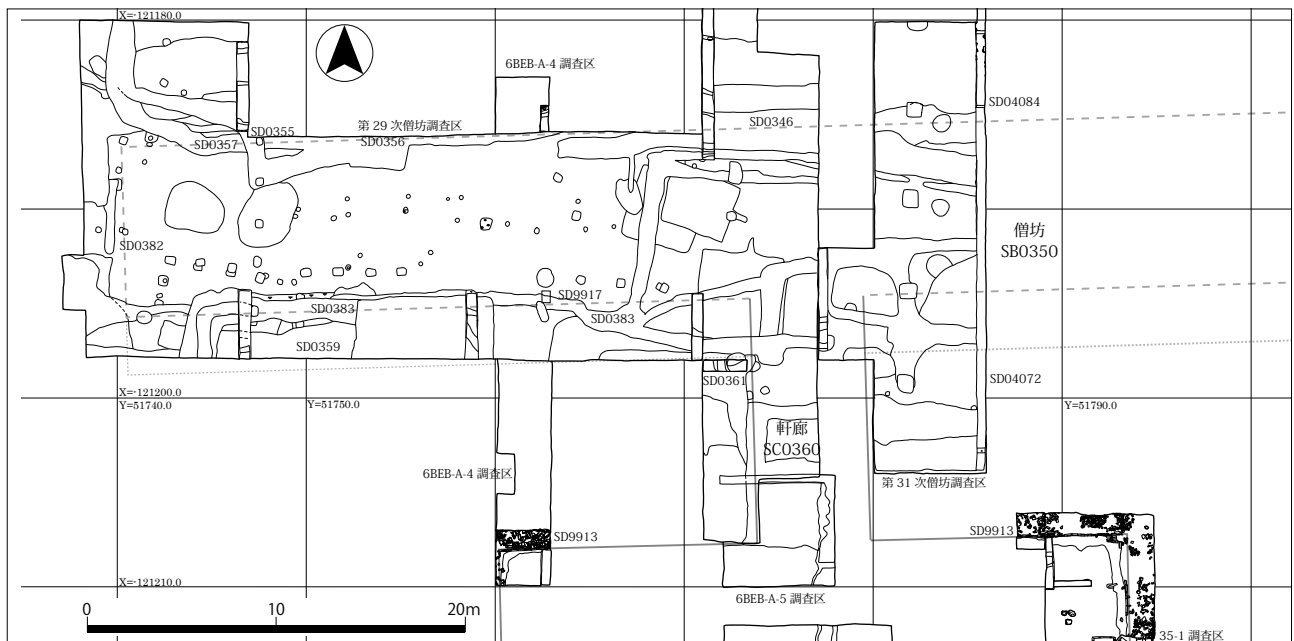


第 19 図 講堂基壇南面（東から）人は推定柱位置に立つ

⑥僧坊 (SB0350)・軒廊 (SB0360) (第 20 図)

僧坊基壇も全く削平され基壇の基礎地業さえ失われていた。外周をめぐる溝の大部分は後世に基壇外周の瓦を除去するために再掘削されたか、残存する基壇の高まりの周縁に掘られた中世以降の区画溝であった。本来の基壇を確認することは極めて難しかったが、西に面的に調査区を拡張していった検出した南北溝と伽藍中軸線の距離が 36 m (120 尺) と良好な値が得られ、中軸線から東に折り返した東調査区内にもほぼ 36 m 地点に南北溝が存在したため、両溝の間 72 m (240 尺) を東西規模と推定した。南北規模は溝に囲まれ地山面が現れている部分とすれば、南北 9 m (30 尺) が妥当と考える。極めて東西に長い細長い建物である。しかし、講堂に続く軒廊に伴うとみられる瓦溜を伴う溝がその東手前約 3 m で西に折れるため、幅 12 m の可能性も否定できない。創建期と改修期で規模が変更された可能性もある。

軒廊は西辺に残る瓦溜まりを伴う溝と講堂基壇中軸線の関係から幅 6 m (20 尺) と推定された。講堂・僧坊間の距離は 13 m となる。

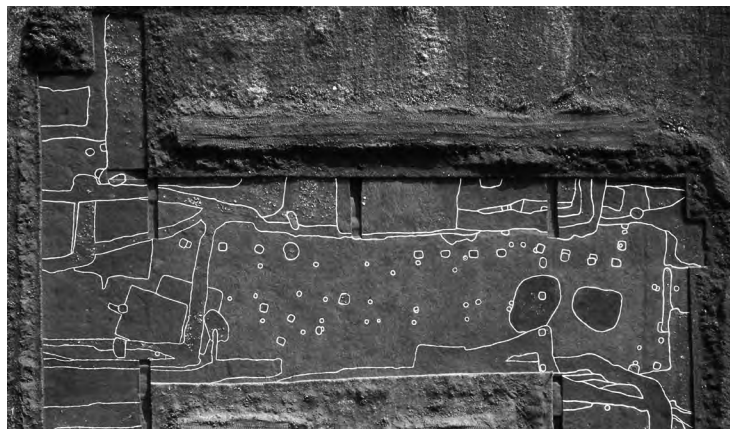


第 20 図 僧坊遺構配置図 (1/400)

⑦北門 (SB0344)

伽藍地北辺築地が伽藍 (講堂) 中軸線にあたる部分で幅 7 m ほど途切れており、ここに北門が存在した可能性が高い。柱穴は確認されておらず、礎石建物の門と推定される。

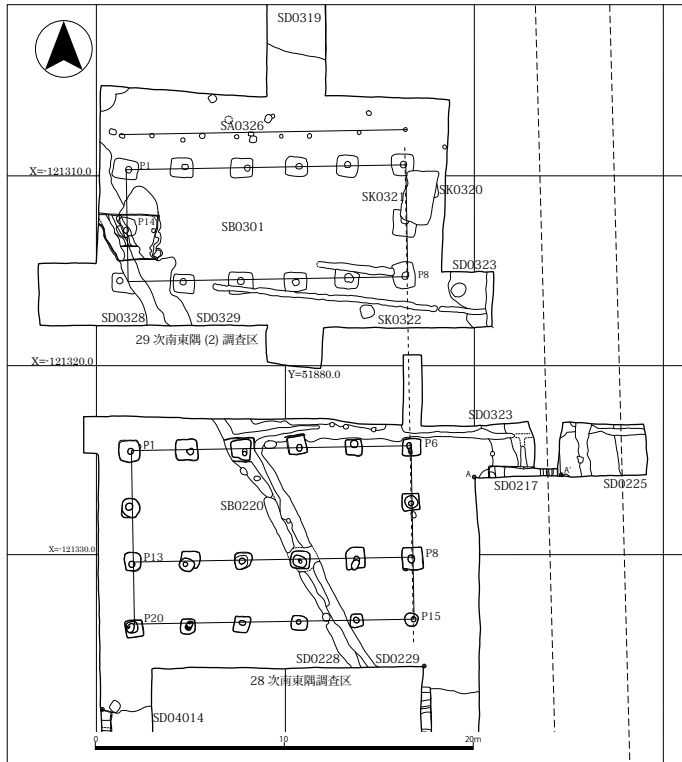
西門・東門については講堂・金堂の中軸線の東西等、想定される地点の調査を行ったが、遺構は検出できなかった。



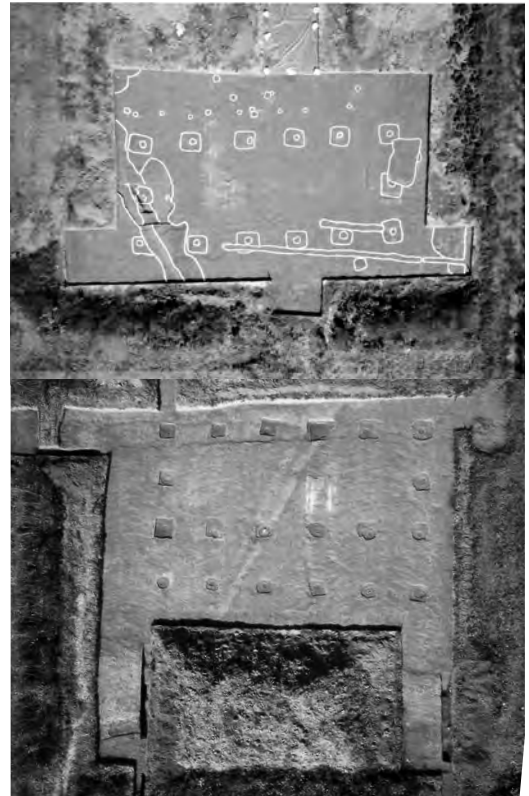
第 21 図 僧坊西半部 (上が北)

⑧南東隅掘立柱建物 (SB0220・SB0301) (第 22 図)

伽藍地東南の隅に二棟の掘立柱建物が南北に 2 棟、東西の妻をそろえた状態で検出された。両者とも身舎は東西 5 間×南北 2 間で、柱間は桁行・梁行とも 3 m (10 尺) と規模を同じくする。南側の建物のみ出が 11 尺の南廂を有する。両者の距離は 9 m (30 尺) である。同時期に計画的に建てられ、この 2 棟で 1 つの施設として機能していたことは疑いない。柱の掘方には瓦は含まず、柱抜き取り穴には瓦を含むことから、創建期に建てられていた可能性が高い。施設の性格としては創建当時の仮設仏堂と僧坊などといった説が出されている。



第22図 南東隅掘立柱建物遺構配置図 (1/400)



第23図 南東隅掘立柱建物 (上が北)

⑨小院 (第24・27図)

小院は伽藍地東半、金堂の東に存在する。創建期には存在し、北東院築地が整備された時期には完全に撤去されていた。築地塀による区画で何らかの重要な施設が存在したことは疑いない。東西45m(150尺)×南北30m以上の、基底部幅2.4～2.7mの築地塀に囲まれ、南面に掘立柱の棟門が開く。小院内部にはさらに不連続であるが溝がほぼ正方形にめぐることが確認された。溝の芯々で一辺約27m(90尺)、内法で26mほどとなるこの方形区画は小院と極めて関連の深い遺構と考えて良い。

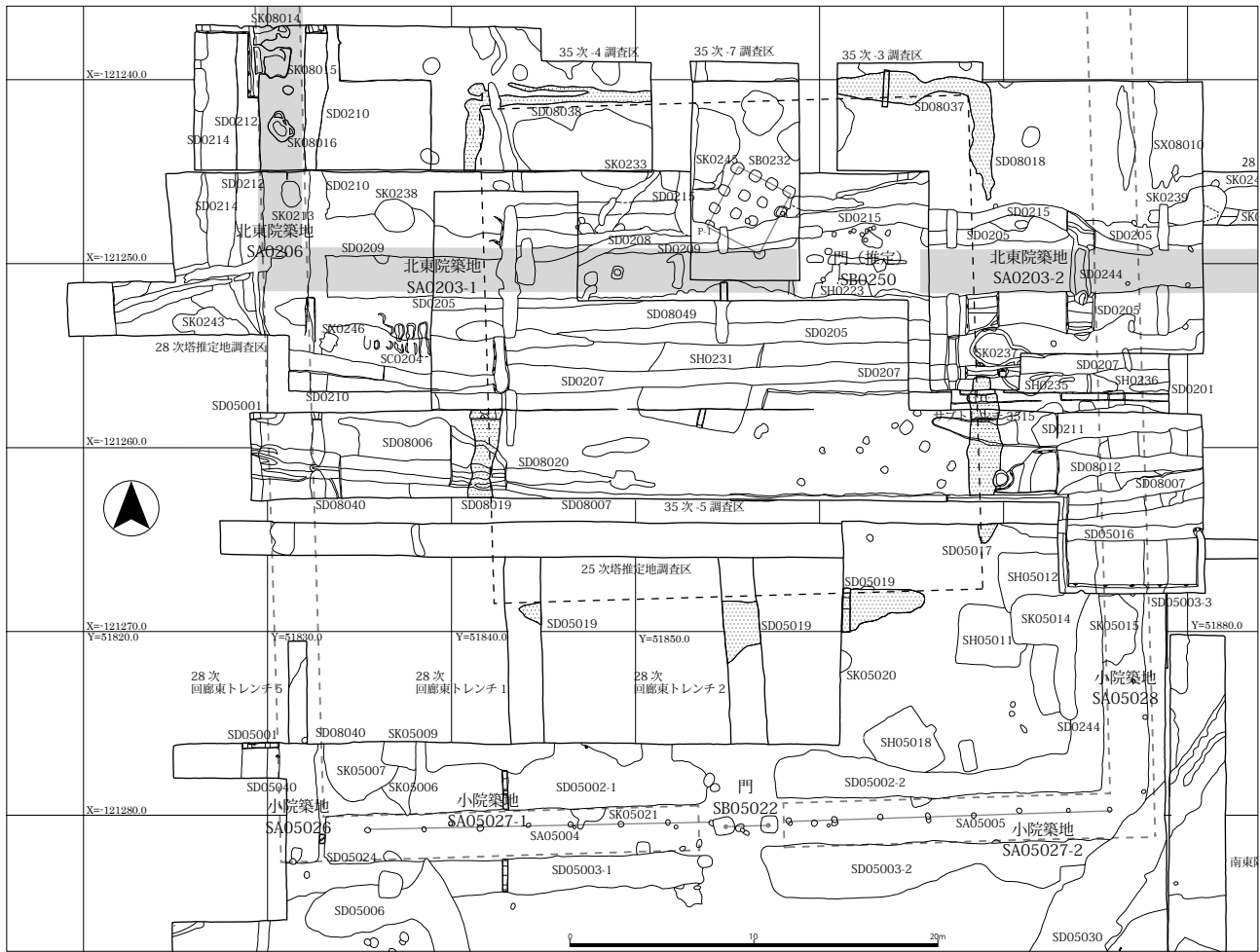
小院の東西規模は、伊勢国分寺の造営規格と想定されている36尺方眼の4区画分に近似し、小院の中軸は金堂の中軸から同じく約7区画分に相当する。

小院及びその内部の方形区画遺構の形状や位置関係に最も近いと考えられる国分寺関連の施設としては塔院があげられる。塔院を有する国分寺には陸奥・山城河内・近江(甲賀寺)・肥後などが知られ、その区画施設としては、陸奥のごとく回廊の場合と山城・河内など築地塀が想定される場合とがある。伽藍配置からみると、陸奥国分寺は伊勢国分寺ときわめて相似し、塔院の位置に小院の位置が重なることも注目される。

伊勢国分寺については、小院内部に建物の存在を示す証拠、特に掘込地業が見つからなかったことが大きく、塔院と明言することはあえて避けてきた。しかし、吉備池廃寺塔(奈良県桜井市)のように大塔であっても掘込地業を持たない例が知られているので、掘込地業が無いことをもって塔の可能性を全否定することにはならない。とはいえ、水煙など塔に特有な遺物の出土は皆無で、過去には大量に散布していたとされる瓦も開墾によってほぼ失われており、これ以上の検証は困難であるが、ここでは塔院の可能性を残しておく。

⑩南東門

調査時点では確認できなかったが、小院南門の南延長線と伽藍地築地の交点で、築地内側溝が南門内溝同様に折れ曲がるのが判明した。ここからは軒丸瓦ⅡA02・軒平瓦ⅡB02式がまとまって出土しており、ここにも門が存在した可能性が高いと判断し、南東門と仮称する。



第 24 図 小院・北東院南辺築地遺構配置図 (1/400)



第 25 図 小院南門 (上が北)



第 26 図 小院内方形区画溝・北東院南辺築地 (上が北)

①北東院 (第 27 図)

北東院も築地塀による区画である。改修期に小院を撤去して、伽藍地の東北部を東西 64 m×南北 90 m の範囲を築地塀で区画し新たに院を追加している。他国の国分寺にはこのような例は確認されていない。築地の基底部は完全に削平されており、内外側溝から基底が復元される。西辺築地の基底幅は 2.7～3.0 m、南辺築地の基底幅は 2.4m 前後を計る。南辺築地の中央部は、いったん外周溝が途切れており、礎石建物の門が開いていたとみられる。西辺築地の講堂に面した位置には、通用門的な掘立柱の棟門が設けられている。北東院の造営時期は、基底部下の土坑の出土遺物から 9 世紀初頭以降の造営年代が与えられている。新しい段階の軒丸瓦Ⅱ G01 型式や伊勢国府(長者屋敷遺跡)から搬入された、鬼瓦や重廓文軒平瓦などの出土が目立つ。

北東院の内部には食堂と称している二面廂の大型建物が存在するが、北東院南北中軸線と中軸線が一致しない。むしろ小院および南東門が中軸線を共有している。それ以外に、北東院内からは小規模な掘立柱建物

1 棟以外に明確な建物遺構は確認されていない。

⑫食堂 (SB0302) (第 28 図)

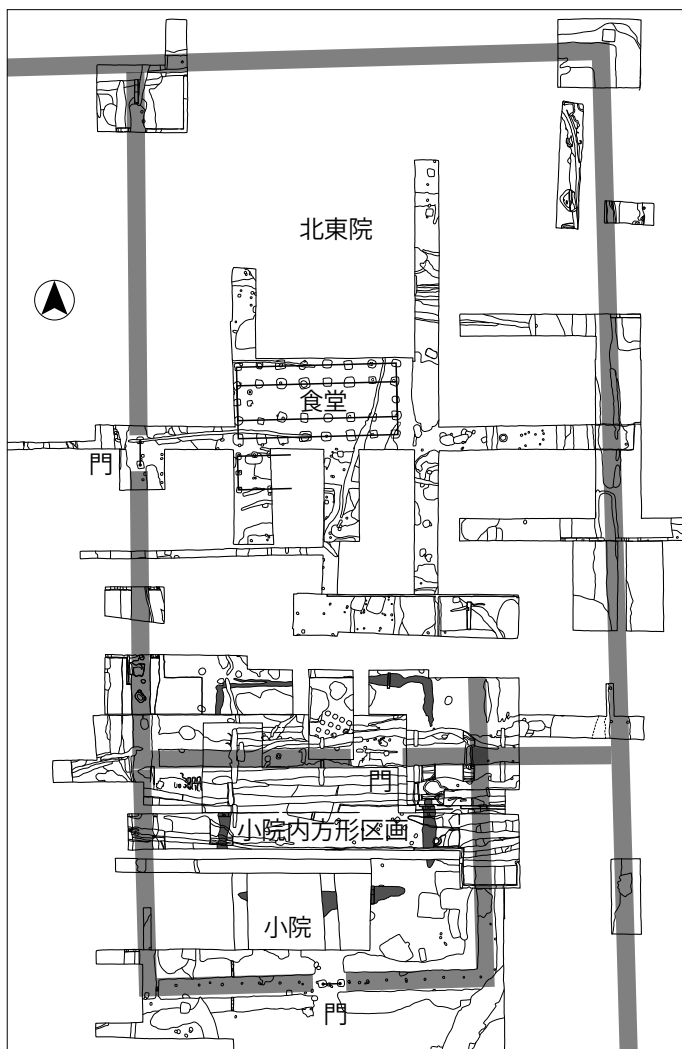
北東院の内部で検出された大型建物である。周辺には、炭や焼土を含んだ土坑が多く分布し、志摩式製塩土器や土師器碗・甕類などが出土したことから一帯に厨施設が存在したことは疑いなく、調査時から食堂と呼び習わしている。身舎 7 間× 2 間の東西棟建物で、南北両面に廂を有する二面廂建物である。柱間は桁行 3 m (10 尺)、梁行・廂の出とも 2.4 m (8 尺) である。一辺 1 m を超える柱穴が並んでいたことから大型の掘立柱建物と考えていたが、柱痕は認められず、掘方が浅く規模の割に不整形なものが多いことから、低い基壇をもつ礎石建物の壺地業の最下部のみかろうじて残ったものではないかと考えている。小院と中軸線を同一にしており、北東院内では大きく西に偏在することになる。北東院が小院廃絶後に設けられたことは明らかであるので、食堂は北東院に先行し、小院と同時期に整備されたものと考えるのが合理的であろう。

先に述べたように食堂あるいは大炊院の主要建物と考えているが、他には講師院とする説や大衆院とする案も示されている。

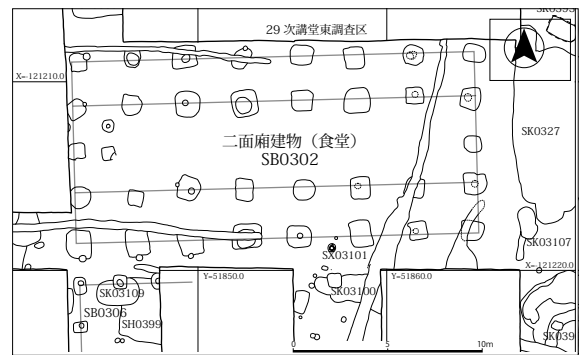
食堂南面西寄りに小規模な掘立柱建物が存在する。建築の時期は降るとみられるが、西辺を食堂の西辺にそろえる。

⑬築地

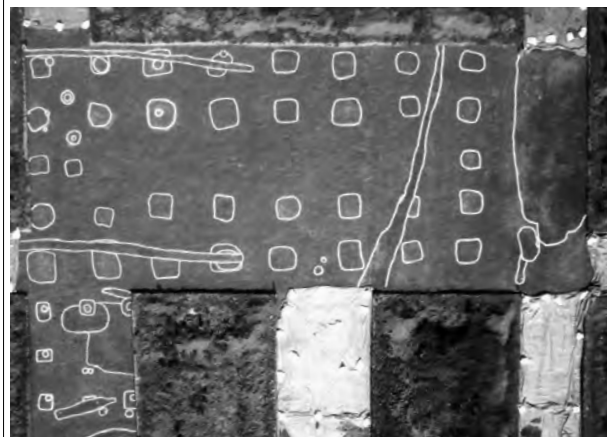
伽藍地を囲む築地については、いずれの調査区においても著しく削平され、基壇や掘込地業は全く失われ



第 27 図 小院・北東院遺構配置図 (1/1,000)



第 28 図 食堂遺構配置図 (1/400)



第 29 図 食堂 (北が上)

ており、また後世の耕作や雨落溝の瓦の撤去に伴い基底部両側が大きく削られているため正確な基底幅を求めることはできなかった。南門の取り付け等からおよそ3m(10尺)と推定できる程度である。

伽藍地築地について最も残りの良い北辺部の築地基底から、とりあえず築地基底幅を10尺と解釈すると、東西は外辺間で612尺、芯々で602尺となる。南北規模は東・西両外辺の距離が640尺であるので、芯々は630尺と考えることが妥当である。若干南北に長い。

⑭鐘楼・経蔵

各国分寺の例に基づき想定地の調査を行ったが遺構は検出できなかった。

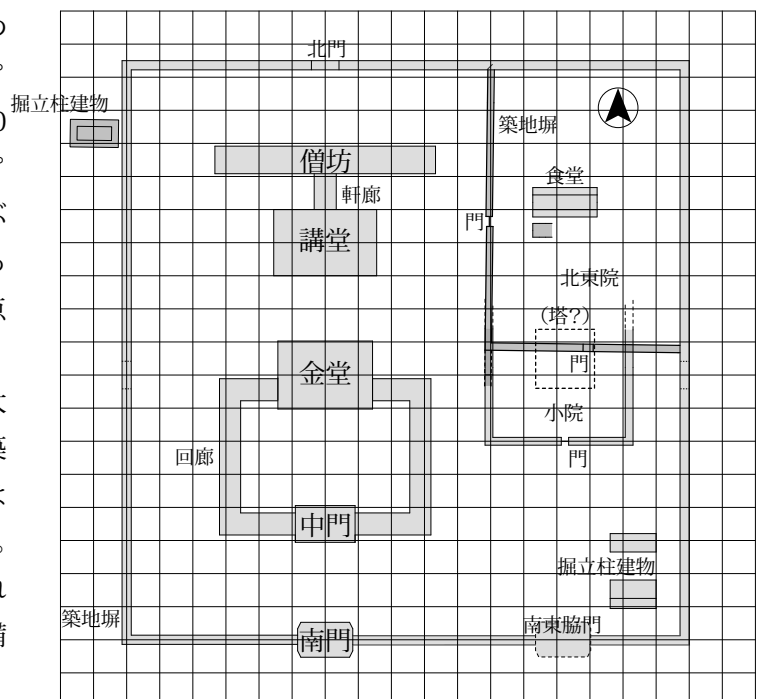
⑮伽藍配置の基本設計と整備過程 (第30図)

伊勢国分寺の伽藍配置については、一辺180m(600尺)の伽藍地を念頭に、中心伽藍中軸線を基準とした36尺方眼を設定すると各伽藍の配置がうまく説明できることが提唱された。その後伽藍の規模・位置がさらに明確になり、これを補正したものを示している。36尺方眼の交点を遺構の残りがよい講堂南面中央に合わせると、南門・中門・軒廊の中軸および中門・金堂等の基壇南北辺がうまく方眼と合致する。また、伽藍東辺築地では外辺が一致し、伽藍西辺築地では芯を通っていることが確認される。また、南東隅掘立柱建物の南側・東妻もほぼこの線と合致するなど、この36尺方眼地割案がある程度妥当であることを示す。

伽藍地内の遺構において、この方眼にうまく合致しないものは小院内の方形区画 および食堂と仮称している二面廂建物である。この両者の主軸はほぼ一致している。これに対し小院築地については配置がほぼ36尺方眼地割に合わせたものとなっている。結果として、小院南門の位置が院南辺・方形区画溝の中心から若干ずれる結果となっている。このことから、国分寺の造営において方形区画と食堂の建設が先行され、遅れて小院築地も含めた全体計画が施工されたためこのような齟齬が生じたとの想定が可能であろう。食堂および方形区画がもっとも建設が急がれたであろう塔および仮設の金堂であった可能性を示すものである。食堂とした二面廂建物については正式な金堂・講堂が建設された後は食堂などの施設として転用されたのではないかと考えられる。

設計基準となる方位は、残りのよい講堂基壇の瓦列・磚列から求められるN1.4°Wがある。また、比較的残りのよい伽藍地北辺築地の方位もN88.57°E(N1.43°W)であるので、中心伽藍についてはほぼN1.4°Wと考えてよいだろう。その他の遺構については、南東隅掘立柱建物がN1.0~1.05°Wと若干振れを持つほか、小院築地がN2.0°W、食堂SB0302およびSB0306がN2°Wである。伽藍地東半に立地し南北に並ぶ小院・食堂が、中心伽藍と若干方位がずれる点は整備の過程を考える上で注目すべき点であるかもしれない。

また、北東院については小院廃絶後の大改修期に新造されたことは明確であり、築地の方位もN0.7~0.8°Wと中心伽藍とは異なり正方位に近づいたものとなっている。ただし、北東院内の遺構ではそのような振れを持つ建物は確認されておらず、北東院整備の意図は不明である。



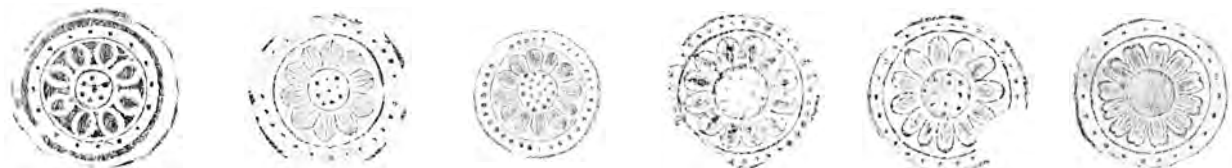
第30図 主要遺構配置図 (約1/2,500)



IRE I A02 IRE I A08 IRE I A09 IRE II A01 IRE II A02 IRE II A03L



IRE II A03S IRE II A04 IRE II A05 IRE II A06 IRE II A07S IRE II A07L



IRE II A08 IRE II B01 IRE II C01 IRE II C02 IRE II C03 IRE II C04



IRE II D01 IRE II E01 IRE II E02 IRE II F01 IRE II G01 ICE I A01
ICE I A06



ICE I A02 ICE I A04 ICE II A01 ICE II B01 ICE II B02



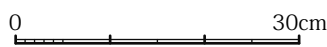
ICE II B03 ICE II B04 ICE II B06 ICE II B07 ICE II B08



ICE II B09 ICE II B10 ICE II B11 ICE II B13



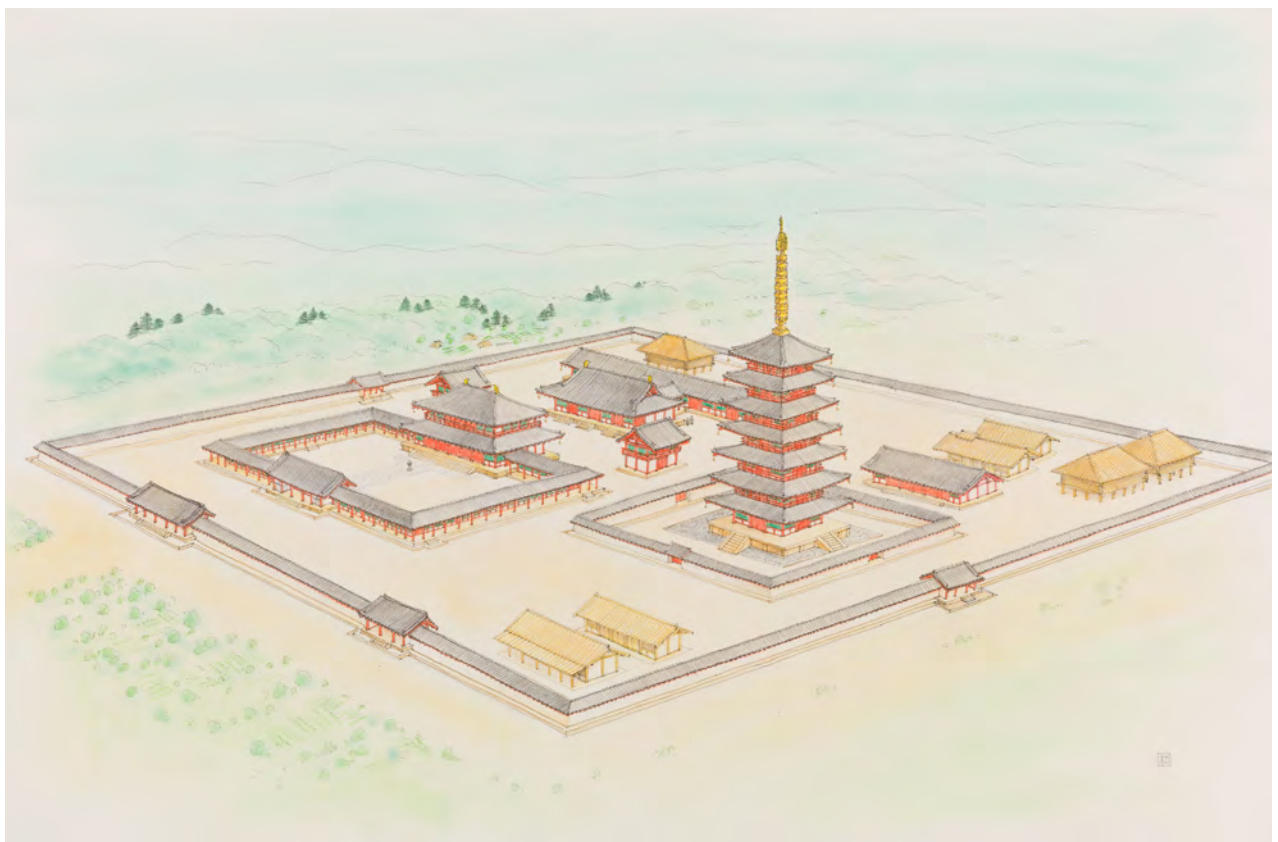
ICE II B12 ICE II B14 三重弧文 四重弧文 その他



第31図 出土軒瓦一覽

表7 伊勢国分寺跡史跡整備略年表

| 年度 | 内容 |
|------------|---|
| 大正 11 | 国史跡指定 10月12日 |
| 昭和 61 | 国分寺保存管理委員会 |
| 昭和 63 | 範囲確認調査開始（～平成2年） 鈴鹿市博物館建設懇話会 |
| 平成元 | レインボウヒルズ計画 国道1号線北勢バイパス計画 |
| 平成 4 | 史跡伊勢国分寺跡及び周辺の環境整備にかかる基本構想 |
| 平成 7 | 史跡伊勢国分寺跡公有地化（～平成9年） |
| 平成 9 | 博物館建築工事着工 |
| 平成 10 | 鈴鹿市考古博物館開館 |
| 平成 11 | 伽藍地内調査（～平成20年） |
| 平成 12 | 『史跡伊勢国分寺跡及び周辺整備基本計画』 |
| 平成 18 | 整備事業着手 「国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会」設置 『史跡伊勢国分寺跡保存整備基本計画』 |
| 平成 19 | 史跡伊勢国分寺跡保存整備基本設計 |
| 平成 20 | 国庫補助による整備事業着手 史跡伊勢国分寺跡保存整備実施設計 追加発掘調査 |
| 平成 21 | 基盤整備着工 |
| 平成 23 | 基盤整備完了 史跡伊勢国分寺跡保存整備遺構表示実施設計 |
| 平成 24 | 遺構表示着工 |
| 平成 27 | 遺構明示施設木造四阿新設工事詳細設計 |
| 平成 28 | 木造四阿（掘立柱建物（南棟）遺構表示兼休憩施設）建設 |
| 平成 31/ 令和元 | 整備事業完了 |



第32図 伊勢国分寺想定復原図 早川和子画

第4章 整備計画の策定

(1) 国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討会議

平成18年度、伊勢国分寺跡整備基本計画策定に当たって、「鈴鹿市市民委員会規則」「国史跡伊勢国分寺保存整備検討委員会運営要領」に基づき国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会も設置した。

平成18年度の検討委員会での検討を踏まえ、平成19年1月30日に鈴鹿市長に対して『国史跡伊勢国分寺跡の保存・整備・活用に係る提言書』がこの委員会から提出されている。

その後、平成27年度に鈴鹿市の附属機関と附属機関以外の会議の見直しにより、平成27年度から新たに「鈴鹿市教育委員会意見聴取のための会議に関する規定」に基づく附属機関以外の会議「国史跡伊勢国府跡保存整備検討会議」として開催している。

各年度の事業は、委員会・会議に諮問し、指導・助言を得て実施した。委員会および会議にあたっては議事録を作成し、鈴鹿市のホームページで公開している。

委員会として9年間に計15回、会議として5年間に計6回の合計21回開催された。

【史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会・会議】

委員・構成員

朝倉由希（普及活用）（平成27年度から）

伊藤久嗣（考古学） 鈴鹿市文化財調査会委員・元三重県立博物館長

内田和伸（景観）奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室（平成18年度から平成20年度まで）

小岐須 寛（地域代表）国分町自治会長（平成26年から平成28年度まで）

小野健吉（景観）奈良文化財研究所文化遺産部長（平成21年度から平成25年度第1回まで）

加藤二三子（文化活動）元鈴鹿市青少年育成市民会議会長

桐生明光（地域代表）国分町自治会長（平成18年度から平成25年度まで）

桐生悦夫（地域代表）元河曲地区町民会議会長 / 国分町自治会長

中島義晴（景観）奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室（平成25年度第2回から）

箱崎和久（建築史学）奈良文化財研究所都城発掘調査部遺構研究室

橋爪貴子（普及活用）NPO 法人五十鈴塾理事（平成26年度まで）

八賀 晋（考古学）三重大学名誉教授（平成27年度まで）

林 紘（ボランティア）鈴鹿市考古博物館サポーター

渡辺 寛（古代史）皇學館大学教授

* 所属等は委任当時のもの。

オブザーバー 文化庁記念物課 三重県教育委員会文化財保護室 / 社会教育・文化財保護室 /
社会教育・文化財保護課

事務局 鈴鹿市考古博物館 / 鈴鹿市文化スポーツ部文化財課

『国史跡伊勢国分寺跡の保存・整備・活用に係る提言書』

平成19年1月30日

国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会

はじめに

文化財は、こころの時代といわれる現代において、郷土を愛するところを育む土壌となるもので、こころ豊かな市民生活を実現させるためには欠くことのできないものです。また、文化財は、地域の成り立ちを学ぶ上で重要であり国民共有の財産であることから、人々が文化財に親しむことができるよう保存、整備及び

表8 国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会開催内容一覧

| 年度 | 回 | 開催日 | 出席者 | 議案 |
|-----|---|----------------|---|--|
| H18 | 1 | 平成18年9月25日(月) | 伊藤(委員長) 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 橋爪 八賀 林 渡辺 | 国分寺跡整備の経緯説明 委員会の趣旨と進め方 整備の基本方針と方向性 |
| | 2 | 平成18年11月7日 | 伊藤(委員長) 内田 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 橋爪 八賀 林 | 伊勢国分寺跡の活用について 伊勢国分寺跡の整備について |
| | 3 | 平成18年12月11日 | 伊藤(委員長) 内田 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 橋爪 箱崎 八賀 林 | 伊勢国分寺跡の整備案について |
| | 4 | 平成19年1月12日(金) | 伊藤(委員長) 内田 桐生(明) 桐生(悦) 橋爪 箱崎 林 渡辺 | 伊勢国分寺跡の整備案について 提言について |
| H19 | 1 | 平成19年9月14日(金) | 伊藤(委員長) 内田 加藤 桐生(明) 箱崎 橋爪 八賀 林 渡辺 | 史跡伊勢国分寺跡整備基本設計について |
| | 2 | 平成19年12月17日(月) | 伊藤(委員長) 内田 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 箱崎 八賀 林 渡辺 | 整備手法について 活用について 平成20年度事業計画 |
| H20 | 1 | 平成20年10月6日(月) | 伊藤(委員長) 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 箱崎 八賀 林 渡辺 | 発掘調査現場視察と調査概要の説明 平成20年度事業について 平成21年度事業について サポートする会について |
| H21 | 1 | 平成21年12月21日(月) | 伊藤(委員長) 小野 加藤 箱崎 林 | 平成21年度事業について 遺構表示について 史跡の活用について |
| H22 | 1 | 平成22年12月2日(木) | 伊藤(委員長) 小野 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 箱崎 橋爪 八賀 林 渡辺 | 平成22年度事業について 遺構表示について 全体、講堂、石碑・説明版その他 史跡の活用について |
| H23 | 1 | 平成23年8月23日(火) | 伊藤(委員長) 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 箱崎 橋爪 八賀 林 渡辺 | 平成23年度事業 造成工事 実施設計 - 全体、講堂基壇、四阿 史跡の活用 |
| | 2 | 平成24年1月31日(火) | 伊藤(委員長) 小野 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 八賀 林 渡辺 (株)空間創研 | 平成23年度事業 造成工事 実施設計 来年度事業 史跡の活用 |
| H24 | 1 | 平成24年12月18日(火) | 伊藤(委員長) 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 橋爪 林 | 平成24年度事業 遺構表示 平成25年度事業 遺構表示 市民参加行事 |
| H25 | 1 | 平成25年7月23日(火) | 伊藤(委員長) 小野 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 箱崎 八賀 橋爪 林 渡辺 | 平成24年度事業の成果 遺構表示 平成25年度事業 便益施設 遺構表示 植栽(市民参加行事) |
| | 2 | 平成26年2月10日(月) | 伊藤(委員長) 中島 加藤 桐生(明) 桐生(悦) 八賀 | 平成25年度事業の進捗 整備工事 植栽イベント 平成26年度事業の計画 史跡の活用 維持管理・運用等のための組織体制等 周辺環境整備への要望 |
| H26 | 1 | 平成26年10月14日(火) | 伊藤(委員長) 小岐須 加藤 桐生(悦) 橋爪 林 | 平成25年度の成果 現役施設、遺構表示、植栽 平成26年度事業予定 遺構表示、植栽 今後の実施計画等について 歴史公園の運営手法について 考古博物館について |

表 8 国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討会議開催内容一覧

| 年度 | 回 | 開催日 | 主席者 | 議案 |
|-----|---|----------|----------------------------------|---|
| H27 | 1 | 2月18日(木) | 朝倉 伊藤(座長) 加藤 桐生(悦) 中島 林 渡辺 | 平成27年度事業の概要 平成28年度事業計画 今後の活用計画等について |
| H28 | 1 | 2月9日(木) | 伊藤(座長) 小岐須 加藤 桐生(悦) 中島 林 渡辺 | 平成28年度事業概要 保存整備 現地見学 資料紹介 活用事業 平成29年度事業計画 保存整備 |
| H29 | 1 | 3月13日(〇) | 朝倉 伊藤(座長) 加藤 桐生(悦) 中島 箱崎 林 渡辺 | 平成29年度事業概要 保存整備 活用事業 平成31年度事業計画 保存整備 |
| H30 | 1 | 3月11日(月) | 伊藤(座長) 加藤 桐生(悦) 中島 箱崎 林 渡辺 | 平成30年度事業の概要 保存整備 活用事業 平成31年度事業計画 保存整備 |
| 令和元 | 1 | 5月30日(木) | 伊藤(座長) 加藤 桐生(悦) 箱崎 林 渡辺 | 令和元年度事業の概要 保存整備 活用事業 規定整備と利活用について |
| | 2 | 2月26日(水) | 伊藤(座長) 加藤 箱崎 林 渡辺 | 令和元年度事業の概要 保存整備(計画変更) 活用事業 |

活用を推進していくことが重要であり、このことに関する行政の役割は増大しています。

伊勢国分寺跡については、鈴鹿市により平成12年12月に『史跡伊勢国分寺跡及び周辺整備基本計画』が策定されていますが、その後の発掘調査により新たな事実が解明されました。また、史跡整備に対する社会的な要求がハード中心の整備からソフト中心の整備に大きく変化してきました。このため、本委員会ではこれらの変化に対応した新しい史跡整備について検討を重ねてきました。ここでは、検討内容のうち、主に『整備』と『活用』について提言します。

鈴鹿市においては、日常的に市民の視点に立った活動を目に見える形で展開することの重要性を認識し、具体的に行動することを望みます。

1 国史跡伊勢国分寺跡の保存・整備・活用の意義

鈴鹿市は、律令国家が形成された古代において、古代東海道が通り、現在の三重県の大部分を占める伊勢国の国府と国分寺が所在し、伊勢国の政治と文化の中心地でありました。国分町に所在する伊勢国分寺跡は鈴鹿市を代表する遺跡であります。この古代の人々から受け継いだ貴重な歴史的遺産を、未来に継承するために保存し、文化財の重要性や地域の歴史を学ぶ場として整備し、多くの市民にこれらのことを知ってもらうため活用することは文化財を預かるものの使命です。

伊勢国分寺跡には、ガイダンス施設の機能を兼ねた考古博物館が併設されています。また、広大な寺域全体が周辺を含めて約3.7ヘクタールが公有地化され、周辺は農地や緑地が広がるなど視界を遮るものがなく、古代の様子に思いをはせることができる環境は他の史跡に比べても非常に恵まれており、このことが伊勢国分寺跡を特徴付けていると言えます。

この特徴を活かして古代の国分寺の様子を表現する歴史公園の整備を推進することは、鈴鹿市の文化振興及び観光振興を歴史の面から支えることにつながります。さらに、市と市民が協働して伊勢国分寺跡を活用した新たな文化活動を興すことは地域に誇りを持つ鈴鹿市を実現することにもつながります。

2 伊勢国分寺跡の整備の基本目標と基本方針

(1) 基本目標

総合計画の基本構想には、『魅力ある「すずか文化」を受け継ぎ、生み出していきます』と掲げられています。魅力あるすずか文化の形成は地域の歴史や文化に負うところが多く、史跡はその中心となります。中でも古代において国分寺は『国の華』と謡われ、華やかな文化は各地に伝えられました。

この伊勢国分寺跡を活かして文化のかおるまちづくりを目指します。

(2) 基本方針

基本目標を実現するための前提として、次の5つの基本方針を提言します。

・文化財の保存に基づく整備

史跡の整備だからといっても文化財に手を加えることは許されないことです。文化財の保存に十分配慮しなければなりません。また、広い意味での保存として全国の国分寺に関する調査成果や文献を集積し、学術的な保存を推進しなければなりません。

・発掘調査の結果に基づく整備

文化財の整備は見学者に誤解を与えないためにも、発掘調査によって分かったことを事実に沿って実施しなければなりません。そうでない整備は文化財としての価値を損なうことになります。

・市民が広く活用できる整備

文化財や考古学に関心のある人以外にも訪れてもらえるような工夫と配慮をし、来園者が文化や歴史について少しでも関心を持つことができるような整備をしなければなりません。

・まちづくりに活かせる整備

ただ単に整備するだけではなく、その整備過程や整備後の活動を地元や市民と協働するなどし、文化的なまちづくりを担う整備をしなければなりません。

・考古博物館との一体化した整備

伊勢国分寺跡を単独で整備するのではなく、隣接する考古博物館を十分に活かし、歴史公園の整備で表現しきれないことについては考古博物館の展示で補うなど、一体化させた整備でなければなりません。

3 伊勢国分寺跡の整備手法

(1) 中心伽藍（建物など）の整備について

伊勢国分寺跡の中心伽藍については、遺構の残りがあまりよくないこともあり構造に関する情報は得られていません。しかし、その基礎である基壇については立体的な表示をし、伊勢国分寺跡が地域住民の誇りとなる整備を望みます。

また、緑豊かなまちという鈴鹿市のイメージを大切に、花や植栽を多く配置した鈴鹿市らしさのある市民のいこいの広場となる整備を望みます。

整備にあたっては、遺構を破壊することのないよう盛土を十分に施すなど遺跡の保護に留意して整備してください。

(2) 便益施設などの整備について

来園者の利便性を考え東屋やベンチを適宜配置し、また、屋外にトイレを設置することを望みます。

高齢者や障害者が気軽に訪れることができるように、ユニバーサルデザインにも配慮して整備してください。

(3) 地域への配慮について

現在、史跡内には地域住民の生活道路としての市道が所在しますので、整備後も地域住民の利便性と施設管理を考え、周囲道路を整備してください。

整備の過程では、植栽や発掘調査などに積極的に地域住民や市民の参加を促すよう配慮してください。

整備にあたっては、その資材や植栽などについて鈴鹿市産のものをできるかぎり調達して地元産業との連携を深めることを望みます。

4 伊勢国分寺跡の活用の推進

(1) 市民との協働について

活用にあたっては市民ボランティアなどを早期に養成し、市民を主体とした企画運営をこころがけ、ボランティアの自主独立した運営支援に積極的に取り組む必要があります。

地元国分町との連携も強化し、地元が主体的に企画運営する催しが開催できるような働きかけをし地元が伊勢国分寺跡に愛着を持つように努力する必要があります。

(2) 考古博物館の活用について

考古博物館では現在行っている講座や体験学習などの催しを継続しつつ、地域の歴史学習の拠点となるように更なる充実に努める必要があります。

また、国分寺についてと国分寺が機能していた時代についての企画や展示がまだ、十分ではないので、充実させる必要があります。

(3) 学習面での活用について

市内の小・中学校の地域史の学習の場として、伊勢国分寺跡と考古博物館を積極的に活用するように務めてください。また、市民の生涯学習の場となるよう、ボランティア養成講座などの継続して参加できる催しを企画し、学習したことを発表できる場の提供にも取り組んでください。

(4) より多くの市民が参加できる活用について

史跡の整備は、考古学や歴史に興味のある人を中心に考えてしまう傾向がありますが、むしろ、多くの市民が参加できるような灯明でのライトアップや音楽コンサート、演劇などの催しも実施する必要があります。

また、伊勢国分寺跡の広大な敷地を利用した屋外での体験やスポーツなどについても取り組んでください。

5 整備と活用が有効に機能するために

(1) 体制の充実について

歴史公園の整備は整備をして終了ではなく、整備後の維持管理こそが非常に重要になります。このため、維持管理に必要な予算や専門職員などの資源を十分に確保し整備後の歴史公園が荒地になることの無いようにしてください。

考古博物館での学習効果を高めるため、展示内容や映像ソフトのリニューアルなどをする必要があります。考古博物館の充実、整備の完了時を目指した計画立案と予算確保に努めてください。

また、鈴鹿市の内部における連絡調整を密にし、事業がスムーズに進むよう努めてください。

(2) 利用者の利便性の向上について

伊勢国分寺跡は、市街地から遠く、周辺に公共交通機関が無いことから、利用者の利便性の向上に配慮し、アクセス道路の整備と市街地から直接乗り入れるバスなどの公共交通機関の整備に努めてください。特に、高齢者や幼児、児童、生徒などの交通弱者が気軽に訪れることができるようにすることが重要です。

(3) 周辺の文化財や施設との連携強化について

鈴鹿市内には、国分寺跡と関連の深い国史跡である伊勢国府跡や、ヤマトタケル伝説に関連した白鳥塚古墳が所在するなど、多くの古墳や遺跡が良好な状態で残っています。また、東海道や伊勢街道などの街道沿いには、幾つかの文化施設が所在します。伊勢国分寺跡の整備においては、このような多くの文化財と関連付けて見学コースを設定するなどし、散策マップや解説板の整備などを展開していくことが非常に重要です。このことは、鈴鹿市の新たな観光資源の開発と、文化振興にもつながっていきます。

(4) 周辺環境の保全について

伊勢国分寺跡は、非常に恵まれた環境の中に所在し、考古博物館3階の展望デッキからの眺望は遺跡の原風景を想像することができるという、他の史跡には無い誇るべき特長があります。この恵まれた景観を今後も維持していくために、無秩序な開発で景観が失われないよう、適切に調整することに努めてください。

6 伊勢国分寺跡の展望

これまで各章において国史跡である伊勢国分寺跡の保存・整備及び活用について提言しましたが、今後の

展望について若干述べておきます。鈴鹿市は古代伊勢国の政治と文化の中心地であったことは国分寺跡の存在で明らかですが、広瀬町に所在する国史跡伊勢国府跡もその中枢施設として重要であり、両史跡をセットとして把握する必要があります。将来の国府跡の保存・整備と相まってこそ、国分寺跡の保存・整備が有効性を発揮するものであり、このことを、先ず指摘しておきます。

次に、伊勢国分寺跡の活用には、全国的な視野に立つ学術的裏付けが必要であります。そのためにも伊勢国分寺跡の活用の一環として、我が国の国分寺跡研究の拠点として位置づけることが重要であり、国府跡研究を併せた考古博物館の研究機能として明確に位置づけるべきことを提言します。

さらに、今回の検討委員会の最大の特徴は、当初から地域住民と市民を含めた点にあることを高く評価します。特に地元国分町の自治会長を初めとする住民の参画は、こうした史跡整備検討の事例では三重県内でも初めてのことであり、また全面的に見ても画期的であり、鈴鹿市の英断に深く敬意を表します。

近年、行政と地域住民との協働が声高に叫ばれているものの、それが具体化される類例はまだまだ少数であります。そうした現状の中で、史跡整備の分野における協働の実現は、住民自らが郷土を愛し、郷土を誇りあるものにするために自らが責任を持つという点において、今後、全国のモデルケースになることであらうでしょう。それはまた検討委員の任期が、整備事業の完了までと位置づけられた点にもうかがえますし、その場限りではない責任の持つ重みを認識するとともに、この提言に向ける真剣さを生み出す源泉になっていることは言を待ちません。引き続き当委員会の斬新なスタイルを維持し、広く地域住民との協働を推進することを提言します。

以上、三点を「伊勢国分寺跡の展望」として記し、この提言を総括するものであります。
以上、提言しますので、これを格別に留意され整備基本計画を策定されることを要請します。

国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会

委員長 伊藤久嗣
委員 内田和伸
加藤二三子
桐生明光
桐生悦夫
箱崎和久
橋爪貴子
八賀 晋
林 紘
渡辺 寛

参考

鈴鹿市市民委員会規則

(設置)

第1条 市政における各種行政課題等に関し市民からの意見を聴くとともに、市民参加の聞かれた市政の運営等に資するため、鈴鹿市市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 委員会の名称、所掌事項等は、別表のとおりとする。

(任期)

第3条 委員会の委員は、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会等)

第5条 委員会に専門事項の調査検討、軽易な事項の審査等必要があるときは、部会又は小委員会を置くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

(委任)

第7条 乙の規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、要領で定める。

別表 21

国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会運営要領

(目的)

第1条 鈴鹿市を代表する国史跡である、国史跡伊勢国分寺跡を鈴鹿市考古博物館と一体として利用するために国史跡伊勢国分寺跡の整備に関することを検討する。

(協議事項)

第2条 委員会は、その目的を達成するために、次の事項について協議するものとする。

(1) 国史跡伊勢国分寺跡の保存、整備、活用及び管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会の委員は次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 専門的知識の有識者

(3) 市民

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 史跡の保存整備事業が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ聞くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は原則公開とする。

2 委員会の傍聴要領は別途定める。

(専門部会)

第8条 委員会に専門事項の調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員を持って組織する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理させるため、文化振興部考古博物館に事務局を置く。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要領は、平成18年9月4日から施行する。

鈴鹿市教育委員会意見聴取のための会議に関する規程

平成27年6月22日教委訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行政運営上必要な意見聴取、情報共有、連絡調整等のため、職員以外の同一の学識経験者、団体の代表、公募市民等の参集を継続して依頼し、それらの者のみで、またそれらの者を交えて開催する会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の名称等)

第2条 会議の名称、開催の目的、構成員数及び所管課は別表のとおりとする。

2 会議の名称は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規程する付属機関と誤認されることのないよう配慮しなければならない。

3 開催の目的は、調停、審査、審議または調査のためのものと誤認されることの内容に配慮しなければならない。

4 構成委員数は、その開催の目的に応じ、必要最低限の数とする。

(身分)

第3条 会議の構成員（本市の職員を除く。）は、本市の職員の身分を有しない。

(謝礼等)

第4条 会議の出席者（以下「出席者」という。）に対する役務の対価及び実費弁償として、予算の範囲内で謝礼及び市外から会議に出席するために要した旅費相当額を支給することができる。

2 前項の謝礼の額は、教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）第2条に規程する報酬の額、出席者の役割を勘案して、適正な額とする。

(会議)

第5条 会議への出席は、教育委員会が依頼する。

2 会議の進行は、所管課の職員又は会議の座長として出席者のうちから互選されたものが行うものとする。

3 会議は、出席の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として、進行しなければならない。

4 会議は、必要に応じて、分科会、小会議等を開催することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 会議等の名称 | 開催の目的 | 構成員数 | 所管課 |
|-----------------------|-------------------------------------|-------|-----------------------------|
| 国史跡伊勢国分寺跡 保存整備検討会議 | 国史跡伊勢国分寺跡の保存及び整備事業の推進を図るための意見聴取を行う。 | 10人以内 | 文化振興部考古博物館 (文化スポーツ部文化財課) |

(2) 『史跡伊勢国分寺跡整備基本計画』の策定

史跡の公有地化が平成7年度から平成9年度にかけて完了したことを受け、その活用を図るため、平成12年度に「史跡伊勢国分寺跡及び周辺整備基本計画」が策定された。しかし、平成11年度からようやく講堂・講堂の調査に着手した段階で、伽藍地内の大部分は未調査の状態であった。伽藍地内の調査が平成17年度で一段落したことを受け、また国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会の発足を受け、平成18年に新たに「史跡伊勢国分寺跡及び周辺整備基本計画」の見直しを行うかたちで『史跡伊勢国分寺跡整備基本計画』を策定し、それに基づき平成19年度に『史跡伊勢国分寺跡整備基本設計』を行った。

以下に『基本計画』『基本設計』の要点を抜粋する。

『史跡伊勢国分寺跡整備基本計画』（平成19年3月策定）抜粋

(1) 基本計画策定の目的

史跡伊勢国分寺跡は、古代伊勢国の国分寺跡で築地跡や堂跡と思われる土壇状の高まりが残り、保存状態が良好であることから大正11年10月12日に国の史跡指定を受けた貴重な歴史的文化遺産である。しかし、指定後60年余りの間、遺構の様相が明確でなかったこともあり、目にみえる形での整備等は行われてこなかった。昭和63年度から発掘調査に着手し、その後も継続して発掘調査や地形測量調査等を実施することにより、遺構の解明が進み、保存並びに整備・活用に向けての条件がほぼ整ってきた。

一方、平成7年度から3箇年にわたる史跡指定地の公有化により遺構の保存は保証されたものの、現状のまま凍結保存するばかりでなく、買い上げ地を地域住民や広く一般の人々に活用してもらおうという有効活用が問われている。このことは用地の買い上げに理解、協力を示されたかつての土地所有者の希望でもある。また、歴史的文化遺産を単に保存するだけでなく、未来のまちづくりに向けていかに活用していくかが、鈴鹿市の文化財保護行政における課題となっている。

このような社会的背景の中で、鈴鹿市の第5次総合計画にもうたわれているように、市内にある文化財や歴史遺産の保存、活用を推進するために、史跡の特性を活かした整備・活用への取り組みは重要な施策である。特に学術的な調査と公有地化を終えた市を代表する遺跡である史跡伊勢国分寺跡についての整備・活用に向けた計画立案が急務となった。

これまで、「史跡伊勢国分寺跡及び周辺整備基本計画」を平成12年度に策定しているが、これは、史跡の整備・活用を目的として、計画的に文化庁・三重県の指導を得て発掘調査を進めていくに当たり、鈴鹿市の国分寺跡整備構想を明らかに示す必要から策定したものである。その後、7年が経過し、主要伽藍の配置が明確になるなど、調査成果も蓄積され、具体的に整備計画の立案が可能になった。また、全国的に史跡整備への取り組みが増加する中で、史跡の活用を含めた整備計画が重要視されるようになってきた。

こうしたことから、鈴鹿市においても新たな発掘調査成果をもとにした、史跡伊勢国分寺跡の整備目標と整備後の活用並びに鈴鹿市考古博物館と一体化をなした管理・運営等について再度、検討する必要が生じてきた。そこで、特に、史跡の整備と整備後の管理・活用を進めていく上で、市民の理解と協力が不可欠であることから、アンケートを実施し、市民意向の把握に努めるとともに、市民・地元代表を加えた10人の委員からなる「国史跡伊勢国分寺跡保存検討委員会」を平成18年9月に設置し、検討を進めることになった。検討委員会は年4回開催し、その意見を提言書にまとめ、平成19年1月30日に市長に提出した。

鈴鹿市では、検討委員会の提言に沿って、発掘調査によって得られた成果からなる整備計画と、広大な史跡の敷地と鈴鹿市考古博物館とを一体化した活用計画並びに事業の年度計画等を平成12年度

に策定した基本計画に盛り込み、具体的な整備実現に向けた新たな基本計画を策定するものである。

(2) 整備の基本方針

①基本目標

史跡伊勢国分寺跡の整備は当該遺跡の適正な「保護」を図ることを原則とする。文化財の「保護」とは文化財を「保存」し、かつ「活用」することである（文化財保護法第1条）。文化財の保存とは、文化財の価値を維持、継承することであり、文化財の活用とは文化財の価値ないしそれから生じる効用を享受することである。史跡伊勢国分寺跡の整備は、史跡伊勢国分寺跡のもつ本質的価値とは何かということ念頭におき、それを適切に「保存」し、本質的価値の維持、回復や価値の顕在化、周知等の上からも「保存」と密接に関わる整備を図り、貴重な歴史的文化遺産である史跡伊勢国分寺跡を「保護」するものとする。

一方、現在の鈴鹿市域は律令国家が形成された古代において、三重県の大部分を占める伊勢国にあって国府と国分寺が置かれ、政治と文化の中心地であった。古代から受け継いだ貴重な歴史的文化遺産を、未来に継承するために保存し、多くの市民に歴史的な意味や内容を知ってもらうために広く活用を図っていくことは行政の役割でもある。

すなわち史跡伊勢国分寺跡を歴史公園として整備事業を推し進め、単に文化財の保存にとどまらず、鈴鹿市の文化振興及び観光振興にもつなげようとするものである。さらに、歴史公園を活用して行政と市民が手をたずさえて新たな文化活動を興すことにより地域文化の確立にも役立たせようとするものである。

以上のような状況を踏まえ、史跡伊勢国分寺跡の将来あるべき姿を念頭におき、史跡伊勢国分寺跡整備の基本目標を以下のように設定する。

魅力ある「すずか文化」の醸成は地域の歴史遺産や伝統文化に負うところが多い。当時、国分寺は『国の華』とうたわれ、豊かな文化は各地に伝えられたといわれている。そこで鈴鹿市の文化の香り豊かなまちづくりを目指すために史跡伊勢国分寺跡の「保護」を基本目標とする。

鈴鹿市の文化かおるまちづくりに貢献する文化財の「保護」による伊勢国分寺跡歴史公園整備

② 基本方針

基本目標を実現するため、前提としての基本方針を以下のように設定する。

・文化財の保存に基づく整備

史跡の整備とはいえ文化財（遺構）に影響を与えることはできないことから、遺構の保存に十分配慮するものとする。また、広義の文化財保存といった意味から全国の国分寺に関する調査成果や文献等を集積し、学術的な調査研究も推進するものとする。

・発掘調査の結果に基づく整備

遺跡の整備は見学者に誤解を与えないためにも、また、文化財としての価値を損なわないためにも、発掘調査等各種調査や研究によって得られた歴史的事実に基づいた整備を行うものとする。

・市民が広く活用できる整備

文化財や考古学に興味や関心のある人々だけでなく、隣接する鈴鹿市考古博物館の展望デッキから史跡全体が一望できることを含め、多くの市民にも訪れてもらえるような工夫や配慮をし、見学者が文化や歴史に少しでも関心を持ち楽しく親しめるような整備を行うものとする。

・まちづくりに活かせる整備

ただ単に整備だけにとらわれるのではなく、整備過程や整備後の活動に地元や市民が積極的に参加

できるようにし、市民の郷土の歴史や文化に対する誇りと愛着が持てるようなシンボル空間として、文化的なまちづくりにつながる整備を行うものとする。

・鈴鹿市考古博物館等多くの歴史的文化遺産と一体化した整備

隣接する鈴鹿市考古博物館を十分に活かすことを視野に入れた史跡伊勢国分寺跡の保存・整備を進める。歴史公園の整備で表現しきれないことについては鈴鹿市考古博物館の展示で補う等、一体的な整備を行うものとする。また、鈴鹿市内には史跡伊勢国分寺跡だけでなく、多くの歴史的文化遺産がある。こうした恵まれた環境にある計画地が、歴史や文化をテーマとした学習及び観光レクリエーション活動のネットワーク拠点としての役割を担うことで鈴鹿市の文化振興を図れるよう整備を行うものとする。

③ 整備方針

基本方針を具現化するために、史跡伊勢国分寺跡とその周辺地の特徴や市民ニーズ等を考慮し、整備方針を以下のように設定する。

| 特徴 | ニーズ等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・遺構の上部が失われており、主要建物の上部構造は不明。 ・寺域を区画する築地塀の跡や伽藍配置及び基壇の規模についてはほぼ把握されている。 ・塔跡の存在は未確認。 ・僧寺か尼寺か不明である。 ・寺域のほぼ全域が史跡指定されている。 ・公有地化が完了している。 ・史跡伊勢国分寺跡に隣接して鈴鹿市考古博物館が整備されている。 ・鈴鹿市考古博物館の3階の展望デッキから史跡伊勢国分寺跡を一望できる。 ・鈴鹿市考古博物館では市内の遺跡からの出土品を中心とした展示が充実している。 ・鈴鹿市考古博物館で市民を対象にした歴史講座や体験学習等のイベントが行われている。 ・駐車場等の施設が整備されている。 ・地域の人々の身近な生活空間として親しまれているオープンスペースである。 ・往時の景観を思わせる環境が残されている。 ・周辺には史跡伊勢国分寺跡に関連する文化財が点在している。 ・市街地からのアクセスがやや不便である。 ・北勢バイパスが計画されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の保護。 ・伊勢国分寺の遺構を分かりやすく表示、説明する。 ・文化財に気軽に触れることができる空間づくり。 ・鈴鹿市考古博物館と一体となったイベント等の創出。 ・鈴鹿市に点在する関連文化財とのネットワーク化とその拠点としての整備。 ・緑が多い鈴鹿らしさのある整備。 ・史跡伊勢国分寺跡のガイダンスとしての展示。 ・史跡伊勢国分寺をはじめとする鈴鹿市の文化財を総合的に学習できる場としての内容充実。 ・鈴鹿市の文化財ネットワークの核的拠点としての役目を果たす。 ・全国の国分寺についての情報収集、研究発表等の場づくり。 ・新しいまちづくりの核となる施設整備。 ・新しい鈴鹿市の観光拠点づくり。 ・人々が集える公園の創造。 ・自然に親しめる緑豊かな空間。 ・市街地から容易に訪れることができる交通手段や道路の整備。 |
| <p>整備方針</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・発掘等各種調査と研究の成果に基づき、見学者が容易に伊勢国分寺について学ぶことができるように遺構の表示や復元等を行い、遺構の価値の顕在化を図る。 ・室内で行うイベントだけでなく、史跡伊勢国分寺跡も活用した体験学習の企画運営を行う。 ・展望デッキを活かした伽藍配置の説明施設を整備する。 | |

- ・史跡伊勢国分寺跡を中心としたガイダンスとなるように展示内容のリニューアルに努める。
- ・人々が往時の風景に思いをはせ、自然を楽しみながら憩い集うことができるように花や樹木を適所に植栽した公園として整備する。
- ・周辺に点在する文化財を結んだネットワークの構築。
- ・ネットワークの中心拠点として鈴鹿市考古博物館と一体的な整備を図る。
- ・子どもや老人等交通手段をもたない人々でも気軽に訪れることができるように公共交通機関や道路を整備する。

(3) 全体計画及び地区区分と地区別整備計画

① 全体計画

< 基本目的 >

本計画は、貴重な歴史的文化的遺産である史跡伊勢国分寺跡の今後あるべき姿を念頭におき、その価値の顕在化への方向性を定めるもので、当面の課題および将来起こりうる課題等に対して適切に対応することができるように、その判断の拠り所となるものである。

< 計画の対象範囲 >

史跡伊勢国分寺跡はこれまでの調査、研究によって寺域や中心伽藍の建物の配置等がほぼ明らかとなっている。整備に際しては、史跡指定地を中心に行うことは当然であるが、伊勢国分寺跡を整備した後の活用も考慮して整備を行っていくことが大切であると考えられる。そこで、史跡伊勢国分寺跡及び鈴鹿市考古博物館等を含む周辺地を計画地とする。なお、計画地の活用を高めていくためには周辺に分布する文化財や各種施設とのネットワーク化が必要とされることから、これらを視野に入れ整備計画を進めるものとする。

< 関連計画等との関係 >

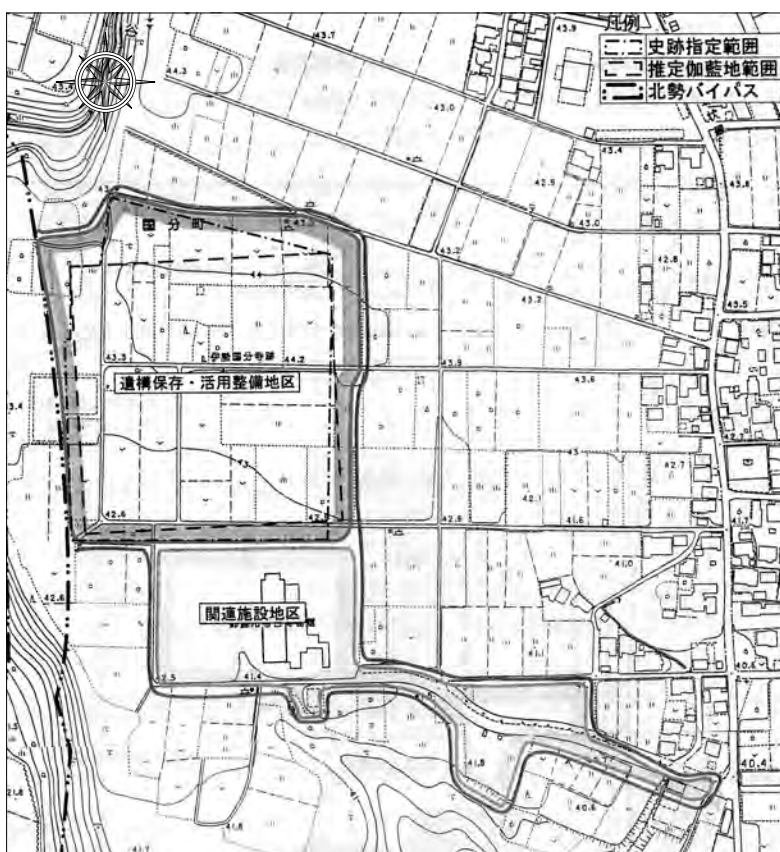
本計画は単に史跡指定地内の環境整備に関するだけでなく、周辺地域の土地利用計画、道路計画等とも深く関係するものである。そのため、その前提として鈴鹿市の総合計画をはじめとする上位計画やレインボウ・ヒルズ計画等の各種関連計画との整合性を図るものとする。

< 目標年次 >

史跡伊勢国分寺跡の整備は、国や県の指導・助言を得ながら補助事業を導入して進めていくが、事業の内容、規模等から長期にわたることが予想されることから、整備における完了目標年次を概ね平成27年度とする。なお、今後の発掘調査等の結果と整備の有効性等を勘案して、適切な整備が推進できるように事業の内容については柔軟に対応するものとする。

< 地域への配慮 >

整備に当たっては、地域との意思疎通を図り、事業に対する理解を深めていただき、各種事業やイ



第33図 ゾーニング (縮尺：任意)

ベント等に積極的に参加してもらうように計画する。また、必要となる植栽等については鈴鹿市産のものをできる限り使用し、地元産業との連携を深めるように配慮する。

② 地区区分

計画の対象範囲は史跡伊勢国分寺跡とその周辺地としたが、整備目標を実現するためには遺構の整備だけでなく、関連施設の整備についてもその方向性を明らかにする必要がある。これらの適切な配置を考えるためには、地区ごとの特性やその機能を念頭において全体の土地利用の考え方を明らかにすることが重要である。

このため、土地利用上の方向性を表す地区区分と地区別整備計画を設定する。地区区分に際しては、遺構の分布状況、既存施設を含む周辺土地利用、施設整備導入の理念等を総合的に勘案するものとし、遺構保存・活用整備地区、関連施設地区の2地区を設定する。

③ 地区別整備計画

| 地区 | 整備方針・整備計画 |
|-------------|--|
| 遺構保存・活用整備地区 | <p>< 特性・機能 ></p> <p>伊勢国分寺の遺構が所在している。現在は概ね草地となっており、かつての講堂跡に史跡標柱や説明板があるほかは目につく構造物はない。</p> <p>史跡伊勢国分寺跡の中心となる地区であり、地域の歴史や文化・自然に触れ、学ぶことができる空間としての機能を有している。</p> <p>< 整備方針 ></p> <p>遺構の保存を大前提とする。史跡伊勢国分寺跡の文化財としての価値を高めるとともに、緑豊かなまちという鈴鹿市のイメージを大切に地域歴史や文化を体験しながら野外で学び、身近な自然とふれあい、憩うことができる空間としての整備を図る。</p> <p>< 整備計画 ></p> <p>必要に応じて発掘調査等を行い、伊勢国分寺の解明を進める。主要建物跡等の遺構表示整備を行い、補助解説施設として案内板や説明板を整備する。</p> <p>主要伽藍の整備は基壇を立体的に表示する。そのほかの遺構の状態や性格を考慮し、立体表示や平面表示等適切な手法を選んで整備を行う。また、植栽を多く配置し、鈴鹿市のシンボルとなる整備を行う。</p> |
| 関連施設地区 | <p>< 特性・機能 ></p> <p>現在、鈴鹿市考古博物館とそこへ至るためのアクセス道路、駐車場が整備されている。隣接している史跡伊勢国分寺跡、さらには周辺の文化財とを結ぶネットワーク拠点としての機能が期待できる。</p> <p>< 整備方針 ></p> <p>史跡伊勢国分寺跡の遺構保存活用整備地区を支え、鈴鹿市考古博物館と一体的に活用する地区として、見学者等が広く活用できるよう整備を進める。</p> <p>< 整備計画 ></p> <p>鈴鹿市考古博物館の駐車場等、既存の施設を利用しながら、西側の広場を体験学習広場として整備し、適所にアズマヤや便所、手洗い場等の便益休憩施設を設置する。また、花木を植栽して季節に応じて花を楽しむことができる空間となるように整備する。(一部整備済み)</p> |

④ 調査計画

史跡伊勢国分寺跡は過去の発掘調査によって、概ね伽藍配置等は判明しているものの、寺域を区画する築地塀の四隅や塔の所在等については未確認である。今後整備を行うに当たって、これらの確認や周囲道路の整備に先立つ発掘調査を実施する。

⑤ 遺構整備計画

史跡伊勢国分寺跡は、後世の耕作等に伴う削平等によって遺構の遺存状態は良好とはいえ、建物

の規模等について明らかとなっていないが、金堂や講堂、中門、僧坊といった主要な建物の基壇範囲や、数棟の掘立柱建物の住穴が検出されている。しかし、築地塀隅部の確認がなされていない等課題が残されている。今後も発掘調査等各種調査を継続し、史跡指定地及び周辺において現在未確認である塔跡等新たな関連遺構が確認された場合は、計画を見直すなどして対応することとする。

また、緑豊かなまちという鈴鹿市のイメージを大切に、花や植栽を多く配置した鈴鹿市らしい整備、鈴鹿市民の誇りの場となる整備を図るものとする。遺構の整備概要は以下のとおりとする。

- ・遺構保護のため必要な厚さの盛土を施す。
- ・伽藍の中心建物と築地塀は土壇を築いて基壇の規模を立体的に表示整備する。
- ・講堂の基壇基底部からは台形塼が出土していることから、これのレプリカ等を用いて基壇基底部の復元整備を行う。
- ・伽藍の中心建物の土壇上には他の国分寺等の調査成果を参考に植栽して建物の推定規模を表現する。また、推定柱位置は建物の推定規模の表現とは異なる種類で植栽して表現する。
- ・築地塀を一部復元整備する。
- ・掘立柱建物跡は建物の平面的規模、柱の位置を平面表示する。南端に位置する掘立柱建物跡は立体的表示とし、実際の建物の平面規模を実感できる施設として整備する。
- ・表示整備された建物跡には、名称板や説明板等を適宜設置する。

⑥造成計画

史跡伊勢国分寺跡の造成計画は以下のとおりとする。

- ・遺構を破壊することがないように盛土を十分に施し、遺構の保護に留意することを大前提とする。
- ・後世削平されたと考えられる地形は自然な盛土等により、可能な限り往時の地形の復元を図る。
- ・遺構に損傷を与えると判断される樹木は極力伐除する。
- ・整備工事に当たって遺構面に過大な負荷を与えないように、重機等の取り扱いについては十分配慮する。

⑦雨水排水計画

史跡伊勢国分寺跡における雨水排水計画は以下に示すとおりである。

- ・整備に際して、表層を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数が現況から大きく変化しないように配慮する。
- ・雨水の表面排水は地形に沿ったものとする。
- ・造成に際しては、必要に応じて調整池の機能を持つ場所を確保するよう設計に配慮する。

⑧修景計画

史跡伊勢国分寺跡と調和した景観を創出するための修景計画は以下に示すとおりである。

- ・北勢バイパスや民有地との景観の遮へいのために適宜生け垣や高木植栽を行う。
- ・史跡指定地だけでなく周辺地においても無秩序な開発や景観の改変が行われないように周辺環境の保全に努める。

⑨関連施設整備計画

その他活用上必要な施設として、説明板や案内板等の学習施設、ベンチやアズマヤ等の休養施設、野外での学習やレクリエーションに利用できる広場施設及び管理上必要となる施設の整備を図る。

また、これら施設の整備に当たっては高齢者や身障者に配慮し、ユニバーサルデザインを取り入れるように努める。なお、園路は基本的に自由動線とするが、現在、史跡地内を通る生活道路として市道が所在することから、整備後も地域住民の利便性と施設管理の観点から周囲道路の整備を図るものとする。

⑩年次計画

史跡伊勢国分寺跡整備にかかる事業期間は、その完成年次を平成 27 年度とする。

①活用計画及び管理運営計画

< 活用計画 >

整備後に地域住民だけでなく、広く人々に関心をもってもらい、そして史跡伊勢国分寺跡を訪れてもらって多様な活用を進めていくためには、ハード面だけでなくソフト面からも対応を図る必要がある。

史跡伊勢国分寺跡は鈴鹿市を代表する文化財であり、未来へと守り伝えられるべき文化財である。それと同時に、市民生活に溶け込んだ生活空間であり、また、身近な文化活動（学校教育、生涯学習等）やレクリエーション活動の場となるよう日常的な利用を図っていく。

・市民との協働の場

史跡伊勢国分寺跡の活用に当たって、市民ボランティア等の育成を促進し、市民を主体とした企画運営を心掛け、ボランティアの自主独立した運営支援に積極的に取り組んでいく。

地元国分町との連携も強化し、地元が主体的に企画運営する催しが開催できるような働き掛けを行い、地元をはじめ市民が史跡伊勢国分寺跡に愛着をもてるように努める。また、そのための体制構築や制度の整備を行う。

・学校教育の場

史跡伊勢国分寺跡を積極的に活用するために、市内の小・中学校が地域の歴史を学んだり、市民参加の歴史講座等生涯学習の場所として利用できるようにボランティアガイドの養成や児童・生徒向けのパンフレットを作成する。そうすることで、人々の社会教育事業への参加を推進し、遠足や社会見学等の校外学習の場としての活用に努める。

・生涯学習の場

現在、鈴鹿市考古博物館で行われている各種講座や体験学習等の催しを継続しつつ、市民の歴史学習を中心とする生涯学習の拠点となるよう、催しや学習プログラムを更に充実させ、そこで学習した成果を発表することができる場の創出に努める。また、伊勢国分寺とその時代や鈴鹿市の歴史に関しての企画や展示を今以上に充実させ、見学者に関心を持たせるよう図っていく。また、全国の国分寺に関する調査研究の拠点となるよう環境を整備・充実させていく。

・より多くの市民が交流できる場

史跡伊勢国分寺跡の広大な敷地を活かして考古学や歴史に興味を持つ人々向けだけでなく、一般の多くの市民が参加できるよう、灯明を使ったライトアップや音楽コンサート、演劇等の催しを行うように努める。

・利用者の利便性向上

史跡伊勢国分寺跡は、鈴鹿市の中心市街地から比較的遠く、直接乗り入れる公共交通機関がない。史跡伊勢国分寺跡を訪れる人々、特に子どもや高齢者等の交通弱者の利便性向上に配慮し、アクセス道路の整備と市街地から直接乗り入れることができる公共交通機関の整備に努める。

・周辺文化財や施設との連携強化

鈴鹿市内には史跡伊勢国分寺跡と密接な関係のある史跡伊勢国府跡や、ヤマトタケル伝説に関連した史跡白鳥塚 1 号墳等の文化財、旧東海道沿いにはいくつかの文化施設が所在している。史跡伊勢国分寺跡の活用においては、これら文化財や文化施設とも関連づけて見学コース等を設定し、散策マップや道標、説明板の整備を展開する。

< 維持管理計画 >

・体制の充実

史跡整備は施設の整備工事の完了をもって終了ではなく、整備後の維持管理が極めて重要である。

そこで、施設の維持管理に必要となる予算や職員、ボランティアといった人的資源の確保、NPOの団体による指定管理者制度の導入も視野に入れ、体制の充実を図る。

- ・考古博物館の体制

鈴鹿市考古博物館での学習効果を高めるために展示内容や映像ソフト等のリニューアルを進める。

- ・庁内の調整

庁内の連絡調整を密にし、観光や教育等の各部局との連携を図る。また、無秩序な開発等によって景観が損なわれることないように適切な調整に努めることで、整備後の活用の促進と景観の保全を図る。

⑫ 今後の課題

計画の事業実施に向けては、発掘調査の推進や現況課題の克服、整備後想定される維持管理、運用上の検討、あるいは事業の早期実現へ向けの方策の立案等、今後、より詳細な調査と検討が必要であろうと思われる。以下、これらの事項についていくつかの課題をまとめておく。

- ・史跡の追加指定

これまで実施されてきた発掘調査や研究の成果によって、史跡指定地の北西隅と北東隅及び南東隅において一部寺域が史跡指定地外にも広がっていると考えられるようになった。今後行われる発掘調査によって、ここから遺構が検出され、寺域が指定地外に広がっていることが確認されれば、史跡の追加指定を行うことが必要である。

また、現在の指定地に限らず、狐塚遺跡をはじめとする関連遺跡の保全、整備上必要な周辺隣接地区については、その目的を達成するために、史跡指定を検討することが必要である。

- ・景観形成

景観形成では、史跡伊勢国分寺跡にふさわしい景観形成、すなわち史跡伊勢国分寺跡一帯が歴史的風土を保ち、下記のような点に留意して地域の有効な利用を図ることが大切である。

< 道路、集落等の景観形成 >

- 沿道の建物高さや色彩等の統一
- サイン・看板類の統一
- 生垣などによる緑化

< 地形、農地の保全 >

- なだらかな周辺地形を保全する
- 畑景観の保全
- 河畔林等植生の維持

< 快適な散策空間の形成 >

- 安全で快適な歩行空間の確保
- 周辺散策ルート確保

- ・関連遺跡の調査の推進

計画範囲である史跡伊勢国分寺跡周辺は、多くの遺跡が分布するが、発掘調査等による遺構の解明については、まだ十分でない。今後、整備計画との関連を保ちながら、国分尼寺跡等も含めた計画的な調査が必要であり、調査計画の立案が必要である。

- ・北勢バイパス

北勢バイパスについては、史跡伊勢国分寺跡の歴史的風土を阻害しないように配慮し景観の保全に努める必要がある。一方で、一体的な活用を図るために簡易パーキングや鈴鹿市の情報発信基地としての「道の駅」等の導入も検討する。

- ・地権者等住民のコンセンサスの確保

計画地の整備および整備後の維持管理や運用を良好な型で推移していくためには、官民一体となった推進が必要である。景観形成等に関して大きな影響をもたらす河畔林や国分町の集落の土地利用上からも地元住民の協力が必要なことも多く、計画段階からの住民参加等により、整備に対する理解、気運を序々に高めていくための方策を検討していくことが大切である。

⑥ ネットワーク化

史跡伊勢国分寺跡をはじめ、計画地周辺の文化財や歴史・文化施設等各施設の一体的な利用を進めるためには、これらに有機的なつながりをもたせるためのネットワーク整備を進める必要がある。各拠点は既存の道路等の活用のほか、鈴鹿川サイクリングロードや歴史的な道路である旧東海道を利用して巡ることができる。整備内容として、動線確保や案内板や道標等の整備とともに鈴鹿川左岸の丘陵地の文化財と自然の一体的な保全の推進も必要である。

『史跡伊勢国分寺跡整備基本設計 設計説明書』（平成 20 年 2 月）抜粋

基盤基本設計条件の検討

造成、雨水排水等の基盤整備には、その上物のあり方を検討する必要がある。以下では、基盤整備の基本設計に係わる上物整備の方針をまとめる。

(1) 遺構整備

① 整備方針と想定される整備手法

- ・遺構の保存を大前提とする。
- ・復元、表示整備等は、発掘調査成果等しかるべき整備根拠に基づいて実施する。
- ・今後の発掘調査等各種調査の成果にもよるが、現時点での整備の対象とする遺構は下表に示すものとする。また発掘調査等の成果による整備根拠から想定される整備手法は、下表に示すとおりとする。

| 整備対象 遺構 | 整備根拠からみた整備手法 | | | 整備に向けての根拠の有無等 | 備考 |
|------------|--------------|------------|------------|---|----------------|
| | 復元整備 | 平面表示 整備 | 立体表示 整備 | | |
| 築地跡 | △ | ○ | △ | 内外周の溝跡確認 四周を巡り東西、南北長（各約 180m） 北辺築地跡の伽藍中軸線では幅約 7m にわたり溝跡が無いことを確認 | 四隅の調査は実施されていない |
| 南門跡 | × | △ | × | 内外周溝跡のみ確認 周溝は四隅を切り落とした扁平な八角形 基壇、階段、礎石の痕跡なし 何とか基壇の平面規模は想定できる | 基壇の平面規の再検討 |
| 中門跡 | × | ○ | × | 基壇の掘込地業の最下層が残存掘込地業から平面規模は推定できる 回廊の取り付け位置は回廊の内外周溝から推定できる 基壇の礎石、階段等遺構は残存しない | |
| 回廊跡 | × | △ | × | 内外周溝は一部に残存する 基壇は全て削平されている 内外周溝跡から基壇規模、位置は何とか推定できる | |
| 金堂跡 | × | ○ | △ | 地覆と思われる埴列が遺存する 基壇化粧は埴積みまたは瓦・埴積みと推定される 基壇の平面的規模は推定可能 階段痕跡は不明 | |

| | | | | | |
|------------|---|---|---|--|-------------|
| 講堂跡 | × | ○ | △ | 基壇化粧最下段の埴列を検出 掘り込み地業に伴う版築を確認 基壇周囲から瓦、磚を含む溝跡検出 基壇の平面的規模は推定可能 階段の位置、規模等は不明 | |
| 僧坊跡 | × | △ | × | 基壇の全てが削平され、掘り込み地業も失われている 僧坊基壇の推定位置に残る溝跡等から基壇規模が推定される 基壇の詳細を求める遺構が乏しい | |
| 食堂跡 | △ | ○ | △ | 柱跡の掘方が浅いが、建物の平面規模が比較的良好に分かる 礎石建物の可能性もある | 立体表示も 可か |
| 掘立柱 建物跡 | △ | ○ | ○ | 遺構が比較的良好に遺存している | 立体表示も 可か |

○可能 △やや難 ×不可

② 整備手法例

(ア) 復元整備

史跡伊勢国分寺跡においては、復元整備の可能性があるのは外周や院を画する築地跡であるが、これまでの発掘調査等の成果のみではその復元根拠がやや不足している状況である。そのため復元整備に際しては今後未発掘調査区、特に四隅等の調査を実施し、その成果を設計に反映する必要がある。また他事例や延喜式等史資料を参考にする必要がある。

(イ) 立体表示整備

史跡伊勢国分寺跡において、立体表示整備が考えられる遺構は食堂跡および2棟の掘立柱建物跡や築地跡である。柱・梁・桁や小屋組等の立体表示整備が考えられる。

(ウ) 平面表示整備

史跡伊勢国分寺跡において、整備の対象となる遺構の位置並びに平面形状の平面表示は可能である。また金堂跡や講堂跡については基壇化粧の一部を少し立ち上げて表示することも考えられる。

③ 整備手法の選定

史跡伊勢国分寺跡では主要伽藍の建物跡の他、築地、門、掘立柱建物等の遺構が確認されている。また、「国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会」において、各遺構の特徴、遺存状態、整備後の維持管理等、多角的な見地に基づいて整備手法を検討した。その結果、遺構の保存活用施設の整備手法は、以下に示す5種に分類できるものとなった。

| 整備手法区分 | 対象遺構名称 | 備考 |
|-----------------|------------|-----------|
| 平面表示（舗装による） | 食堂跡 | 柱跡舗装表示 |
| | 掘立柱建物跡（北側） | 柱跡丸太表示 |
| | 門跡 | |
| 平面表示（盛土芝張り） | 僧坊跡 | 土壇高さ 60cm |
| | 軒廊跡 | 土壇高さ 30cm |
| | 金堂跡 | 土壇高さ 50cm |
| | 回廊跡 | 土壇高さ 30cm |
| | 中門跡 | 土壇高さ 50cm |
| | 南門跡 | 土壇高さ 50cm |
| 立体表示（植栽） | 築地跡 | |
| 立体表示（休養施設として活用） | 掘立柱建物跡（南側） | |
| 復元 | 講堂跡（基壇のみ） | |

●平面表示（舗装による）

- ・遺構面を盛土で保護し、発掘調査の成果に基づいて、柱跡の直上に自然石の平板を設置、もしくは周囲と異なる色の舗装を施して柱の位置等を表示する。
- ・建物の界線を縁石で表示し、建物の内側を透水性の自然色舗装として、建物の形状・規模を表示する。

●平面表示（盛土張芝）

- ・遺構面を盛土で保護し、発掘調査の成果に基づいて、かつての基壇の平面的規模を土壇によって表示する。土壇の高さは30cm-60cm程度とする。
- ・土壇表面には張芝を施す。
- ・整備後の活用を考慮し、必要に応じて盛土上面を簡易舗装とする。

●立体表示（植栽）整備

- ・遺構面を盛土で保護し、発掘調査の成果に基づいて、低木を列植して築地の位置を表示する。

●立体表示（休養施設活用）

遺構面を盛土で保護し、発掘調査に基づいて、遺構直上において柱、屋根等を設置し、建物の位置、規模等を立体的に表示する。また、休養施設としても活用できるように配慮する。

●復元

- ・これまで実施されてきた発掘調査および、今後実施される発掘調査等、各種調査の成果に基づいて、可能な限り往時の材料、工法を用いて、その姿を復元する。

(2) 園路・広場

①整備方針と想定される整備手法

(ア) 園路

基本計画では園路は自由導線とし整備しないものとしているが、市道の付け替え整備やバリアフリー対応が想定される。付け替えを行う市道については自動車等の通行が予測されるため、脱色アスファルト舗装等路面の簡易舗装が想定される。また車椅子等の通行に対しては路面の硬さも必要になってくる。

旧伽藍内は原則として自由導線とするが、築地塀跡の外側を巡る外周路を整備し、施設等の維持管理に活用する。旧伽藍内には、適せん芝生保護材を敷設するなどして、管理用車両が通行できるようにする。

(イ) 広場

広場の仕上げ仕様としては、草地、張芝、砂利敷き、舗装（転圧、防塵）等が考えられる。また広場においては中高木の植栽も想定される。

(3) 活用上必要な施設

①整備方針と想定される整備仕様

史跡伊勢国分寺跡において、整備が想定される活用上必要な施設としては伽藍配置模型、案内板、説明板、車止め等が考えられる。

●学習施設

学習施設として以下の設備を整備する。

| 名称 | 規模等 | 概要 |
|----------|-----|----------------------------------|
| 総合案内板 | 2基 | 史跡地へのアクセス部に設置する。 |
| 説明版 | 8基 | 僧房、講堂、金堂、中門、南門、掘立柱建物、食堂、回廊に設置する。 |
| 伽藍配置縮小模型 | 1基 | 博物館北側に設置する。 |

●安全管理施設設計

整備後に訪れる見学者の安全や運営管理のため、安全管理施設として以下の施設を整備する。

| 名称 | 数量等 | 概要 |
|-----|-----|---------------------|
| 照明灯 | 10基 | 周回路及び多目的広場の適所に設置する。 |
| 車止メ | 27基 | 9ヶ所 |

(4) 植栽

- ・ 広場においては適宜、景銀木、緑陰樹等を植栽する。
 - ・ 将来建設が予定されている北勢バイパスや、北方の住宅地等、史跡地からの景銀として好ましくない景銀を隠すために遮蔽植栽を施す。
 - ・ 導入する樹種は地域の在来種を基本としながら、サクラ等の花木も導入するものとする。
- また、将来の維持管理を考慮した樹種選定を行う。

導入樹種一覧

| 種類 | 名称 | 数量 |
|-----|--------------------------------------|--------|
| 高木 | サクラ、タブ、クス、シイ、カシ、クロガネモチ、クヌギ、ヤブツバキ、ウメ等 | 約100本 |
| 低木 | アセビ、ハギ、ヤマブキ、サッキ、ツバキ、チャノキ、ユキヤナギ等 | 約3000株 |
| 地被類 | ノシバ、シロツメグサ、チガヤ等 | 約4.8ha |

基盤整備基本設計

(1) 造成設計

① 造成のあり方

- ・ 園路の整備にあたっては、採用する整備仕様に対して遺構面を保護するため、覆土厚さは40～50cm必要である。
- ・ 広場の整備にあたっては、採用する表層仕様に対して遺構面を保護するため、覆土厚さは40～50cm必要である。
- 中高木に植栽にあたっては、遺構面を保護するために必要な覆土厚さは、樹種によって異なるが、マツ等の植栽に際しては100～120cm必要となる。(樹根が深い樹種は基本的に導入しない)
- ・ 解説板やベンチ等、活用上必要な施設の整備にあたっては、遺構面を保護するために必要な覆土厚さは50cm程度必要となる。
- ・ 遺構の整備手法によって、遺構面の保護に必要な覆土厚さに違いが生じる。

② 設計方針

- ・ 遺構の保存を大前提に、遺構の表示等整備や説明板等活用上必要な施設の基礎深さ、植栽における樹木の樹根および雨水排水における周辺レベル等の排水高等を考慮し、必要厚さの盛土を行う。
- ・ 可能な限り往時の生活面の地形の復元を図る。
- ・ 敷地の造成に伴う敷地周辺地形とのレベル調整は、自然な形の法面で処理する。
- ・ 講堂跡において遺構に損傷を与えると判断される樹木は伐採する。

③ 造成設計

- ・ 敷地周囲のすり付けを考慮し(あまり落差をつけない)、また建物跡の立体表示施設整備等が想定されるため、遺構面プラス約80cmを整備レベルとする。
- ・ 敷地縁辺部においては大半が周囲よりも高くなるため自然な形の法面(1:2.0)で行う。
- ・ 造成工事に際しては遺構面に過大な荷重負荷を与えないよう、重機等の取扱いには十分配慮する。

(2) 雨水排水設計

① 雨水排水のあり方

- ・ 建物の立体表示整備等では、雨落溝が必要と考えられ、この場合排水路が必要となることが想定さ

れる。

・園路・広場の整備に際して、その整備仕様によって整備後の雨水排水係数が異なってくる。不透水性の舗装材等を使用すると、雨水排水係数が1.0となり、整備後の場外への雨水排水量が増大することになる。

・史跡伊勢国分寺跡において、想定される活用上に必要な施設は、いずれも面積がわずかであるため、雨水排水係数に対して大きな影響はないと考えられる。

② 設計方針

- ・造成地形に沿った雨水排水を原則とする。
- ・地形表層を可能な限り現況に近い仕上げ仕様とし、場外への雨水排水量を現況に維持する。(現況の流出係数 0.10 ~ 0.30 - 畑地)
- ・整備内容(表土等の仕上げ仕様等)により雨水排水係数が増大する場合は、適切な降雨強度を設定し、必要に応じ調整池機能を有する箇所を設置する。

・敷地境界を明示するため必要に応じ敷地周囲の縁辺部に側溝を設けるが、この場合流末の雨水排水能力を十分に考慮する。

③ 雨水排水設計

上記設計方針に示した調整池の機能を有する箇所として、体験学習広場を設定し、その調整能力について検証する。

・降雨強度の計算

史跡伊勢国分寺跡付近での降雨強度は、下表のとおりである。なお、雨水流出量の検討は10年確率、降雨継続時間は10分間、60分間の2タイプで行う。

・降雨強度表

- 雨水流出量の算出

先のデータをもとに計画地の現況及び整備後の雨水流出量を算出する。想算定式はラショナル式を用いる。 ※ラショナル式…雨水流出量を求める簡単な式。広く一般に使用されている。

$$Q = (1/360) \times C \times I \times A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 計画地の流水係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 計画地の面積 (集水面積)

〈現況〉 $Q = (1/360) \times 0.23879 \times 114.4 \times 5.3 \approx 0.402 \text{ (m}^3/\text{sec)} \cdots 10 \text{ 分間}$

$$Q = (1/360) \times 0.23879 \times 67.0 \times 5.3 \approx 0.236 \text{ (m}^3/\text{sec)} \cdots 60 \text{ 分間}$$

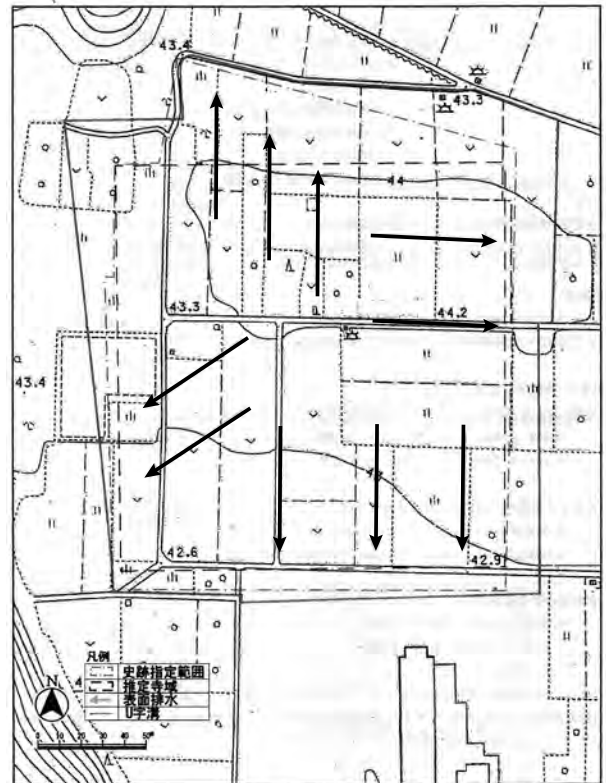
〈整備後〉 $Q = (1/360) \times 0.24211 \times 114.4 \times 5.3 \approx 0.408 \text{ (m}^3/\text{sec)} \cdots 10 \text{ 分間}$

$$Q = (1/360) \times 0.24211 \times 67.0 \times 5.3 \approx 0.239 \text{ (m}^3/\text{sec)} \cdots 60 \text{ 分間}$$

・調整地(体験学習広場)の容量

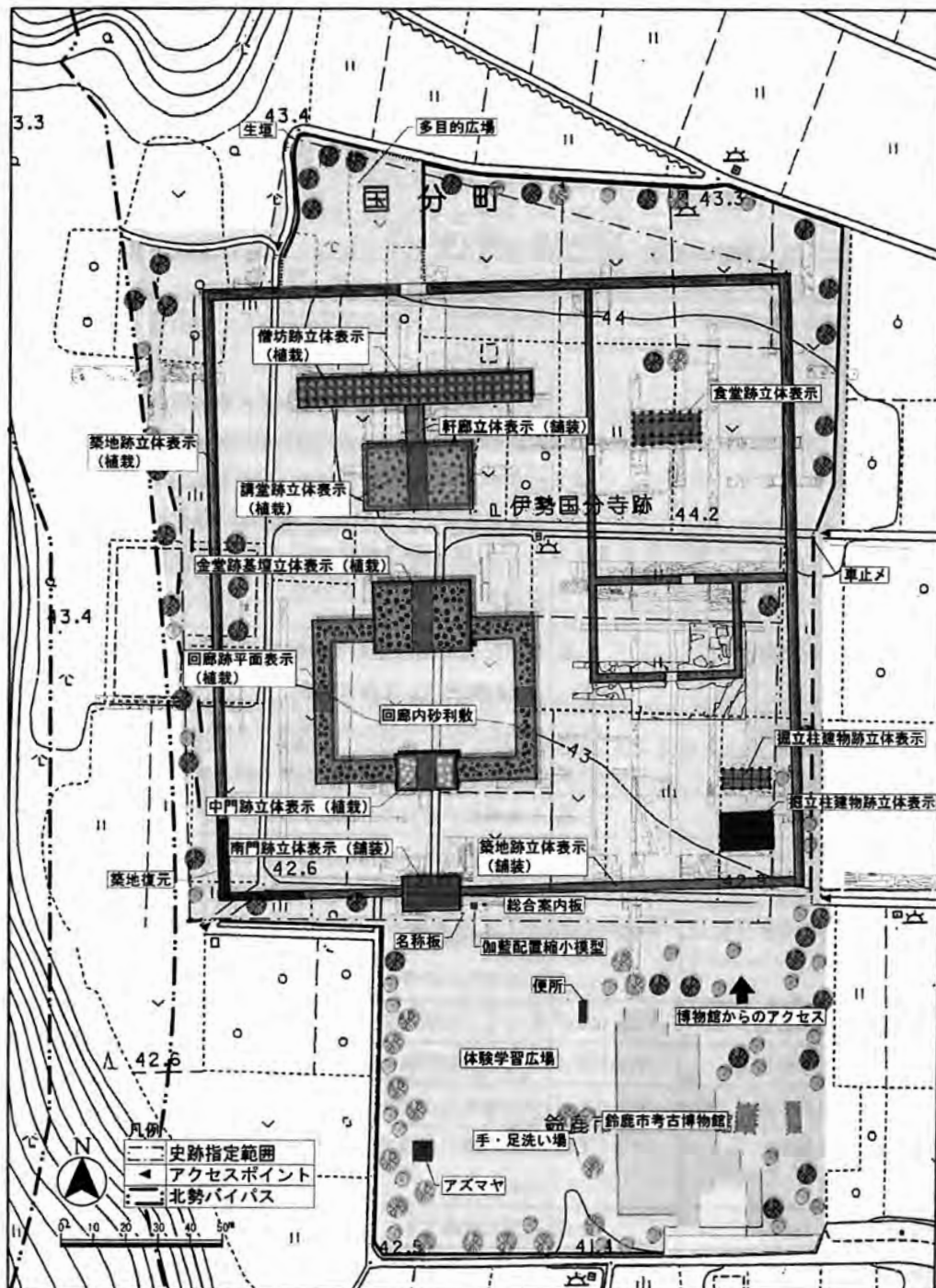
整備によって増加すると考えられる雨水流出量は、上記の計算結果から

$$0.408 - 0.402 = 0.006 \text{ (m}^3/\text{sec)} \cdots 10 \text{ 分間}$$



第34図 雨水排水系統図

$0.239 - 0.236 = 0.003 \text{ (m}^3/\text{sec)}$ …60 分間
 であり、降雨終了後に排水するものとする
 $0.006 \text{ (m}^3/\text{sec}) \times 10 \text{ (min)} \times 60 \text{ (sec)} = 3.60\text{m}^3$ …10 分間
 $0.003 \text{ (m}^3/\text{sec}) \times 60 \text{ (min)} \times 60 \text{ (sec)} = 10.80\text{m}^3$ …60 分間
 調整地の安全率を 1.25 にすると、
 $60\text{m}^3 \times 1.25 = 4.50\text{m}^3$ …10 分間
 $1.80\text{m}^3 \times 1.25 = 13.50\text{m}^3$ …60 分間
 となり、降雨継続時間 10 分間で 4.50m^3 、60 分間で 13.50m^3 程度の容量が必要となる。体験学習広場の面積は 0.63ha (6300m^2) であり、10cm 程度の深さまで水がたまったとしてもその量は、 630m^3 になることから十分な調整能力を有すると考えられる。



第 35 図 『基本設計』整備計画平面図 (縮尺: 任意)

第5章 整備事業の実施

(1) 保存整備事業の概要

以下に平成18年度から開始し平成31年度まで行った事業の概要を述べる。

基本計画では平成27年度の完成を目標としていたが、景気の低迷や平成23年の東日本大震災の影響等により、事業費が圧縮されたことから完成は平成31/令和元年度に延長された。

表9 年次別事業概要一覧

| 年度 | 事業概要 |
|----------|---|
| 平成18 | 検討委員会設置 整備基本計画 |
| 平成19 | 整備基本設計 路線測量 |
| 平成20 | 基盤整備実施設計 発掘調査 路線測量 基準点移設 |
| 平成21 | 造成工（盛土，外周路路盤） |
| 平成22 | 造成工（盛土，排水設備） |
| 平成23 | 造成工（盛土，排水設備，路盤） 遺構表示実施設計 |
| 平成24 | 遺構表示工（中門・回廊・金堂・講堂・僧坊・食堂・小院・北東院） 雨水排水工 |
| 平成25 | 園路広場工（芝張り・土舗装） 学習設備工（石碑類移設・サイン） 給水設備・電気設備工 植栽工（植栽イベント） |
| 平成26 | 遺構表示工（築地） 園路広場工（芝張り・土舗装） 学習設備工（サイン） |
| 平成27 | 遺構表示工（築地） 園路広場工（芝張り・土舗装） 学習設備工（サイン） 木造四阿（掘立柱建物（南棟）遺構表示兼休憩施設）詳細設計 |
| 平成28 | 遺構表示工（掘立柱建物（南棟）） 園路広場工（芝張り） 調査報告書刊行 |
| 平成29 | 遺構表示工（掘立柱建物（北棟）・築地） 園路広場工（芝張り・土舗装） 調査報告書刊行 |
| 平成30 | 遺構表示工（南門） 園路広場工（芝張り・土舗装） 想定鳥瞰図作成 |
| 平成31/令和元 | 管理用外周路舗装 学習設備工（サイン） 園路広場工（芝張り） 事業報告書刊行 |

平成18・19年度の事業は市単費で実施した。平成18年度の事業費は1,550,000円、平成19年度の事業費は2,500,000円である。平成20年度以降は国庫補助事業として実施し、収支は以下の通りである。事業費は総額で417,077,000円となった。

表10 補助事業分事業収支内訳

収入の部

| 年度 | 補助金科目 | 事業費 | 国補助金 | 県補助金 | 市負担金 |
|------|--------------------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 平成20 | 史跡等・登録記念物・歴史の道 保存整備事業 | 11,800,000 | 5,900,000 | 1,180,000 | 4,720,000 |
| 平成21 | | 39,290,000 | 19,645,000 | 2,926,000 | 16,719,000 |
| 平成22 | | 43,700,000 | 21,850,000 | 3,059,000 | 18,791,000 |
| 平成23 | | 50,500,000 | 25,250,000 | 3,535,000 | 21,715,000 |
| 平成24 | | 30,000,000 | 15,000,000 | 2,100,000 | 12,900,000 |
| 平成25 | | 30,000,000 | 15,000,000 | 2,100,000 | 12,900,000 |
| 平成26 | | 44,000,000 | 22,000,000 | 3,080,000 | 18,920,000 |
| 平成27 | 歴史生き生き！史跡等 総合活用整備事業 | 32,530,000 | 16,265,000 | 2,277,000 | 13,988,000 |
| 平成28 | | 37,000,000 | 18,500,000 | 2,590,000 | 15,910,000 |
| 平成29 | | 25,790,000 | 12,895,000 | 1,805,000 | 11,090,000 |
| 平成30 | | 31,035,000 | 15,517,000 | 2,172,000 | 13,346,000 |
| 平成31 | | 37,382,000 | 18,691,000 | 2,616,000 | 16,075,000 |
| 合計 | | 413,027,000 | 206,51300 | 29,440,000 | 177,074,000 |

支出の部

| 年度 | 主たる経費 | | | | | | | その他の経費 | |
|-------|-------------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|---------|---------|--------|
| | 工事請負費 | 測量設計委託 | その他委託 | 報償費 | 発掘調査費 | 需用費 | 旅費 | 需用費 | 旅費 |
| 平成 20 | 0 | 3,022,950 | 0 | 0 | 8,354,342 | 0 | 0 | 422,708 | 0 |
| 平成 21 | 39,282,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,400 | 0 |
| 平成 22 | 43,675,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,250 | 0 | 20,000 | 0 |
| 平成 23 | 48,472,200 | 1,987,650 | 0 | 0 | 0 | 25,800 | 0 | 14,350 | 0 |
| 平成 24 | 29,908,200 | 0 | 0 | 52,800 | 0 | 16,000 | 0 | 19,520 | 3,480 |
| 平成 25 | 29,804,250 | 0 | 0 | 114,400 | 0 | 49,350 | 0 | 3,080 | 28,920 |
| 平成 26 | 43,934,400 | 0 | 0 | 52,800 | 0 | 4,800 | 0 | 4,420 | 3,580 |
| 平成 27 | 30,652,560 | 1,782,000 | 0 | 52,800 | 0 | 17,820 | 24,020 | 800 | 0 |
| 平成 28 | 36,425,160 | 0 | 0 | 52,800 | 0 | 374,461 | 140,300 | 7,279 | 0 |
| 平成 29 | 25,342,200 | 0 | 0 | 44,000 | 0 | 366,000 | 30,420 | 7,380 | 0 |
| 平成 30 | 30,679,560 | 0 | 216,000 | 44,000 | 0 | 58,240 | 30,180 | 7,020 | 0 |
| 平成 31 | 37,013,900 | 0 | 0 | 96,800 | 0 | 150,060 | 31,140 | 6,500 | 0 |
| 合計 | 395,273,380 | 6,792,600 | 216,000 | 510,400 | 8,354,342 | 1,067,781 | 256,060 | 520,457 | 35,980 |

* 平成 20～23 年度委員会関係費用は市単費から支出

(2) 年度別事業概要

①平成 18 年度事業

国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会を立ち上げるとともに、平成 12 年度に策定した「史跡伊勢国分寺跡及び周辺整備計画」の見直しをするかたちで「史跡伊勢国分寺跡保存整備基本計画」を策定した。併せて事業用地の測量や路線測量を行った。事業は市単費で実施した。

整備基本計画 1,550,850 円

史跡伊勢国分寺跡保存整備基本計画修正業務 株式会社空間文化開発機構

平成 18 年 8 月 24 日から平成 19 年 3 月 25 日

(鈴鹿市開発整備課課外工事)

保存整備検討委員会

第 1 回：平成 18 年 9 月 25 日 第 2 回：平成 18 年 11 月 7 日 第 3 回：平成 18 年 12 月 11 日

第 4 回：平成 19 年 1 月 12 日

②平成 19 年度事業

前年度の「史跡伊勢国分寺跡保存整備基本計画」に基づき、「史跡伊勢国分寺跡保存整備基本設計」を実施した。併せて、路線測量等を実施した。事業は市単費で実施した。

整備基本設計 891,450 円

史跡伊勢国分寺跡保存整備基本設計業務 株式会社空間文化開発機構

平成 19 年 7 月 19 日から平成 20 年 2 月 29 日

(鈴鹿市開発整備課課外工事)

保存整備検討委員会

第 1 回：平成 19 年 9 月 14 日 第 2 回：平成 19 年 12 月 17 日

③平成 20 年度事業

新たに史跡 伊勢国分寺跡 史跡等・登録記念物・歴史の道保存事業として新事業に着手した。伽藍地の四隅、

講堂・塔・経蔵・鐘楼推定地について第35次発掘調査を実施し、概要報告書を刊行した。また基盤整備にかかる造成・雨水排水・周回路の実施設計を行うほか、調査・整備のため測量基準点を設置し、周回路の路線測量調査を実施した。

現状変更許可

平成20年5月16日 20受庁財第4の101号（発掘調査）

平成20年9月3日 20受庁財第4の850号（造成用土の仮置き）

発掘調査

伊勢国分寺跡第35次発掘調査

平成20年7月14日から平成21年3月10日 調査面積2,080㎡

『伊勢国分寺跡7』刊行 平成21年3月31日刊行

路線測量

史跡伊勢国分寺跡保存整備測量業務 加藤コンサルタント株式会社 1132950円

平成21年1月22日から平成21年3月27日

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

基準点設置

伊勢国分寺跡測量業務 加藤コンサルタント株式会社 172000円

平成21年3月19日から平成21年3月30日

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

実施設計

史跡伊勢国分寺跡保存整備実施設計業務 株式会社緑景 1890000円

平成20年10月23日から平成21年3月25日

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

保存整備検討委員会

第1回：平成20年10月6日

④平成21年度事業

本年度から基盤整備工事に着手した。面積が広大なため北側から3箇年に分けて工事を行う計画とし、平成21年度は遺構保護のための盛土造成とそれに伴う雨水排水・園路（外周路）工等の造成工事を行った。

現状変更許可

平成21年6月19日付け 20委庁財第4の6177号

保存整備工事 39,282,600円

広場整備工 盛土 5,200㎡

既設設備撤去・移設 碑（石製）4基 アスファルト等撤去 1式

園路設備工 幅員 4m 延長497.5m 縁石工 511m

排水設備工 U字溝 548m

施工 成和建設株式会社

平成21年12月3日から平成22年3月10日

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

保存整備検討委員会

第1回：平成21年12月21日

⑤平成22年度事業

前年度に引き続き基盤整備工事を行った。

現状変更許可

平成 22 年 9 月 17 日付け 22 受庁財第 4 号の 807

保存整備工事 43,675,800 円

広場整備工 盛土工 購入土 16,800m³ 敷き均し・締め固め 12,700m³

法面工 法面整形 230m² 芝張り工（全面張り）1,220m²

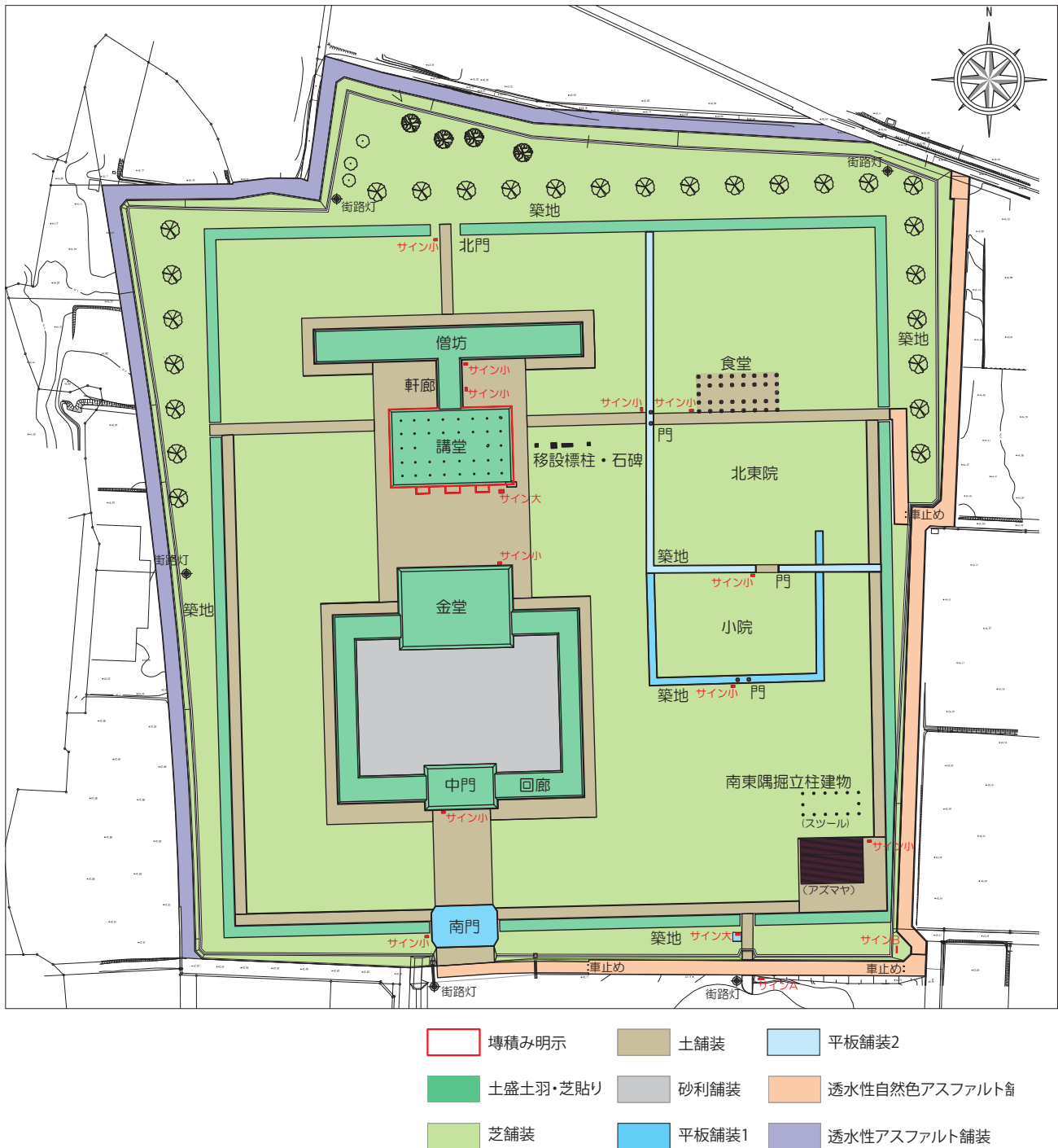
既設設備撤去・移設 井戸・アスファルト等撤去 1 式

仮設工 築堤盛土 301 m

排水設備工 U字溝 429 m

施工 成和建设株式会社

平成 22 年 10 月 21 日から平成 23 年 3 月 10 日



第 36 図 整備実施平面図 (1/1,600)



第 37 図 年次別基盤整備工平面図 (縮尺：任意)

(鈴鹿市市街地整備課課外工事)

保存整備検討委員会

第 1 回：平成 22 年 12 月 2 日

⑥平成 23 年度事業

前年度に引き続き基盤整備工事を行い、暗渠排水工まで実施して基盤整備工事は完了した。併せて、翌年度から実施する遺構表示整備の実施設計を行った。

現状変更許可

(土砂搬入) 平成 23 年 4 月 15 日付け 23 受庁財第 4 号の 2

(整備工事) 平成 23 年 10 月 21 日付け 23 受庁財第 4 号の 1139

保存整備工事 48,482,200 円

広場整備工 盛土工 購入土 10,800^m³ 敷き均し・締め固め 16,100^m³

法面工 法面整形 390㎡ 芝張り工（全面張り）1,370㎡
排水設備工 U字溝 U-180 429 m
レキ間側溝工 300A 401 m
管渠工 有孔管 径 1580 2,558m
園路整備工 縁石工 150×150×600 245 m
園路舗装工 RC-40 t=150 925㎡

既設撤去工 舗装版撤去 1式 移植工 1式

施工 成和建設株式会社

平成 23 年 11 月 17 日から平成 24 年 3 月 10 日

実施設計 1,987,650 円

史跡伊勢国分寺跡保存整備実施設計業務

施工 株式会社空間設計

平成 23 年 6 月 23 日から平成 24 年 2 月 29 日

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

保存整備検討委員会

第 1 回：平成 23 年 8 月 23 日 第 2 回：平成 24 年 1 月 31 日

⑦平成 24 年度事業

平成 24 年度から遺構表示等整備に着手した。中門・回廊・金堂・講堂・軒廊・僧坊基壇を土盛・芝張り
で表示し、講堂については基壇外装及び階段を復元した台形塼を用いて表示した。食堂については壺地業掘
方を土系舗装で、北東院・小院については築地を平板舗装で表示し、門は土系舗装により表示した。園路広
場工として周回路の土系舗装と伽藍地内北東部の芝張りを行った。また、外周路について雨水排水のための
管渠工を行い、それに伴い必要箇所を緊急発掘調査・立会調査を実施した。

現状変更許可

平成 24 年 11 月 16 日 24 受庁財第 4 号の 1532

保存整備工事 29,908,200 円

遺構表示工

- ・講堂 盛土 410㎡ 芝張り平面 669㎡ 法面整形 68.6㎡ 礎石 36 基 レンガ縁石工 124 m
土系舗装 25㎡
- ・僧坊 盛土 196.6㎡ 芝張り 659.2㎡ 法面整形 83.3㎡
- ・軒廊 盛土 26.1㎡ 芝張り 92.1㎡ 法面整形 14.4㎡
- ・金堂 盛土 388.1㎡ 芝張り 681.7㎡ 法面整形 102.8㎡
- ・回廊 盛土 305.2㎡ 芝張り 1055.5㎡ 法面整形 170.8㎡ 砂利舗装 1,794.9㎡
- ・中門 盛土 127.8㎡ 芝張り 235.5㎡ 法面整形 56.7㎡
- ・北東院 コンクリート縁石工 313.2m 平板舗装 御影 269.2㎡ 土系舗装 11.2㎡
土系舗装（柱）2 箇所
- ・食堂 土系舗装（柱）34 箇所
- ・小院 コンクリート縁石工 223.8m 平板舗装 蛇紋 203.7㎡ 土系舗装（柱）2 箇所

園路広場工

- ・芝舗装 624㎡
- ・土系舗装 256㎡

雨水排水工

- ・管渠工 VU-150 75.7 m CSB-150 94.7 m

・集水柵工 8基

施工 有限会社スズカテック

(鈴鹿市市街地整備課課外工事)

平成25年11月21日から平成26年3月11日

発掘調査

伊勢国分寺跡第38次発掘調査(史跡現状変更に伴う)

平成25年2月11日 調査面積7.8㎡

「伊勢国分寺跡(第38次)」『鈴鹿市考古博物館年報第35号』平成25年12月28日刊行

保存整備検討委員会

第1回:平成24年12月18日

⑧平成25年度事業

園路広場工として講堂周辺周回路の土系舗装を行い、説明サイン(大)(小)の設置を行うとともに、かつて史跡内に建てられていた石碑類の再設置をおこなった。サービス施設として給水・電気設備工を行い外周路沿いに照明灯5基と散水栓を設置した。植栽工としてヤマザクラ・モミジ・ウメを植樹したなかで、活用事業として地元住民・児童による焼杉記念プレートを作成し植樹イベントを開催した。

現状変更許可

平成25年11月15日 25受庁財第4号の1372

保存整備工事 29,804,250円

園路広場工

・土系舗装 873㎡ 砂利舗装 37㎡

・芝舗装 1,505㎡

学習設備工

・サイン(大) 1基 「講堂」

・サイン(小) 7基 「金堂」「軒廊」「僧坊」「北門」「門」「食堂」「北東院」

・石碑移設 4基

給水設備工

・散水栓 2基 止水栓 1基 給水管 86m

電気設備工

・ポール照明 LED 3.6m 5基 ハンドホール 4基 電線管 715m

植栽工

・中木 イロハモミジ 3本 ウメ(赤) 2本(白) 2本

・低木 ヤマザクラ 26本

施工 近藤緑化株式会社

(鈴鹿市市街地整備課課外工事)

平成25年11月21日から平成26年3月11日

保存整備検討委員会

第1回:平成25年7月23日 第2回:平成26年2月10日

⑨平成26年度事業

伽藍地北半築地の遺構表示を行うとともに食堂の土系舗装および主要伽藍周辺の周回路の土系舗装を行う。併せて、遺構説明サイン(小)を設置し、伽藍地北部の芝張りを行った。

現状変更許可

平成26年11月21日 26受庁財第4号の1316

保存整備工事 43,934,400 円

遺構表示工

- ・築地 271 m 法面形成 199㎡ ウツギ 283 本 芝張り 823㎡
- ・砂利舗装 252 m

園路広場工

- ・土系舗装 食堂 279㎡ 園路 2,076㎡
- ・芝舗装 4,370㎡

学習施設工

- ・サイン(小) 2基「回廊」「北東院」 台座：花崗岩 サイン：陶板 450×450

施工 有限会社スズカテック

(鈴鹿市市街地整備課課外工事)

平成 26 年 11 月 6 日から平成 27 年 3 月 10 日

保存整備検討委員会

第 1 回：平成 26 年 10 月 14 日

⑩平成 27 年度事業

平成 28 年度建築予定の南東隅掘立柱建物〔南〕遺構表示兼休憩施設(アズマヤ)の実施詳細設計を行った。また、伽藍地東および西辺築地の遺構表示を行うとともに遺構説明サイン(小)を設置した。また園路広場工として周回路の土系舗装と伽藍地北西部の芝張りを行った。

現状変更許可

平成 27 年 12 月 11 日 27 受庁財第 4 号の 1442

保存整備工事 30,652,560 円

遺構表示工

- ・築地 254.9 m 盛土 111㎡ 掘削 99㎡ 法面形成 240㎡ ウツギ 263 本 芝張り 566㎡
- ・砂利舗装 252 m

園路広場工

- ・土系舗装 755㎡
- ・芝舗装 6,750㎡

学習施設工

- ・サイン(小) 2基「小院」「中門」 台座：花崗岩 サイン：陶板 450×450

施工 株式会社トータルプランニング

(鈴鹿市市街地整備課課外工事)

工期 平成 27 年 10 月 27 日から平成 28 年 3 月 23 日

詳細設計 1,782,000 円

史跡伊勢国分寺跡保存整備遺構表示施設木造四阿新設工事詳細設計

施工 株式会社南設計

(鈴鹿市住宅政策課課外工事)

工期 平成 27 年 10 月 22 日から平成 28 年 3 月 11 日

保存整備検討会議

第 1 回：平成 28 年 2 月 18 日

⑪平成 28 年度事業

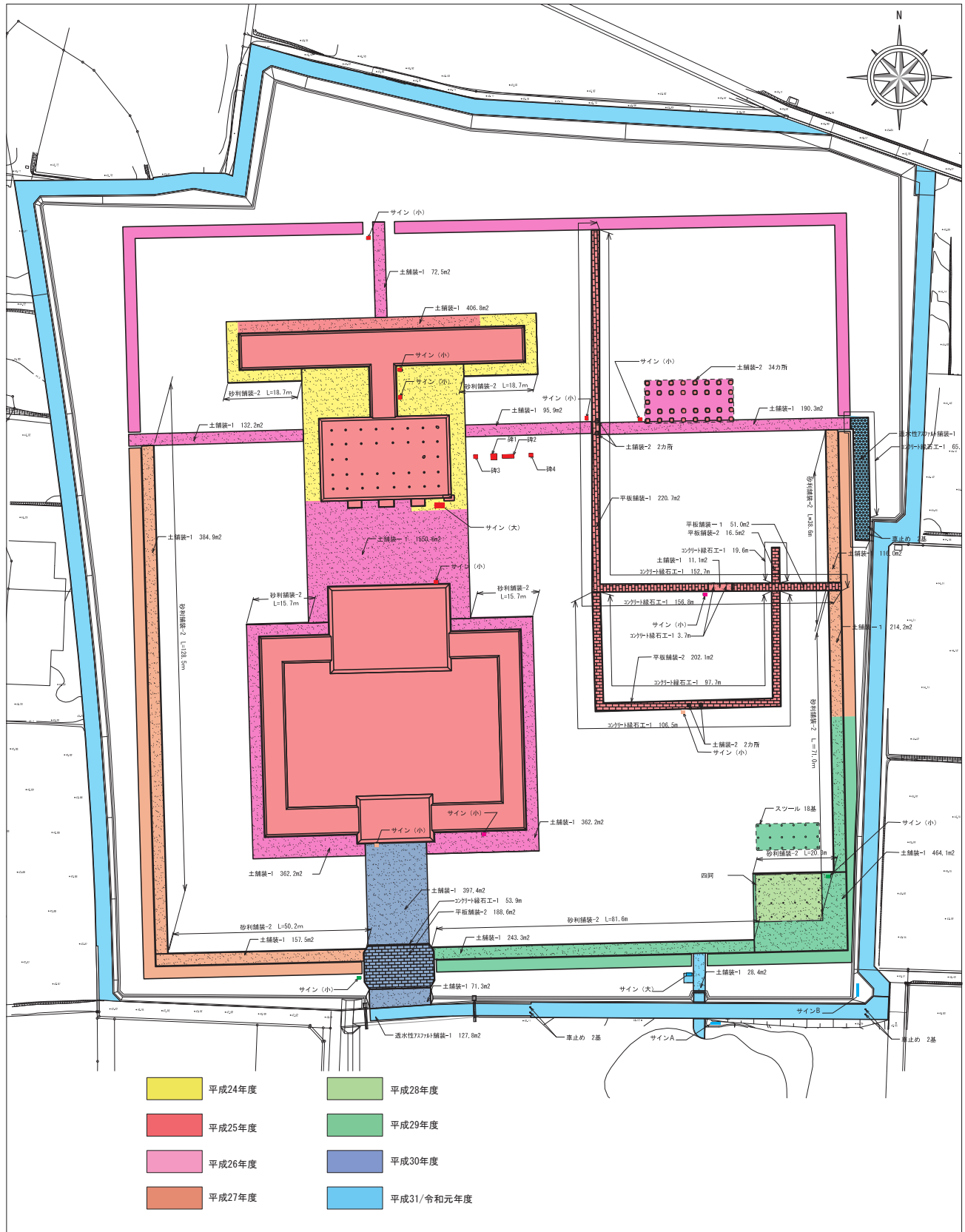
南東隅掘立柱建物〔南〕遺構表示兼休憩施設(アズマヤ)を建設するとともに引き続き園路広場工として伽藍地内の芝張りを行った。また、昭和 63 年から平成 3 年・平成 11 年から平成 17 年および平成 20 年に

実施した学術（範囲確認）調査の発掘調査報告書（遺構編）を刊行した。

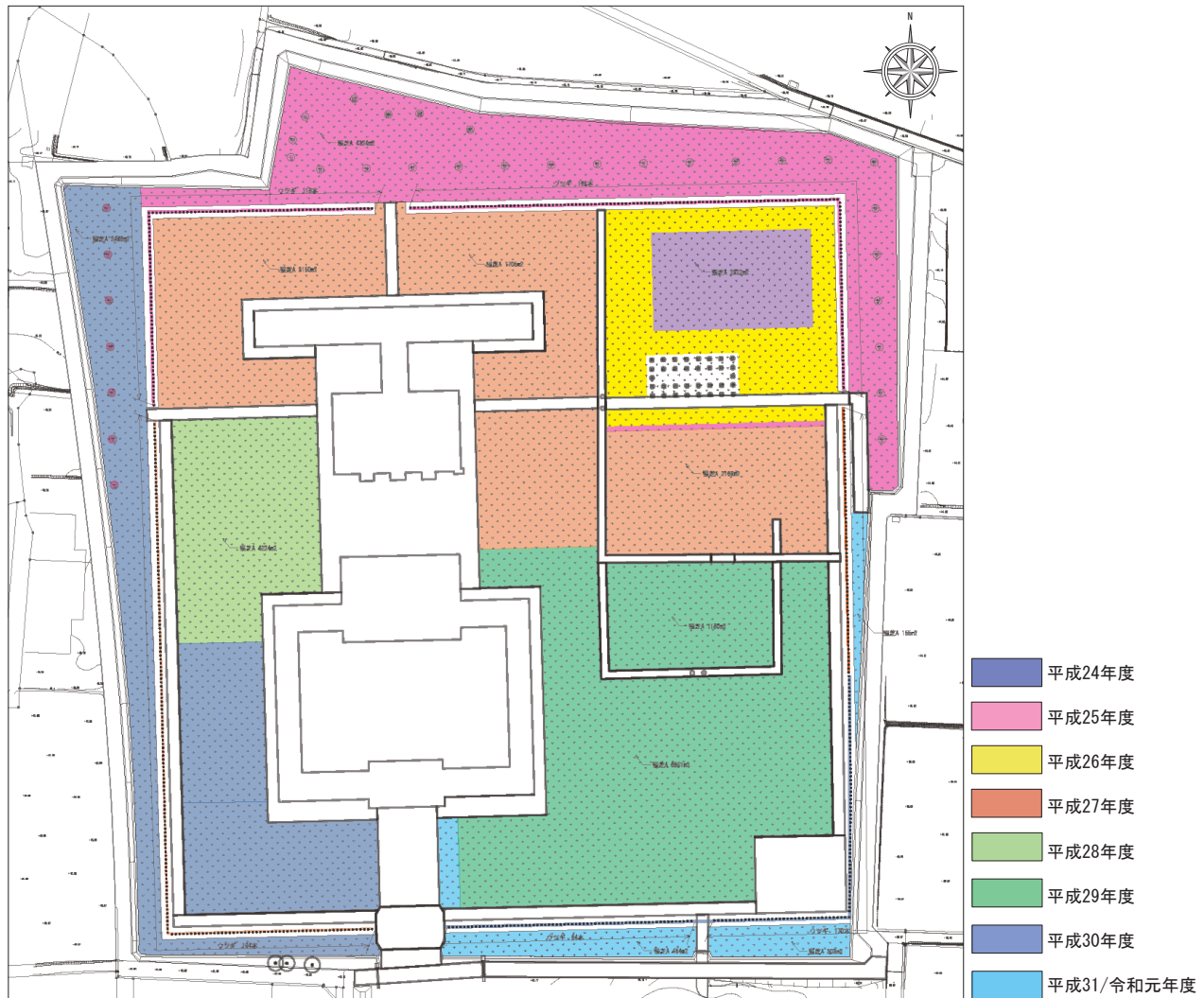
現状変更許可

平成 28 年 7 月 15 日 28 受庁財第 4 号の 470

保存整備工事



第 38 図 年次別遺構表示・園路整備平面図 (1/1,400)



第 39 図 年次別植栽平面図 (1/1,850)

遺構表示工 31,752,000 円

・掘立柱建物〔南〕遺構表示兼休憩施設 木造・平屋建て・延べ面積 135.8㎡ 土系舗装 136㎡

施工 株式会社浜口リビック

(鈴鹿市住宅政策課課外工事)

平成 28 年 9 月 29 日から平成 29 年 2 月 10 日

園路広場工 4,673,160 円

・芝舗装 2,073㎡・土工掘削 415㎡

施工 中尾建設株式会社

(鈴鹿市市街地整備課課外工事)

平成 28 年 12 月 22 日から平成 29 年 3 月 10 日

発掘調査報告書刊行

・『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺構編 -』 300 部 平成 29 年 3 月 31 日刊行

保存整備検討会議

第 1 回：平成 29 年 2 月 9 日

⑫平成 29 年度事業

南東隅掘立柱建物〔北〕および伽藍地南東部築地の遺構表示を行うとともに、学習施設整備工として南門および南東隅掘立柱にサイン（小）を設置した。園路広場工としては土系舗装による園路工と西辺築地内外の芝張りを行った。

昨年度に引き続き、学術（範囲確認）調査の発掘調査報告書（遺物編）を刊行した。

現状変更許可

平成 29 年 9 月 15 日 29 受庁財第 4 号の 842

保存整備工事 25,342,200 円

園路広場整備工

- ・掘立柱表示兼スツール設置工 石製：花崗岩系白系 14 基
- ・築地 延長 159 m 盛土・芝張り ウツギ 159 本

学習施設整備工

- ・サイン（小） 2 基 「南門」「南東隅掘立柱建物」 台座：花崗岩 サイン：陶板 450 × 450

園路広場工

- ・土系舗装 硬化剤混合真砂土 642㎡
- ・砂利舗装工 156 m
- ・芝張り 2,540㎡

施工 有限会社スズカテック

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

平成 29 年 11 月 9 日から平成 30 年 3 月 20 日

発掘調査報告書刊行

- ・『史跡 伊勢国分寺跡 - 遺物編 -』 300 部 平成 30 年 3 月 31 日刊行

保存整備検討会議

第 1 回：平成 30 年 3 月 13 日

⑬平成 30 年度事業

南門の遺構表示を行うとともに、園路広場工としては中門 - 南門間の土系舗装による園路工と伽藍地南東部の芝張りを行った。南門の平板表示については、雨水流出対策としてやむを得ずレベルを上げ、僅かに内勾配をつけた。これに対しては指導会議において一部不適切ではという意見も出された。

また、平成 31 年度に設置予定のサイン（大）に使用する国分寺跡想定復元図を考古イラストレーターとして著名な早川和子氏に委託して作成した。

現状変更許可

平成 30 年 6 月 15 日 30 受庁財第 4 号の 309

保存整備工事 30,679,560 円

遺構表示工

- ・南門 平板舗装 洗い出し平板 300 × 300 × 60 蛇紋 189㎡
- コンクリート縁石工 地先境界ブロック A 54 m

園路広場工

- ・土系舗装 硬化剤混合真砂土 459㎡
- ・芝張り 6,870㎡

大和土木有限会社

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

工期 平成 30 年 10 月 11 日から平成 31 年 3 月 11 日

イラスト作成

国分寺想定復元図 1 点

早川和子

工期 平成 30 年 10 月 23 日から平成 31 年 3 月 31 日

保存整備検討会議

第1回：平成31年3月11日

⑭平成31/令和元年度事業

保存整備事業の最終年度として、国分寺跡の全体説明のサイン（大）および案内看板を設置するとともに、外周路の透水性アスファルト舗装を行い車止めを設置した。平成30年度施工の南門にあわせ、南辺外周路について設計変更を行った。また、保存整備事業報告書を刊行した。

現状変更許可

令和元年7月19日 元受文庁第4号の359

保存整備工事 37,013,900円

施設整備工

- ・外周路透水性アスファルト舗装 1,680㎡
- ・外周路透水性自然色アスファルト舗装 1,490㎡
- ・コンクリート縁石工 地先境界ブロックA 72m
- ・車止め 擬石 Φ250×450 6基
- ・案内サイン W600×H2100 1基 W900×H1500 1基

学習施設工

- ・サイン（大）1基 台座：花崗岩 サイン：陶板 600×1000

園路植栽工

- ・芝張り 1,020㎡

施工 近藤緑化株式会社 37,097,500円

（鈴鹿市市街地整備課課外工事）

工期 令和元年9月5日から令和2年3月18日

保存整備事業報告書刊行

- ・『史跡 伊勢国分寺跡 保存整備事業報告書』 300部 令和2年3月31日刊行

保存整備検討会議

第1回：平成31年5月30日 第2回：令和2年2月26日

(2) 整備事業の概要

①基盤整備

準備工

土工に先行して史跡内の既存施設の撤去・移設を行った。講堂跡に設置されていた史跡標柱2基、説明版1基、廻国碑1基（いずれも石製）および礎石とみられる花崗岩巨石は博物館敷地に移設仮置きした。文化財標語の書かれた鉄製碑は撤去した。

また、史跡境界に立つ標柱はサンプルを残し撤去した。さらに、史跡内に残されていた井戸1基を封鎖し、農業用のコンクリート構造物は撤去した。また、史跡内を通る里道や廃止した市道のアスファルト舗装を撤去した。また、博物館敷地との境界に設けてあった堰堤は除去した。植栽としてはヤマモモの大木1本を博物館敷地に移設したが、その他雑木竹草類は伐採除去した。

土工（第39図）

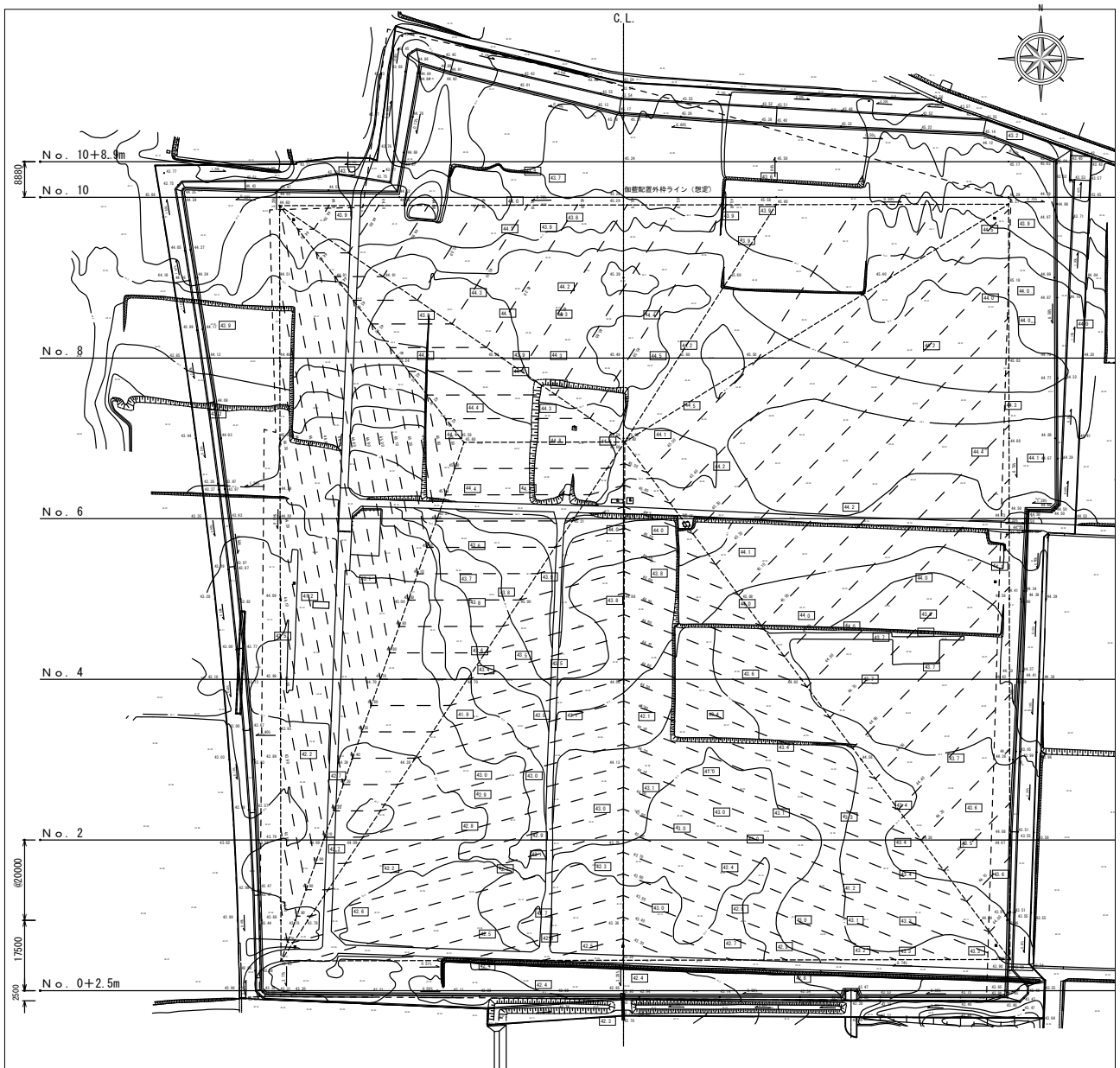
これまでの調査で、耕作の影響を受け遺構が著しく削平されていたことが判明しているため。標柱による史跡範囲の全域を盛土によって保護することが保存整備事業の第一の目的である。遺構保護のためには少なくとも現地表から0.3～0.4mの盛土が必要で、遺構表示のための整備を行う場合は遺構面から最低限0.8

mの保護層を確保することが前提である。そのため、伽藍の中心部では、遺構保護のため0.8～0.9 mの盛土を行う必要がある（第41・42図）。

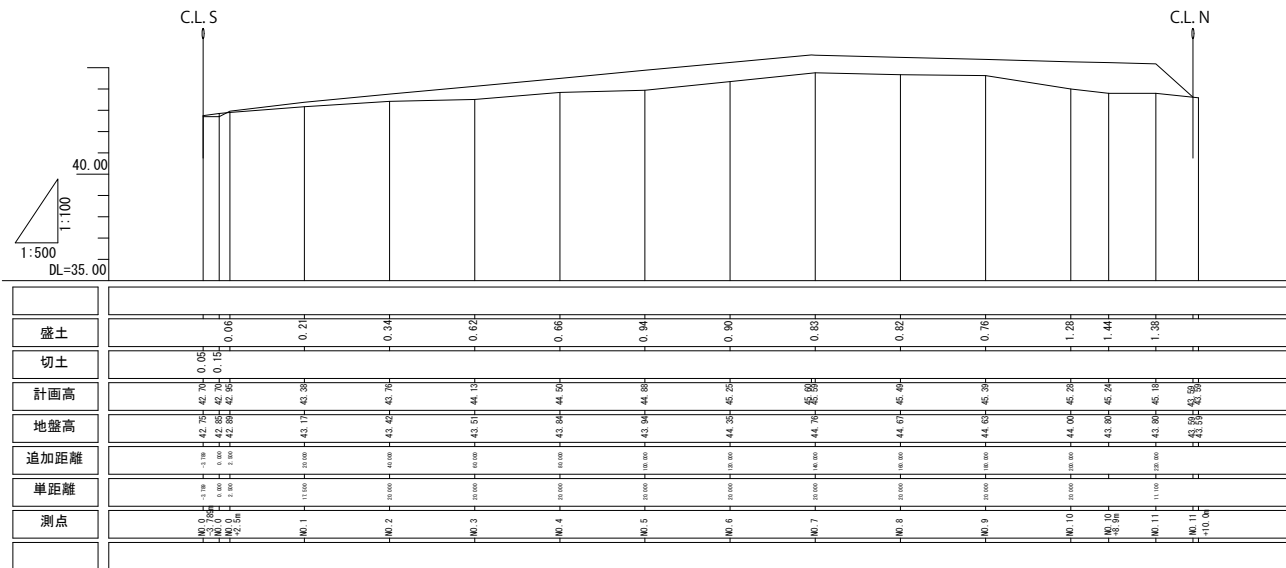
また、史跡の地形はおよそ講堂の東あたりをピークとして東西南北に緩やかな傾斜で下がっている。地元との協議により、整備後の史跡内への雨水は原則として史跡の西側を流れる赤川の谷や国分町集落方面へは直接流さず、南の博物館敷地内の雨水調整池を兼ねたガイダンス広場に集約して、そこから博物館建設に伴い整備した排水路を通じて下流へ放流することとされていた。そのため、盛土外周部ではU字溝による雨水排水のことを考慮して北から南へ1%程度の傾斜を確保する必要がある。当然北側を高くする必要が生じ、史跡東北隅では1.6 mほど、最大部分では1.8 m厚の盛土となった。必然的に南部では盛土厚は薄くなるが南門付近で遺構面からの厚さ0.4 mを確保した。

伽藍地内は遺構表示の築地が堤の役割を果たしているため雨水を外周には排出できない。表層水は中央から東西南北に向け約2%の勾配を取り、築地内側に設置した中継柵（浸透柵）に集め、暗渠管を経て吐き出し口方面へ流すようにした。築地の外側では、外へ1%前後の勾配を取り、盛土肩に設置したU字溝へ集めたのち南へ流すようにした。

盛土肩から外周路への法面の傾斜は1：2ほどとした。



第40図 造成平面図(1/1,600)



第 41 図 造成縦（南北）断面図

この造成に伴い必要となる土は約 31,400m³と膨大であるので、購入土のほか一部は市の建設工事からの残土のうち良質なものを選定して一部利用している。盛土・整地工事は 3 年次に分けて、北側から施工した。

園路整備工（外周路）（第 44 図）

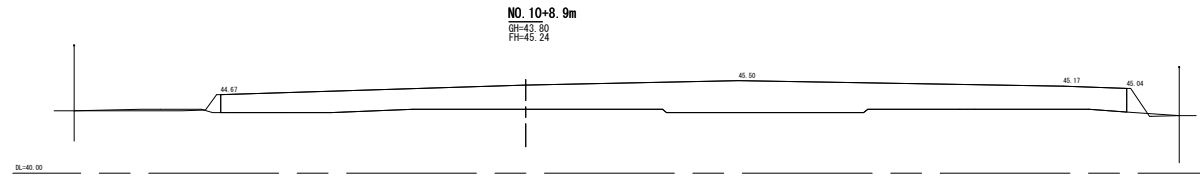
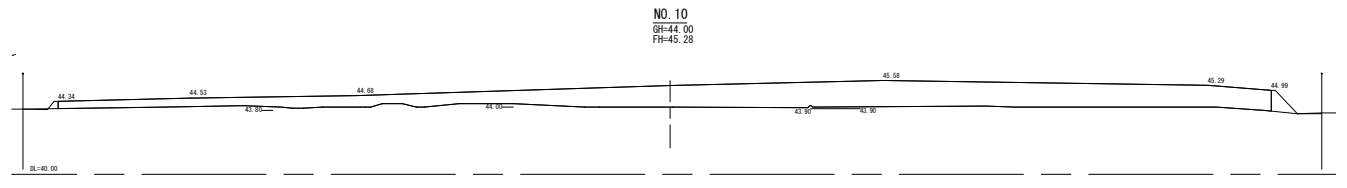
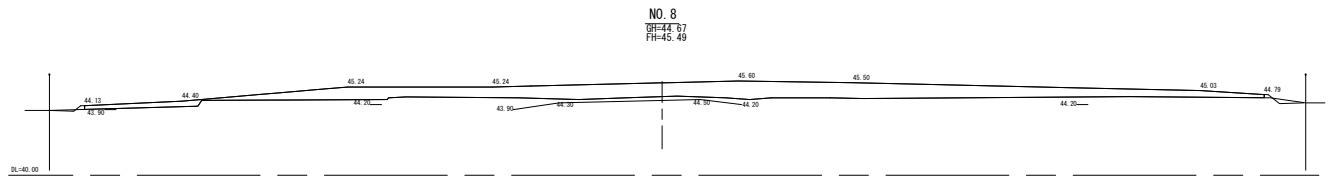
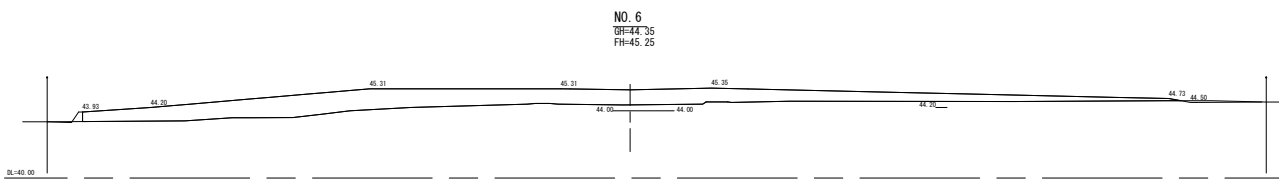
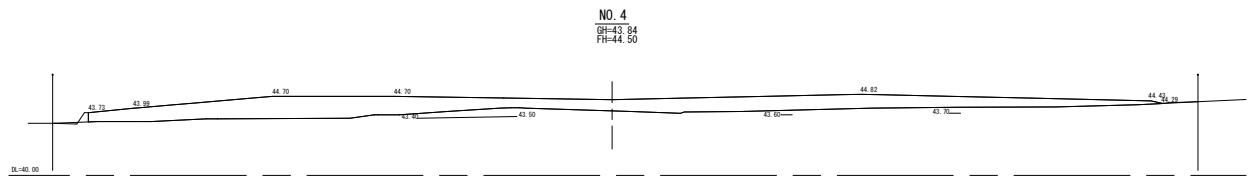
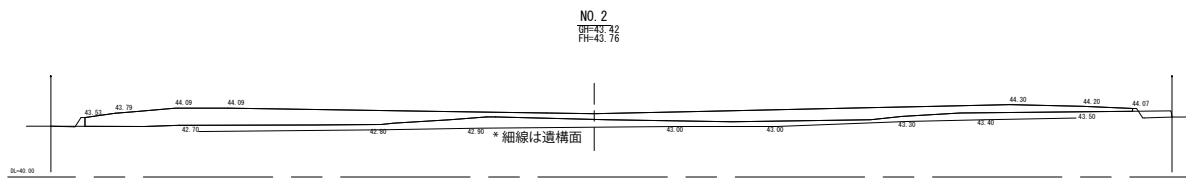
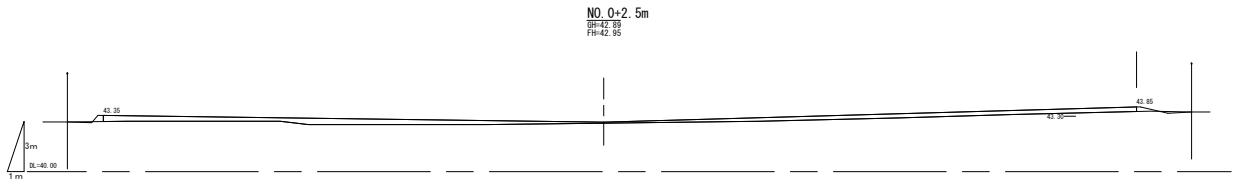
敷地境界を表示するとともに（ただし東南部の耕作地に接する部分では構造物の保護を目的として境界から約 1 m 引く。）伽藍地内外の有効的な園地利用を図るために、外周路（管理用道路）を整備した。道路幅は原則 4 m とし、外側には敷地境界を表示するための地先境界ブロック（150 × 150 × 600mm）を設置した。

外周路の舗装は 4 t 程度以下の管理車両が通行する場合を想定した。表層は透水性アスファルト舗装（厚さ 50mm）とした。史跡の東辺と南辺の外周路では、博物館展望デッキから等の景観に配慮して透水性自然色（脱色）アスファルト舗装を使用した。見学者があまり通らず管理目的が中心の西辺・北辺外周路については事業費との兼ね合いから通常色の透水性アスファルト舗装とした。

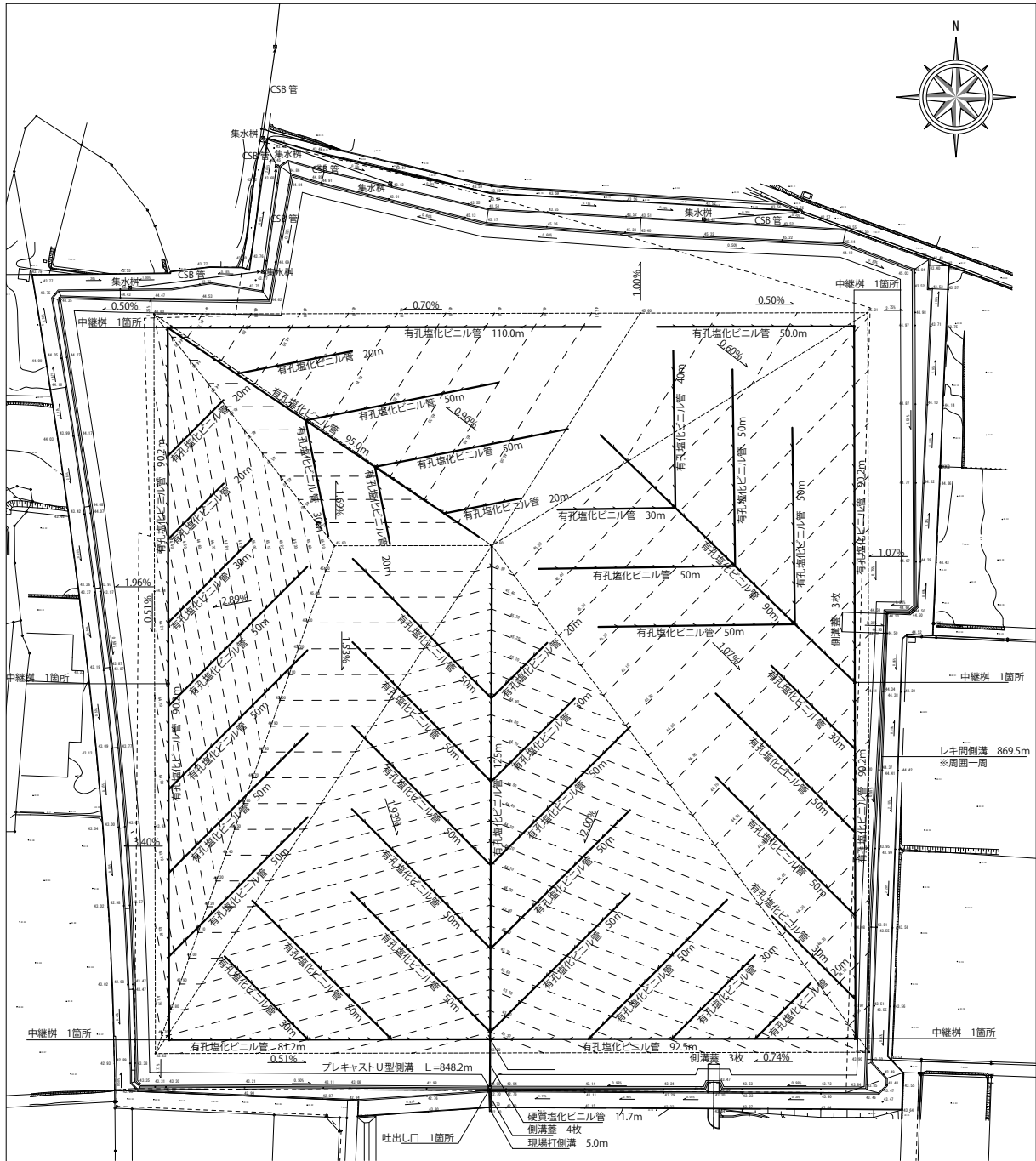
路盤は、碎石路盤（厚さ 150mm）、荒目洗砂によるフィルター層（厚さ 100mm）とし雨水の浸透を図った。また、外部への溢水を防ぐため内側への横断勾配（標準 1%）を確保している。内側には道路側と盛土法面からの雨水を集水・排水するためレキ間側溝を設けた。レキ間側溝には、全面透水型の U 型側溝（全面透水型側溝幅 180mm）と通常の鉄筋コンクリート U 型側溝（幅 180mm）を交互に使用した。管理用車両の脱輪を防ぐため、U 字溝内は単粒度碎石で充填した。（第 45 図）

ただし、整備地北側の外周路については隣接する土地とのすり合わせおよび地下遺構保護の観点から路盤高を一律南下がりとはできず、U 型側溝のみで完全に南の調整池に向けての勾配を確保できない範囲が 2 箇所生じた。これについては、追加の設計変更して北側の谷と北側に接する市道側溝に排水するようにした。

南辺外周路は、実施設計では西側の市道国分 21 号線に接続し、車止めを設置したうえで人や二輪車等の通行を可能とする設計であった。しかし、近年の集中豪雨で調整池が満水となって西側に溢水し、付近の畑や農作業小屋を浸水させる事象が発生した。この対策として平成 30 年度に設計変更を行い、市道との境を博物館ガイダンス広場（調整池）の土手を北に延長する形で封鎖することにした。それに合わせて南辺外周路も、中央の現場打側溝付近から徐々にレベルを上げ、南門前の土舗装及び土手のレベルに連続するように変更した。法面の幅を確保するためその範囲では道幅を 3 m とし、車止めの位置をその手前に変更した。



第 42 図 造成横（東西）断面図



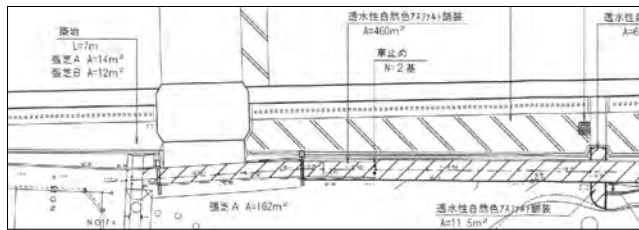
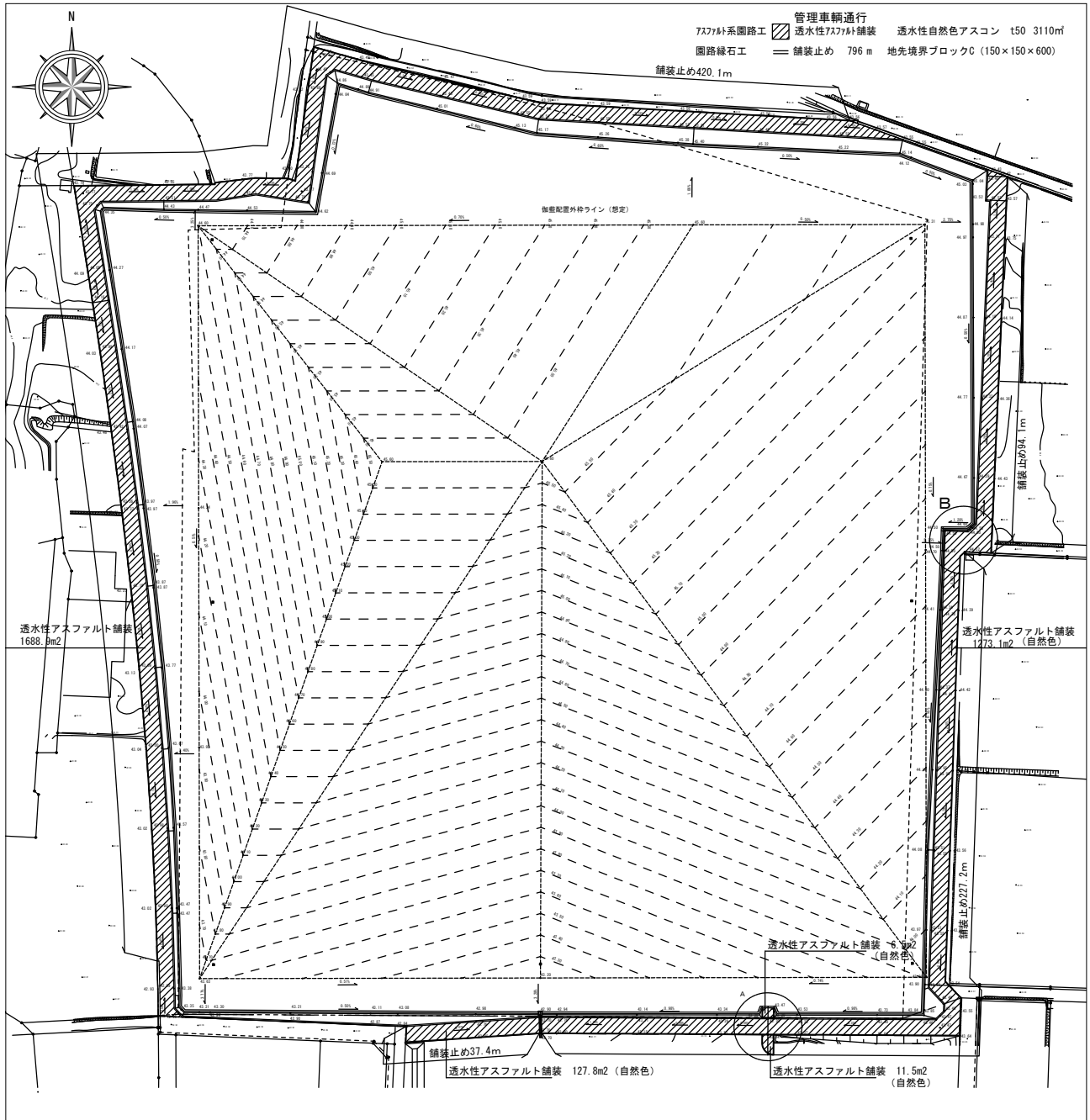
第 43 図 雨水排水計画図 (1/1,600)

雨水排水工 (第 43・45 図)

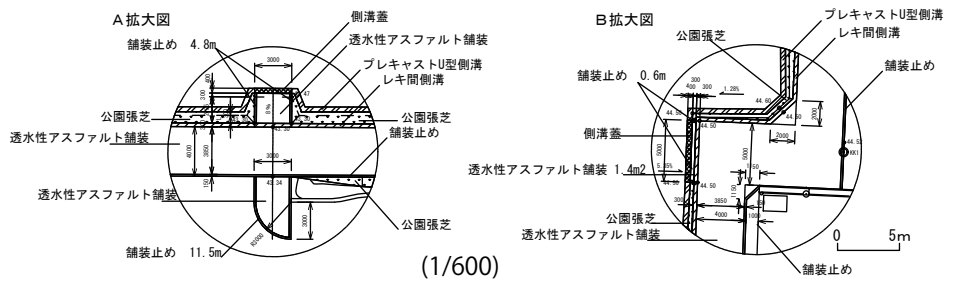
基本計画・実施設計では基本的な考え方として、構造物をできる限り設置せず「現地に水が溜まったとしてもゆっくりと浸透させゆっくりと排除する」という方針で設計がなされている。

築地の内部は、U型側溝は配置せず表面排水に加え、暗渠管によって雨水を排除する。暗渠管は径 150mm の高密度ポリエチレン有孔管を樹枝状に配置し、それぞれの管の接続部となる築地内側の 4 隅と東西南辺の中央には管理とコーナー部の表面水の排水のための中継樹（浸透樹）を設置した（第 45 ②図）。最終的に築地内側の南辺中央に設置された中継樹に集まった雨水は、硬質塩化ビニル管（径 150mm）を通じて築地外に設置されたコンクリート製吐き出し口（内法 700 × 1000 × 400mm：ぐり石充填）（第 45 ①図）に集まる。この吐き出し口自体も浸透構造ではあるが、そこから南に接する外周路のレキ間側溝、外周路を横断する現場打側溝（幅 300 × 深さ 180mm：普通目グレーチング側溝蓋）（第 45 ③・④図）を経て調整池に放流する。

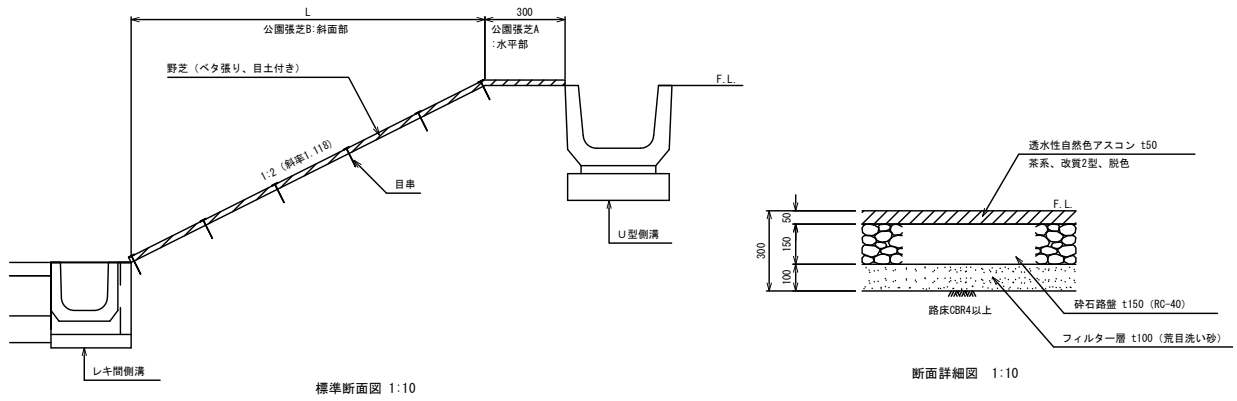
築地外の園地の雨水は盛土法肩の U 型側溝で集水し、調整池に向けて排水勾配を取っている。東側を流れ



平成 31 年度計画変更分

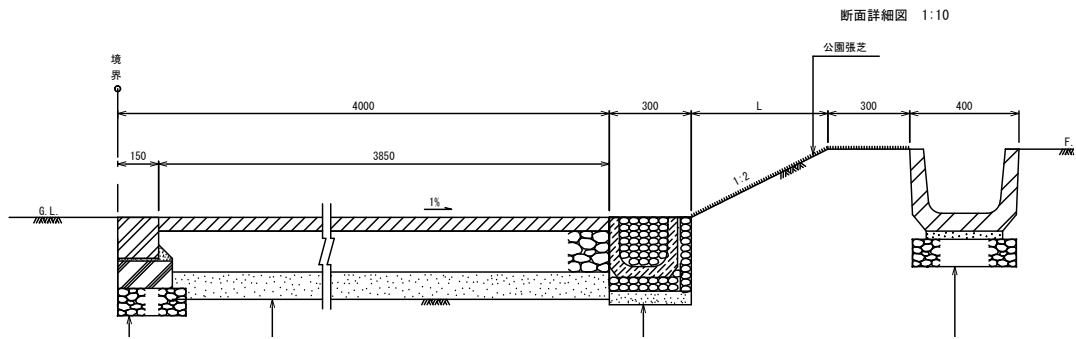


第 44 図 設備配置図 (1/1,600)

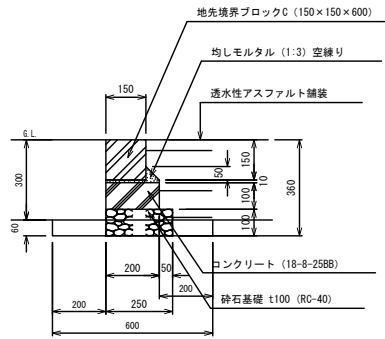


①公園芝張り 標準断面図 (1/30)

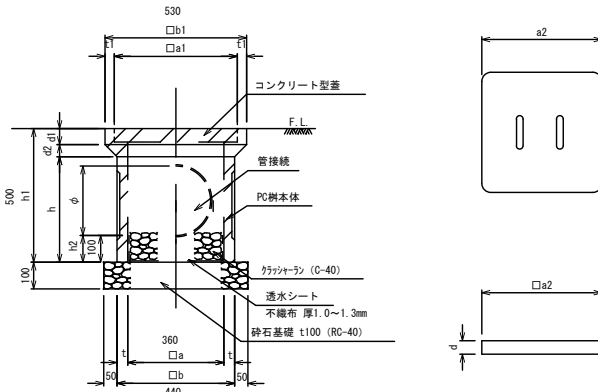
②外周路 舗装断面詳細図 (1/30)



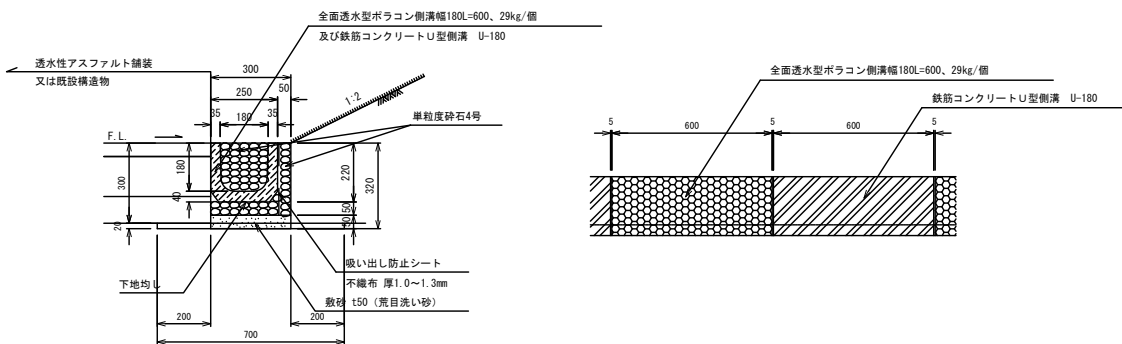
③外周路 標準断面図 (1/30)



④外周路 舗装止め詳細断面図 (1/30)

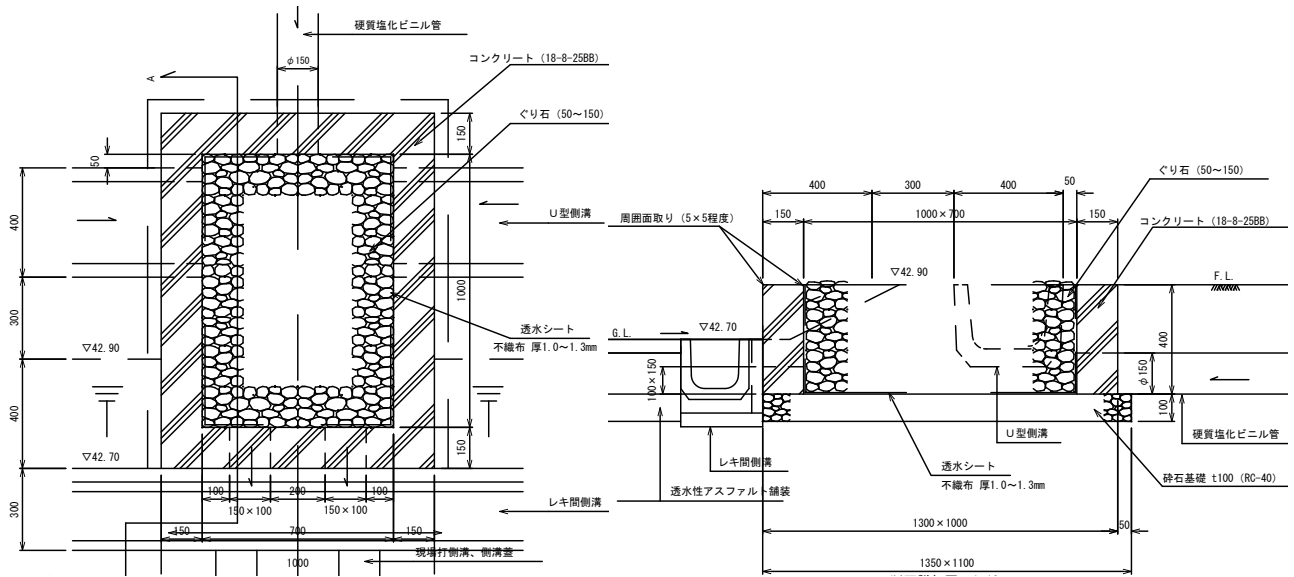


⑤外周路 中継樹詳細図 (1/30)



⑥外周路 レキ間側溝詳細断面図・側面図 (1/30)

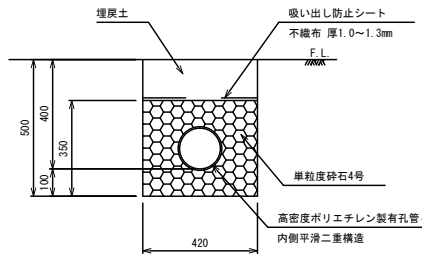
第 45 図 基盤整備詳細図 (1)



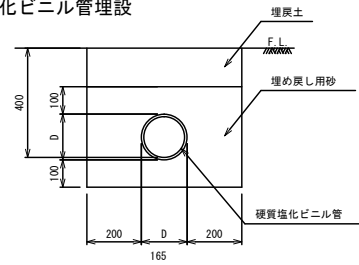
①雨水排水 吐き出し口詳細断面図・側面図 (1/30)

有孔塩化ビニル管

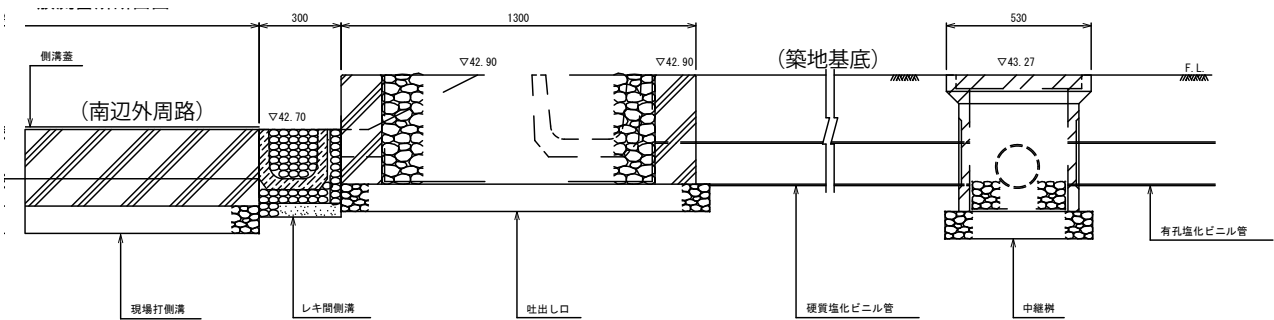
※深さ400は標準的な埋設深さとし、接続部のレベルを確認の上、設置すること。



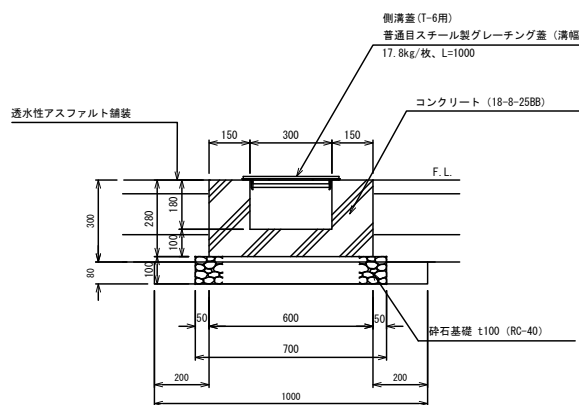
硬質塩化ビニル管埋設



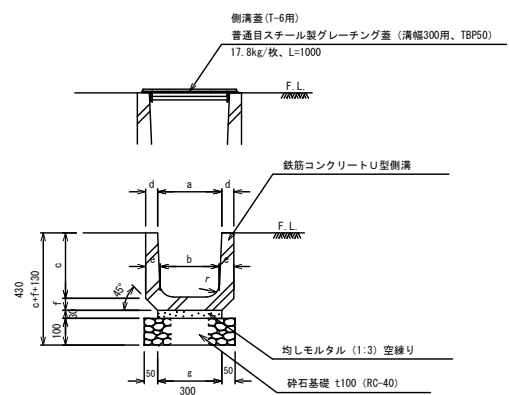
②雨水排水 暗渠排水管・排水管詳細断面図 (1/30)



③雨水排水 放流箇所標準断面図 (1/30)



④雨水排水 現場打ち側溝詳細断面図 (1/30)



⑤乗り入れ部U型側溝詳細断面図 (1/30)

第46図 基盤整備詳細図 (2)

た雨水は最終的には上記吐き出し口に集約され。西側を流れた雨水は南門西側に別途設けられた吐き出し口と現場打側溝から同様に調整池に流入する。

外周路のレキ間側溝を流れた雨水も、この2か所の現場打側溝を経て調整池に流入する。

基本的に、豪雨等の際は吐き出し口から外周路をオーバーフローして調整池に流れ込むこともよいという考え方がとられている。

外周路の西辺北側・東辺北側および北辺については周囲の地形とのすり合わせが必要であるため、レキ間側溝に集めた雨水を南側に流すことは不可能である。そのため、この部分の外周路と盛土法面の雨水は地元と協議の上、やむを得ず赤川及び集落側の側溝に排水した。東辺北側のレキ間側溝の水を市道側溝に落とすための集水柵1基と管渠、北辺西半のレキ間側溝の雨水を赤川の谷へ落とすための集水柵6基と管渠を設けた。なお、この工事による掘削は遺構面に達する恐れがあるため、随時工事立会いを実施し、遺構が確認された場所については短期の発掘調査を実施した。

植栽工（第45①図）

盛土法面については、成形のうえ、芝張り（全面張り）を行った。

②史跡整備

遺構表示工

南門（第50⑭・⑮図）

南門は、博物館側から南外周路を経て伽藍地内へ移動するメインゲートとなるため、車椅子利用者を含めバリアフリーで通行できるよう土盛り土羽打ちにはせず、平板舗装で基壇の規模を表示した。基壇の規模は東西17.6m×南北11.2mとし、あえて基壇検出時の長方形の4隅を切り落としたような扁平な八角形を表現している。外周は地先境界ブロック（150×150×600mm）で区画し、内面は洗い出し平板舗装とした。平板（300×300×60mm）の平板の表面骨材は青色系の「蛇文」と称する石材のものを使用した。青色系の「蛇文」で創建期の施設を、白色の「白御影」と称する石材のもので改修期の施設を表現する使い分けを意識して行った。

実施設計では南の外周路への擦り付けのため平板舗装の面は低い位置になるはずであったが、集中豪雨の際にはすぐ東側の中継柵・吐き出し口で処理しきれない雨水が、南門を吐き口として一気に流出してしまう可能性が高いと判断されたため、事務局の判断として平板舗装の上面レベルを若干上げるとともに僅かに内勾配をつけて、築地内側の保水力をわずかでも確保できるように施工した。しかし、想定以上に傾斜がある印象を与えてしまった点は否めない。

中門（第50③図）

中門基壇は土盛り土羽打ちで表示した。基壇基底の規模東西19.5m×南北11.9mを、高さ60cmの盛土で表現した。法面は1：1.5の傾斜とした。上面および方面は芝の全面張りを行っている。

回廊（第50①図）

伊勢国分寺は中門と金堂を回廊で結ぶ金堂院を構成している。回廊基壇も土盛り土羽打ちで表示した。調査結果に基づき、東西68m×南北51mの規模で、南辺回廊の基底幅は7.2m、東辺は6.3m、北辺は6.9mとし、高さ30cmの盛土で表現した。法面は1：1.5の傾斜とした。上面および方面は芝の全面張りを行っている。また、回廊内は特別な空間であることを表現するため、あえて砂利舗装として、単粒度碎石6号（5～13mm）を厚さ15cmで敷き詰めている。

金堂（第 50 ③図）

金堂基壇も土盛り土羽打ちで表示した。創建期の基壇基底の規模東西 30.6 m×南北 21.9 mとし、高さ 60 cmの盛土で表現した。法面は 1：1.5 の傾斜とした。上面および法面は芝の全面張りを行っている。

講堂（第 51 図）

講堂は伊勢国分寺の主要伽藍で地上部分が残る唯一の遺構である。また、基壇外装に全国にも例のない台形塼が用いられるなどの特徴を有する。

そのため、塼列で確認された基壇基底の規模東西 33 m×南北 21 mを、調査で確認されている最大 3 段の塼積みで表現し、不明である上部は土盛り土羽打ちとし、法面は 1：1.5 の傾斜とした。上面の高さは 0.6 mとした。上面および法面は芝の全面張りを行っている。

塼積みは、出土品に基づき上底 7.8cm、下底 12.2cm、高さ 9.4cmの断面台形で、長さ 37.3cmの塼（台形レンガ）を特別に制作し、底辺の面が外側に来るように間知石状に 3 段に積み上げ、最下段は地面（土舗装）面に埋もれている状態とした。ただし、これでは外観では台形塼であることが分からないため、基壇東南隅を東西約 2 m×南北 1 mを切り欠いたようにして、積み上げた台形塼の小口の状況が観察できる部分（観察部）を設けた。観察部の断面及び地下掘り下げ部分には、真砂土に土壌硬化剤を混入して、透水性を持ちかつ急傾斜にも耐えられる土舗装を施し、基壇の土を掘削して塼が現れた状況を表現した。

講堂基壇の南面には 3 基の階段があったことが確認されており、その基底は塼列であることから、復元した台形レンガを底面を上にして並べ、階段の出と幅を表現した。

土盛り上面には想定される柱配置を表現するために、礎石に見立てた花崗岩の円盤を配置した。（第 51 ⑨図）ただし、本来の礎石と誤解される恐れがあるため、後の加工品であることが明確になるよう、あえてドリルで穿孔している。疑似礎石は、最終の調査時に想定された身舎桁行 13-13-14-13-13 尺×梁行 13-13 間で廂の出 12 尺の四面廂建物案に基づき配置し、うち 2 箇所には整備前の講堂にあった、礎石として使われた可能性が高い花崗岩の自然石を配置した。

ただし、このことで階段の出から本来 1 m程度の高さがあった可能性が高い講堂基壇の高さを、0.6 m程度であったと誤解される恐れもあり、パンフレット等で十分周知する必要がある。

軒廊（第 57 ④図）

軒廊基壇も土盛り土羽打ちで表示した。基壇基底幅 6 m×延長 13 mとし、高さ 30cmの盛土で表現した。法面は 1：1.5 の傾斜とした。上面および法面は芝の全面張りを行った。

僧坊（第 50 ④図）

僧坊基壇も基壇基底の規模東西 72 m×南北 9 mとし、高さ 30cmの盛土で表現した。法面は 1：1.5 の傾斜とした。上面および法面は芝の全面張りを行っている。

築地（第 50 ②図）

180 m四方の伽藍地を囲む築地については、基本として幅 2 m、高さ 20cmの盛土で表現した。法面は 1：1.5 の傾斜とした。上面および法面は芝の全面張りを行っている。

基壇上には生垣状の植栽を行うこととしたが、外周を中木以上で囲ってしまうと、伽藍地内が外部からの死角となりやすく、防犯上問題があるという観点から、比較的低木でかつ万葉植物として名前が挙がるものとしてあげられたウツギ・ヤマブキ・アセビ等から地域性・適応・管理の容易さ等を検討委員会において審議した結果、ウツギが採用された。、国分寺にほど近い鈴鹿市石薬師町が唱歌「夏は来ぬ」の作詞者である佐佐木信綱の生誕地で、歌詞にある「うの花（ウツギ）」を街おこしの題材としている縁もあって推奨され

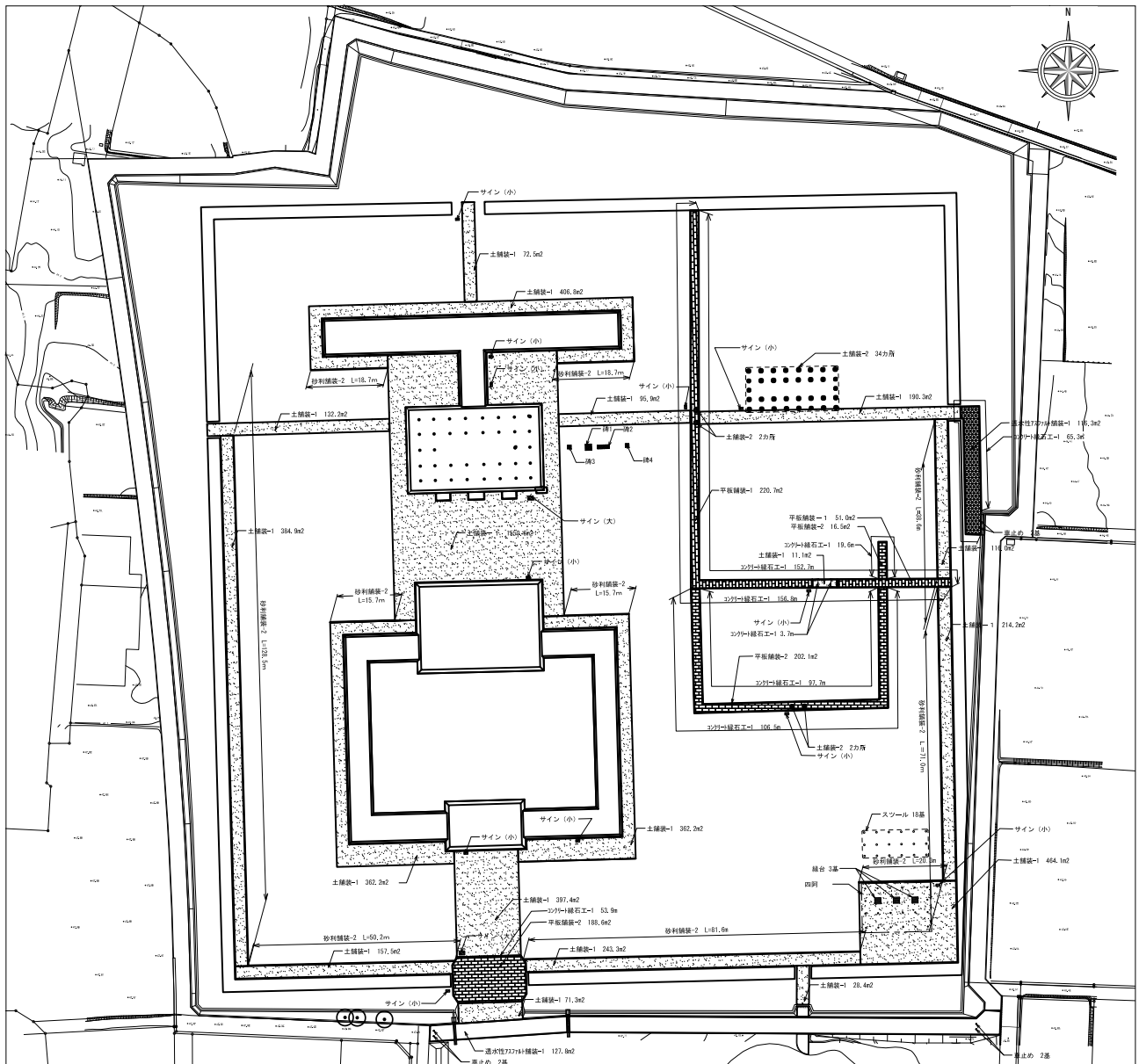
たものである。

食堂

食堂は、礎石建物の壺地業の痕跡が掘立柱建物の柱穴状に検出されたものである。そのため検出された壺地業の掘方を忠実に表現するものとして、掘方の形に寄せた型枠に土舗装 2（厚さ 90mm）（真砂土に有機系土壌硬化剤を混入したものに墨汁を混入して濃いグレーに染めたもの）（第 57 ④図）で掘方の形と位置を表示し、周辺は土舗装 1（真砂土に有機系土壌硬化剤を混入したもので、真砂土の赤褐色の色合い）（第 57 ④図）で平坦に舗装した。

小院（第 52 ⑪～⑬図）

小院築地については、本来は方形に閉じていたはずであるが、外周溝等の遺構が検出できなかった北半についてはあえて復元的な表示は行わなかった。そのため東西 45 m×南北 30 mの北に開いたコの字状の平面形を呈する。幅 2.1 mの平板舗装で基壇基底部の規模を表示した。外縁は地先境界ブロックで区画し、内面は青色系「蛇紋」と称する平板を用いた洗い出し平板舗装とした。南に開く棟門は、掘立柱建物であったため、掘方の形に寄せた型枠を用いてグレー系の土舗装 2（厚さ 90mm）を行い柱穴掘方の形と位置を表示した。



第 47 図 園路広場工平面図 (1/1,600)

周囲は平板舗装のままとした。

北東院 (第 52 ⑪~⑬図)

南北 90 m×東西 64 mの北東院築地については、基底部を幅 2.1 mの平板舗装で基底部の規模を表示した。外縁は地先境界ブロックで区画し、内面は表面骨材に白色系「白御影」と称する平板を用いた洗い出し平板舗装として、小院築地と時期差があることを示した。

南に開く門は、礎石建物であったとみられるが基壇等は確認されていないため、想定範囲について地先境界ブロックの区画の内部に土舗装 2 を行い、その部分の築地が途切れることを表示した。西に開く掘立柱建物の棟門は、掘方の形に寄せた型枠を用いてグレー系の土舗装 2 (厚さ 90mm) を行い柱穴掘方の形と位置を表示した。周囲は平板舗装のままとした。

掘立柱建物 (北棟) (第 51 ⑯図)

伽藍地東南隅に 2 棟の東西棟の掘立柱建物が南北に併置して建てられているうち、北側に位置する南北 2 間×東西 5 間で柱間が 3 m (10 尺) 等間の無廂建物である。14 基の柱穴の位置を白色花崗岩の円柱により表示した。直径 30cmの円柱の地上部は高さ 40cmとして見学者が休憩時のスツールとして利用できるようにした。そのため、表面は本磨き仕上げとし、上端面には面取りを施している。地下の埋め込みは 30cmで、砕石基礎の上に据え安定のため 20cm厚さのコンクリート根巻きを行っている。周囲はあえて土舗装を行わず芝張りのままとして、緑の中に白色の柱が映えるようにした。

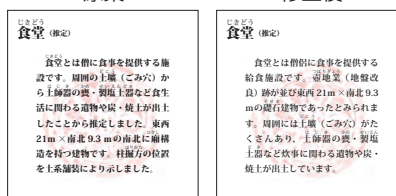
掘立柱建物 (南棟) (第 58 ~ 61 図)

掘立柱建物の南棟は身舎が南北 2 間×東西 5 間、柱間が 10 尺等間で、南側に出が 11 尺の片廂を持つ。柱位置の表示を兼ねた休憩施設として四阿 (アズマヤ) を建設することとした。あくまでも遺構表示のための施設であるが、考古博物館に隣接した施設として、一般的に「掘立柱建物」という用語が簡易な建物を印象抱かせてしまいやすいことに対し、寺院・官衙遺跡の掘立柱建物が規模の大きな建物であることを示すという役割を期待している。そのため支柱は鉄製ではなく、直径 30cm の木製にこだわった。ただ、あくまでも復元建物ではないことも表示するため屋根は鋼板葺とした。

使用した材木にはすべて防蟻防腐剤の加圧注入処理を行った。当初の設計では柱根元の腐食を考慮してコンクリート製台座の上に柱をすえることにしていたが、指導委員会において礎石建物と混乱を生じるとの指

サイン (小) 450 × 450mm
原案

修正後




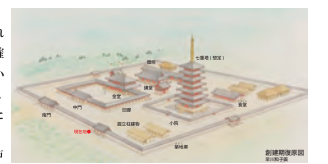
サイン (大) 1000 × 600mm

史跡 伊勢国分寺跡 指定年月日 大正 11(1922)年 10 月 12 日

国分寺は天平 13 (741) 年の聖武天皇の詔によって、国ごとに建立が命じられた寺院で、僧寺と尼寺からなります。ここは僧寺の遺跡と考えられます。発掘調査により、約 180 m四方の区画を築地塼で囲み、西寄りに金堂・講堂といった礎石建ち瓦葺の建物が南北に一直線に配置され、東寄りでは食堂や掘立柱建物とともに小院や北東院と名づけた築地塼による区画が確認されました。整備として、これらの建物・区画の位置・大きさを土盛りや舗装で表現しました。

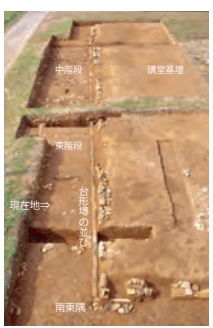
僧寺には七重塔を建てるように命じられました。調査では塔の基礎 (基壇) の明確な遺構を確認できていません。しかし、小院の内部には正方形にめぐる浅い溝があり、これが塔の基壇の周囲をめぐる溝であったと解釈して、想定復元図を描きました。

令和 2 年 3 月 鈴鹿市

講堂

講堂は仏教の講義や説教が行われる建物です。最も保存状態が良く、旧地表から約 0.3 mほど基壇が残っていました。基壇上には礎石と思われる石が数点ありましたが、原位置を保ってはいませんでした。基壇の規模は東西 33.2m × 南北 21.2m です。基壇の掘込地業 (地盤改良) は旧地表下 0.3 m 前後施されています。創建期には基壇化粧 (外装) の資材として伊勢国分寺跡独特の台形磚 (断面台形の煉瓦) が用いられ、2 段積み上げられた状態が確認されています。しかし、改修の際に瓦や埴を混ぜて積み上げたものに変更されたようです。基壇の南面には階段が 3 箇所に取り付けられていました。それぞれ幅 2 m × 長さ 1.8 m です。この階段の長さから講堂基壇の本래の高さは 1 m を越えるものであったと推定されます。基底部は同じように台形磚が並べられていました。

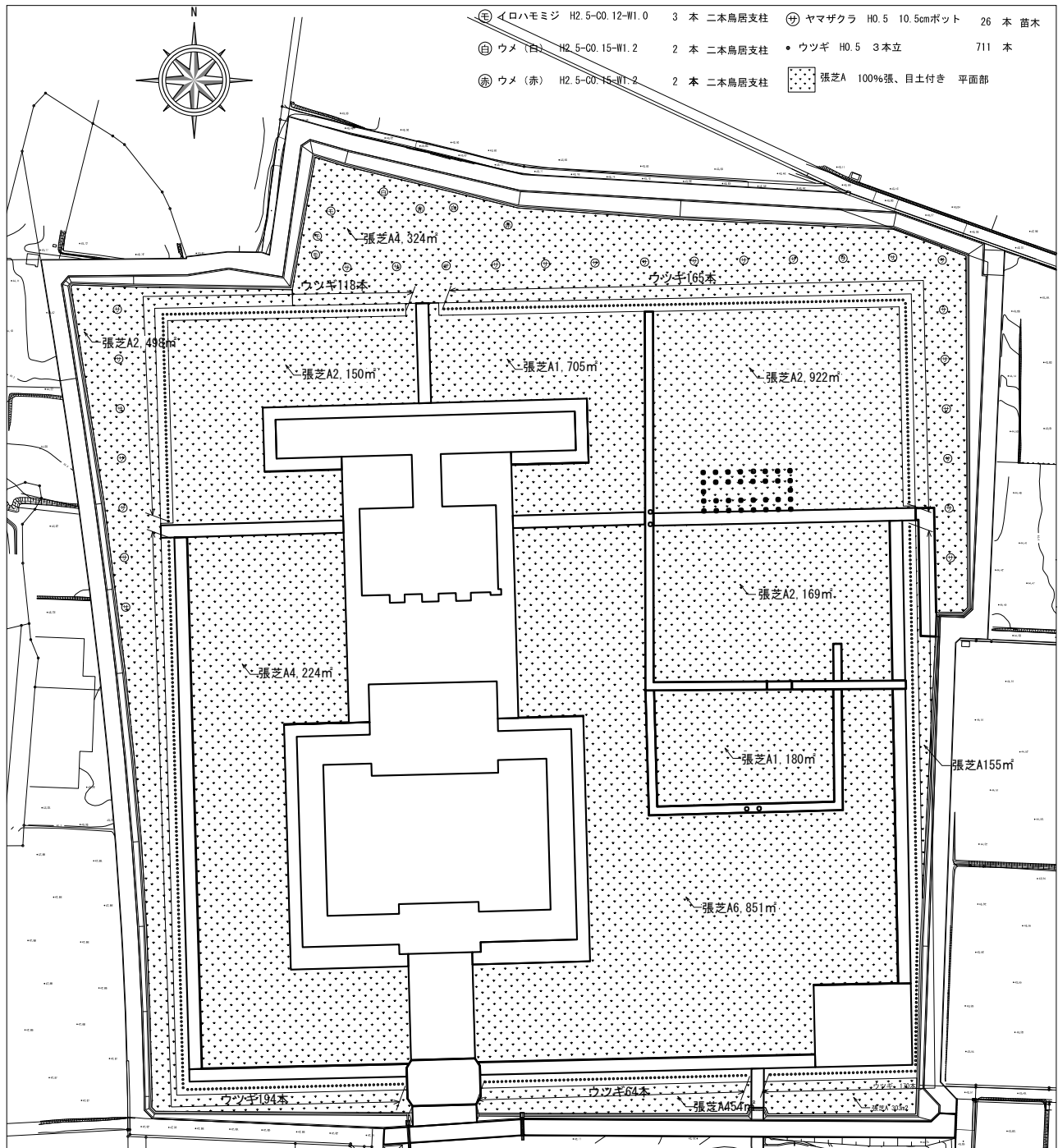


講堂跡の発掘状況 (東から)

第 48 図 遺構説明サイン

摘があり、実施設計では、鉄製の脚柱金具に差し込んで床面下の台座に固定し、周囲にコンクリートを巻くことで、土舗装の床から直接木柱が立っている表現とした。

屋根は、片庇建物であることを表現するため切妻の招き屋根とし直径 30cm の桁材の上に直径 27cm の登り梁を渡した。当初設計では柱通りのみであったが、構造計算の結果、屋根の強度を担保するため登り梁は柱間にも配することにした。軒先の出は 1.2 m となる。屋根の傾斜は現在の横葺きの施工基準により、実施設計の 2 寸勾配では不可で、2.5 寸勾配とした。雨漏りを防ぐ効果も期待したものである。そのため棟の高さは 5 m と高く、北面の軒先は 4m を確保されているが、南面の軒先は約 3 m とかなり低い印象を与える。また、強度を確保するため主柱・桁材と登り梁をつなぐ方杖 (径 18cm) についても構造計算前より大きく取ったうえ、それぞれはステンレス製ボルトで固定している。そのため南の主柱付近では方杖の下端が 2 m まで下がっており若干の圧迫感を与えてしまうことになった。屋根は野路板の上にラワン合板を張り、ゴムアスファルトルーフィングを下葺きしガルバリウム鋼板葺きとしている。



第 49 図 植栽工平面図 (1/1,600)

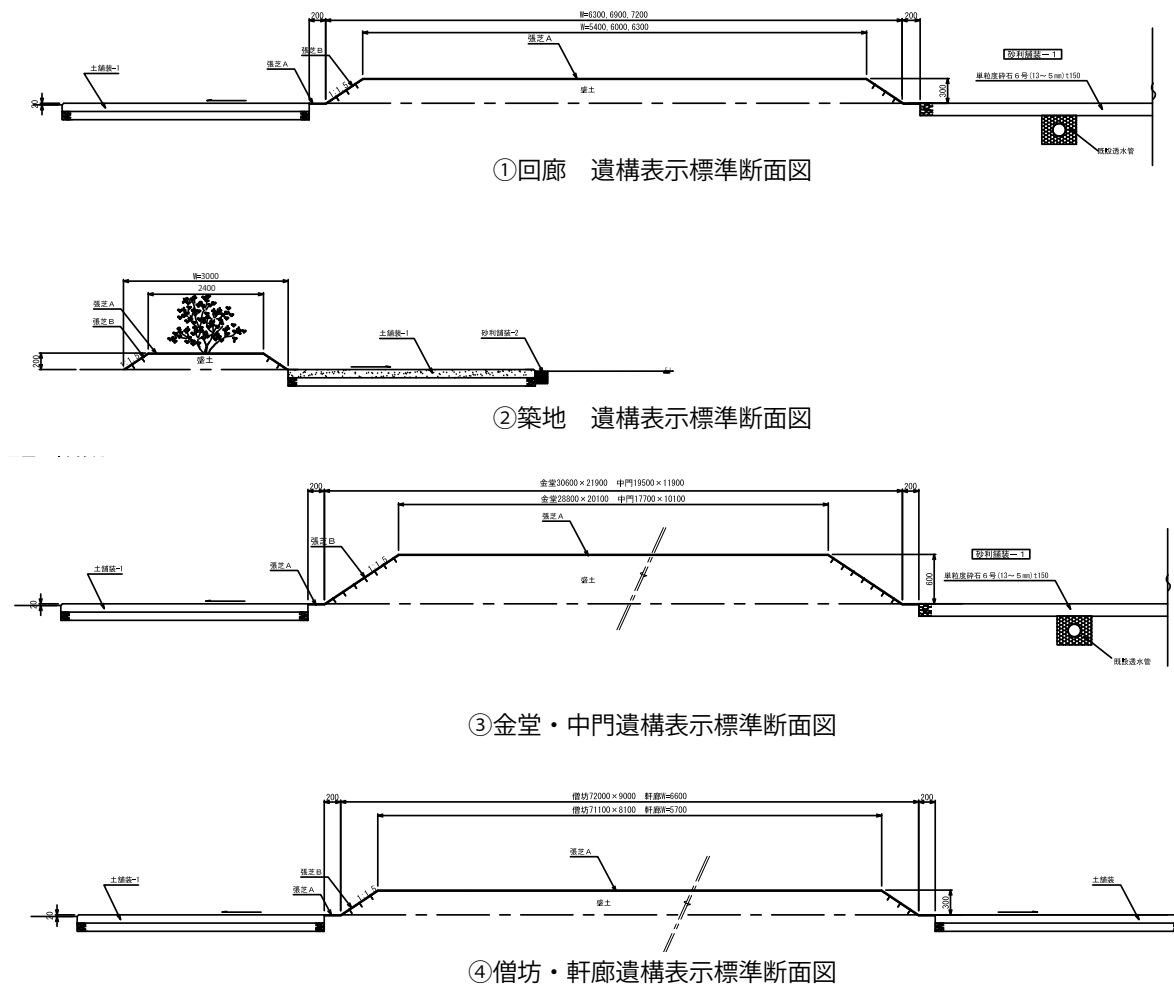
また、実施設計段階まで建物内には風除けのための壁と休憩のための縁台3基の設置の予定があった。壁については委員会においても要・不要の議論がたびたび交わされたが、最終的には壁によって死角が生じることで防犯上問題があるため、壁は設置しないことになった。また、建物内部を多目的に使用できるように中央に縁台を置くことはせず、身舎の両妻に当たる部分に造り付けのベンチと背もたれを兼ねた格子柵を設置した。

床面は土舗装とし、排水のため南に向かって2%の勾配を付けた。また、遺構面の保護のため周囲より20cm強の盛土を行ったうえ床面としているため、築地内側の土舗装の歩道とは若干の高低差を生じた、これにより周囲の土舗装にバリアフリーに影響のない程度に勾配をつけて擦り付けた。

学習施設工

解説版は花崗岩製の台座に陶板焼付けの説明板を埋め込むものとした。サイン(大)としたものは幅1136mm×奥行き692mm、前面高さ466mm、背面高さ680mmの台座に1000mm×600mm厚さ20mmの焼付け陶板を弾性接着剤で固定するもので、サイン(小)としたものは幅586mm×奥行き535mm、前面高さ473mm、背面高さ680mmの台座に450mm×450mm厚さ20mmの焼付け陶板を固定するものである(第48・54図)。

サイン大は、講堂の写真入でやや詳細な説明の入ったものと、国分寺全体説明を兼ねて整備図および国分寺想定復原図入りのもの2基を作成した。後者の図は考古イラストレーターとして著名な早川和子氏に委託して作成した(第32図)。イラストは創建期の国分寺を南東方向から鳥瞰した図とし、検討会議の箱崎構成員の監修を受けながら伽藍建物を復原した。検討会議でも賛否があったが、ここでは小院が塔院であったと



第 50 図 遺構表示工詳細図 (1) (1/100)

想定して、あえて基壇が未確認の七重塔を描いた。また同サインは、実施設計では伽藍地へのメインゲートとなる南門付近に設置する予定であったが、検討会議に博物館からの順路としてもっとも多く人々の目に付く四阿（アズマヤ）付近のバリアフリー通路脇に設置する案も提示し、検討会議の現地での検討結果の結果、バリアフリー通路脇に設置することがふさわしいとの判断を受け変更した。後者の前面は車椅子が入って回転ができるよう、簡易な平板舗装を行った。

サイン（小）は南門・中門・回廊・金堂・軒廊・僧坊・北門・北東院・北東院門・小院・掘立柱建物の計 11 箇所に設置した。板面の大きさに限りがあり、指導委員会においても詳細な解説はパンフレット等に任せるべきという指導を受け、事務局提示の当初案にあった整備手法の説明等は省き、遺構の規模とその機能についての簡易な解説にとどめた。説明文の背景には国分寺跡出土の軒丸瓦の拓本を淡いピンク色であしらった。

講堂跡から一旦撤去されていた石碑類 4 基は、講堂東側の遊歩道の南面に東西一列に配置した。解体した部材をそのまま利用したが、標石の根元はコンクリートで巻き、廻国碑と説明版には石材の下部に穿孔して、コンクリート基部に固定した鉄筋のアンカーに差し込む転倒防止のための措置を取った。（第 53・54 ④図）

案内サインは 2 基設けた。博物館からの園路が南辺外周路と交わる地点にアルミ製の高さ 2.1 m、幅 0.6m の縦形のサインに「史跡 伊勢国分寺跡 歴史公園」と表示した。博物館前広場からの視点導入と、整備後の芝生広場目当ての一般来場者に史跡であることをアピールする狙いである。もう 1 基、史跡の南東端、国分集落から市道国分 20 号線の突き当たりに 89cm × 59cm のアルミ製表示面を持つ、高さ 1.5 m の案内サインを設置し、進入してきた車を博物館駐車場に誘導案内する表示を加えた。これらは実施設計にはなく、最終年度の調整の過程で事務局より提案したものである。（第 55 図）

ちなみに、検討委員会および会議においては、今回の整備では新たな「史跡伊勢国分寺跡」の標石は設けない方針が示されている。

園路広場工（第 47 図）

伽藍地内は基本的に芝生広場で自由導線であるが、バリアフリーでの見学を可能にし、主要伽藍の見学順路として一定の流れを生み出すために、土舗装による歩道を設けた。舗装は土舗装 1 として、真砂土の色合いである。時間経過とともに表面が風化して砂粒が浮き出し、自然の土の風合いを出すことを期待している。

南門から中門の間は幅 15m の参道風に、回廊は外周を巡る通路とし前面は幅 5 m、その他は幅 3 m の歩道とする。金堂から僧坊の間は多人数が参集可能なように東西幅 41 m の面的に舗装を行い、僧坊外周を巡る幅 3 m の歩道と、僧坊から北門に達する幅 3 m の歩道が中心伽藍を巡るメインルートとなる。

講堂脇から伽藍地東辺築地へ幅 3 m の歩道が伸び、北東院棟門・食堂を通過し小院築地と交差する。伽藍地東辺築地の取り付けから、東外周路へは伽藍地内管理用の小型車両の進入を容易にするため幅 4m の透水性自然色アスファルト舗装による進入路が取り付けられている。また、東築地の取り付けからは伽藍地東辺築地の内側に沿い幅 3m の歩道が南へ伸び、南東隅で折れて、伽藍地南辺築地の内側に沿って南門にいたる。

同様に、講堂西から伽藍地西辺築地へも幅 3m の歩道が伸び、伽藍地西辺・南辺築地の内側に沿って南門にいたる。

遺構表示施設・園路以外の全面には芝舗装（全面張り）を行った。（第 48 図）

植栽工

本来古代寺院の伽藍地内には樹木が植えられることはなかったと考えられるが、盛土が厚く、樹木の根が遺構面に影響を与える可能性が低い史跡北半の伽藍地外には、景観木の植栽を行った。高木としてイロハモミジ 3 本・ウメ（赤・白）各 2 本、ヤマザクラ 26 本を植栽した。（第 48・55 ⑩図）

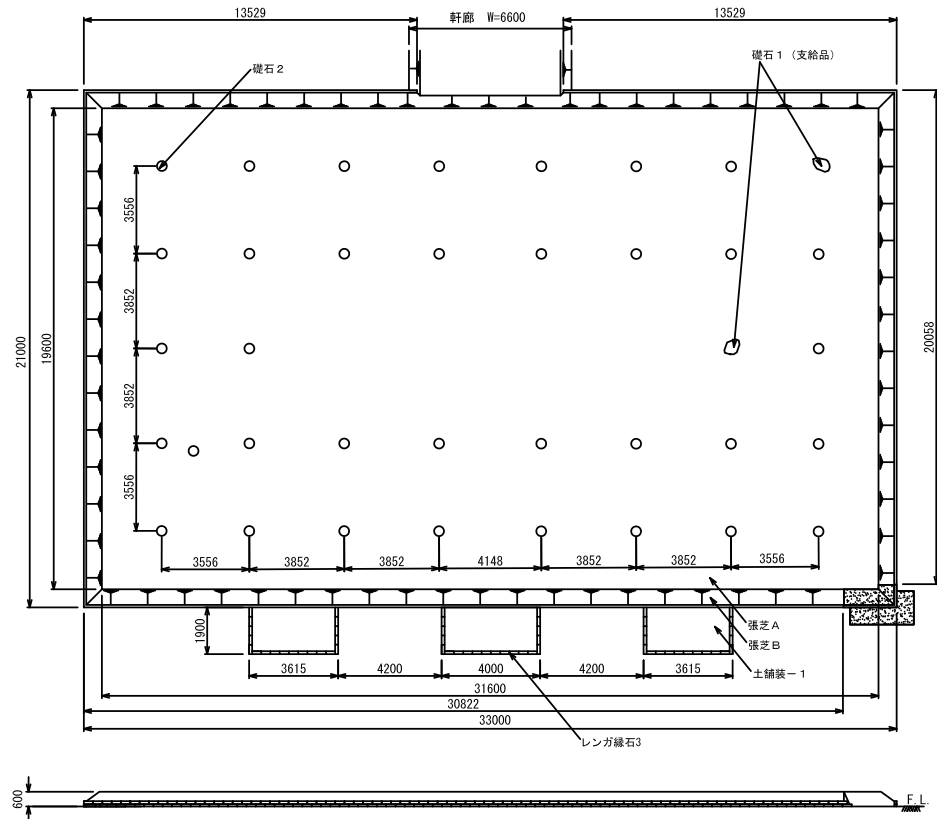
ヤマザクラの植栽については、地元の児童を招き焼き杉ネームプレートを作成して記念植樹を行う活用イ

ベント「こくぶんじ記念植樹イベント」として平成26年2月23日に実施した。

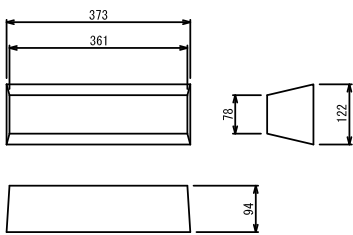
便益施設工 (第56図)

電気設備として、博物館から埋設管により電線を引き込み、ポール照明を南面管理用外周路沿いに2基、西辺外周路沿いに1基、北辺外周路沿いに2基を設置した。管理用として中継のハンドホール4基を設置した。

給水工事としては博物館の既存の水道管から水道を引き込み、南外周路手前の博物館側に止水栓1基を設け、南外周路を超えたバリアフリー通路の脇と、南門東側の2箇所散水栓を設けた。これらは、イベント等に際しての利用を目的としたもので、日常的な植栽管理について目的としたものではない。

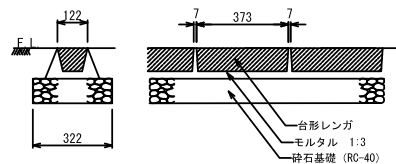


⑤講堂遺構表示標準平面・断面図 (1/300)

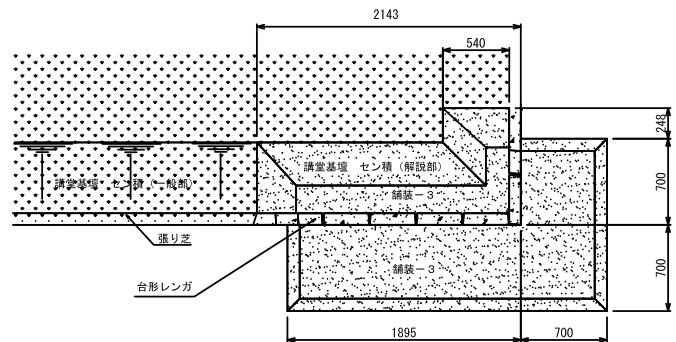


⑥磚 (台形レンガ) 詳細図 (1/15)

台形レンガ 製品仕様
 ・台形レンガの図中の寸法は標準寸法とし、ある程度の誤差を許容する。
 ・台形レンガは、出土したセンを参考にして、色調、表面の風合いなどを近づけるものとする。

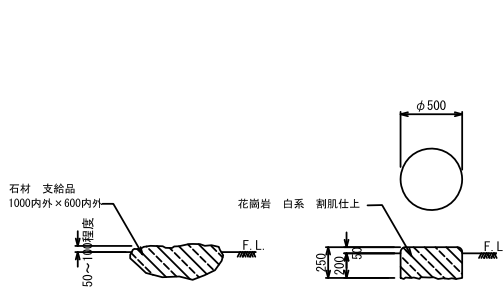


⑦講堂階段表示詳細図 (1/30)

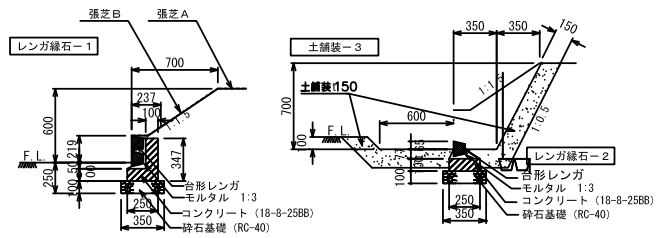


⑧講堂磚積表示平面・断面図 (1/60)

第51図 遺構表示工詳細図 (2)

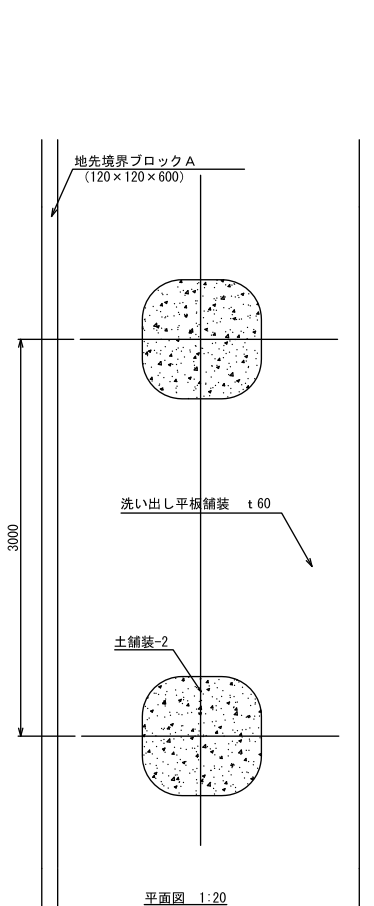


⑨講堂模擬礎石詳細図 (1/60)

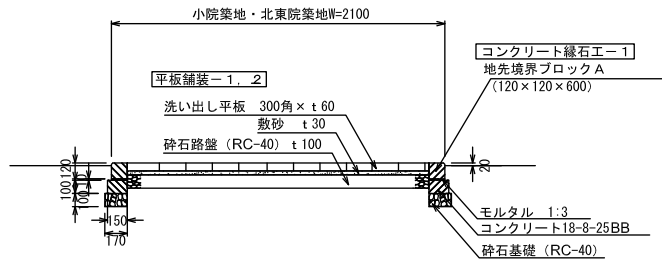


土舗装-3 仕様
 ・土舗装-3は真砂土に土壌硬化剤を混入した製品。し、色調は真砂土の色調、風合いがあるものとする。
 ・土舗装-3は、急傾斜地に対応できる透水性舗装とする。

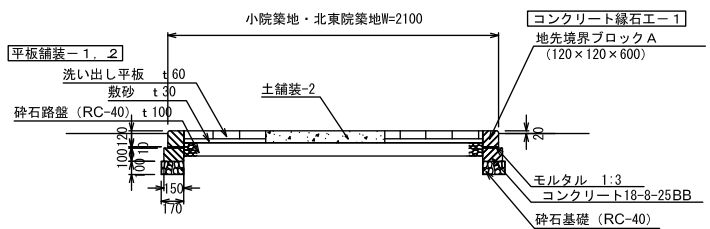
⑩講堂塙積表示詳細断面図 (1/60)



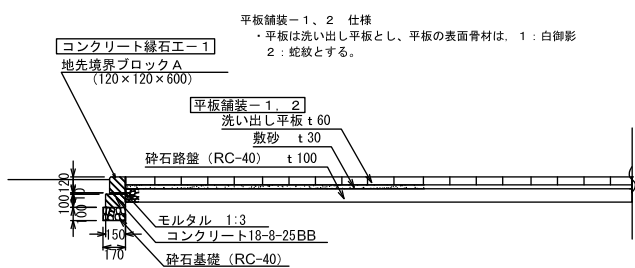
⑪北東院・小院表示平面図 (1/60)



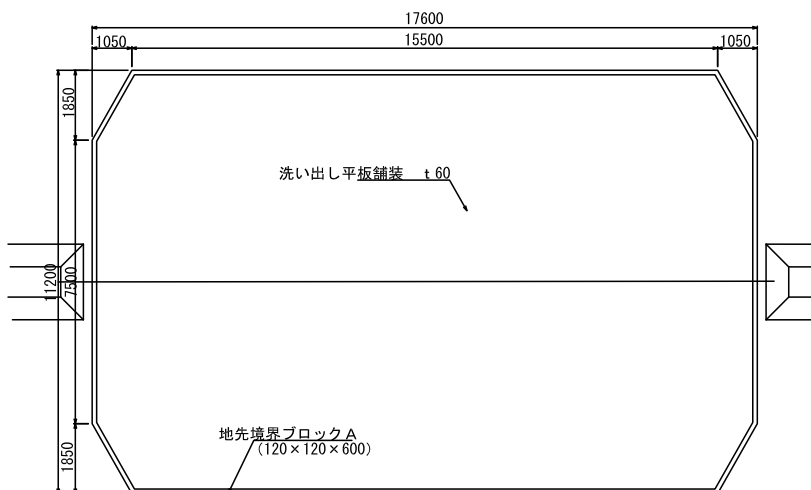
⑫北東院・小院築地詳細断面図 (1/60)



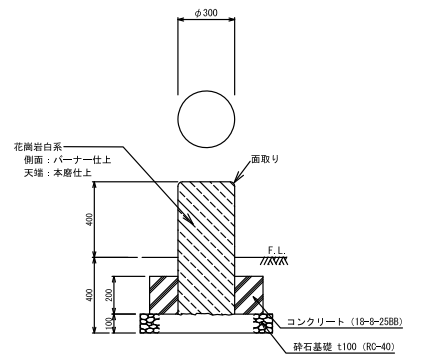
⑬北東院・小院門詳細断面図 (1/60)



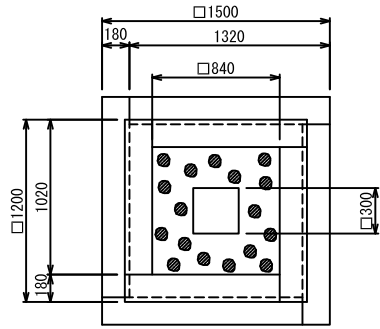
⑭南門詳細断面図 (1/60)



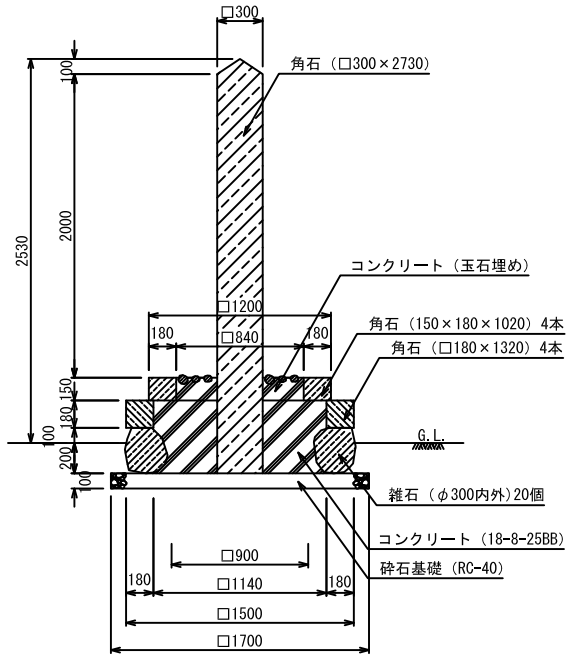
⑮南門詳細断面図 (1/200)



⑯掘立柱建物(北)柱表示兼スツール詳細断面図 (1/40)



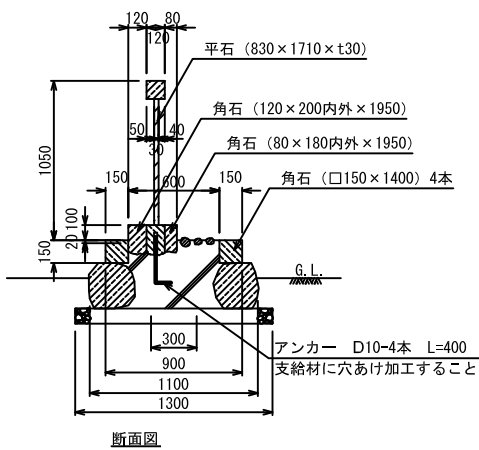
平面図



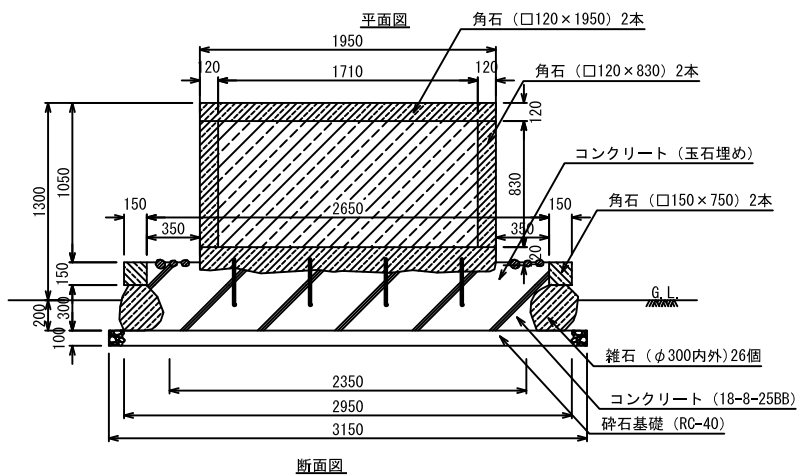
断面図

- 碑-1, 2, 3, 4 共通仕様
 ・碑の石材は、全て支給材とする。
 ・設置にあたっては、位置、根入深さ、組み立てについて監督員の承認を受けること。

①石碑1詳細図

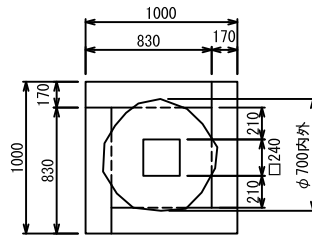


断面図

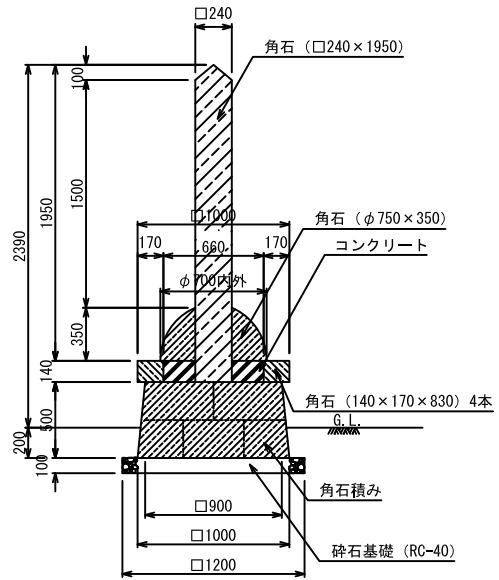


断面図

③石碑3詳細図

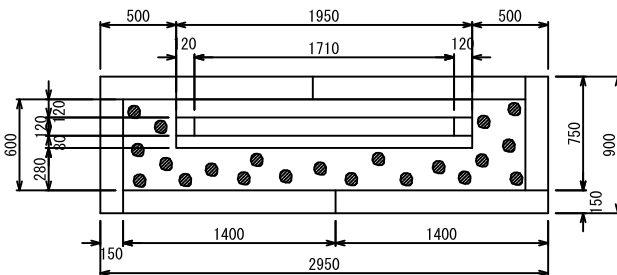


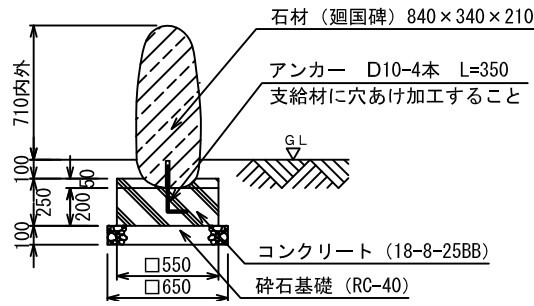
平面図



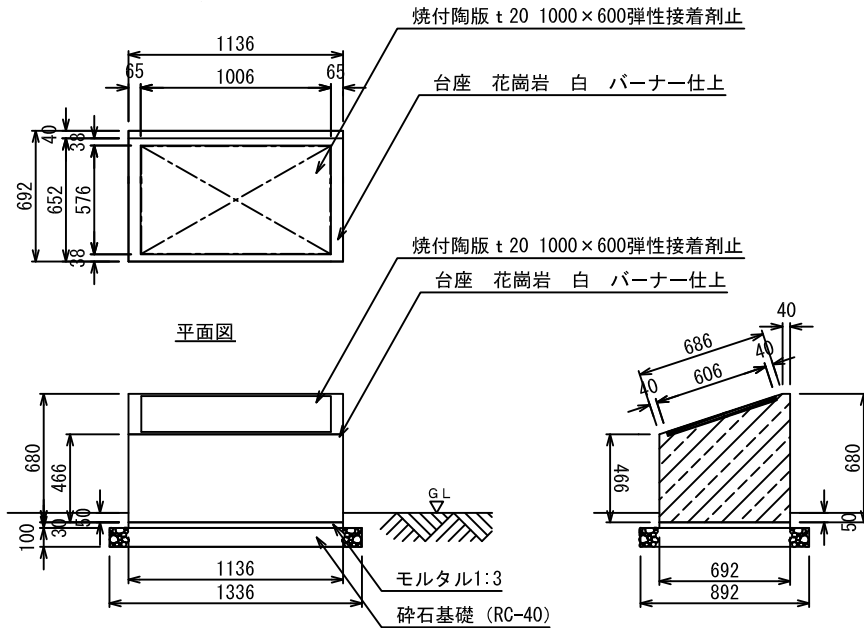
断面図

②石碑2詳細図





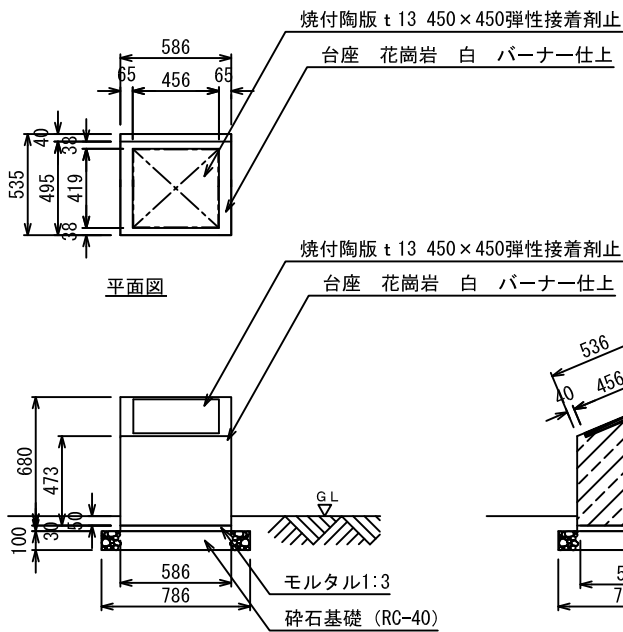
④石碑 4 詳細図



正面図

断面図

⑤サイン (大) 詳細図



正面図

断面図

⑥サイン (小) 詳細図

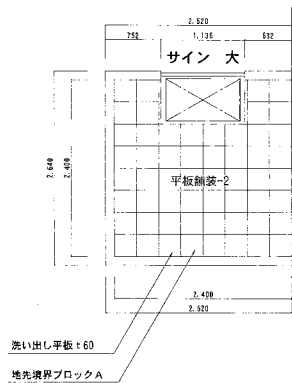
サイン 大、小 共通仕様

- ・石材は、色調が碑-1, 2, 3に近いものを使用すること。
- ・焼付陶版の図版は、監督員の指示によるものとする。
- ・焼付陶版はせっ器質とし、カラー彩色釉薬を1000°以上の高温で焼き付けしたものを使用すること。
- ・焼付陶版の製品規準は以下のとおりとする。

| 試験項目 | 規 準 |
|------------------|-----------------------|
| 寸法精度 | 外寸誤差 1mm以内 |
| 曲げ強度 | 2.8 N/mm ² |
| オートクレーブ | 貫入なし |
| 耐薬品 (水酸化カルシウム溶液) | クラスA |
| 耐薬品 (塩酸溶液) | クラスA |
| 耐凍害性試験 | 300サイクル 異常なし |
| 摩擦試験 | クラス 5 |

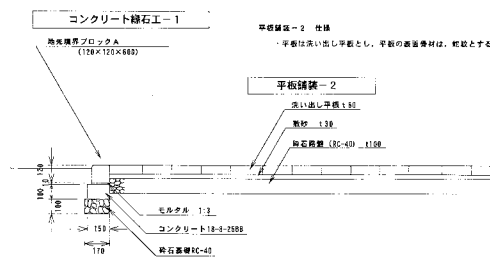
上記試験項目の試験方法は、JIS A 1509 (陶磁器質タイル試験方法) の試験方法によること。

第 54 図 学習設備工事詳細図 (2)

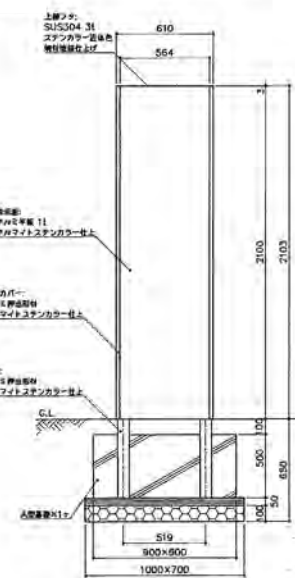
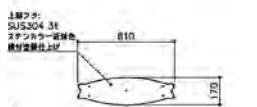


⑦サイン (大) 付近平板舗装平面図 (1/100)

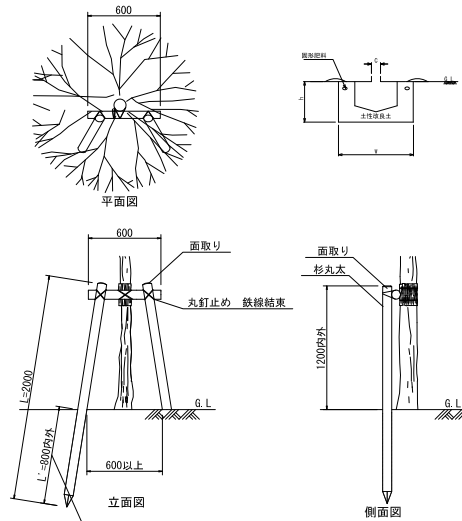
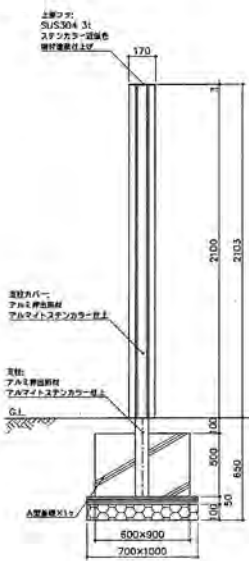
既設
土舗装



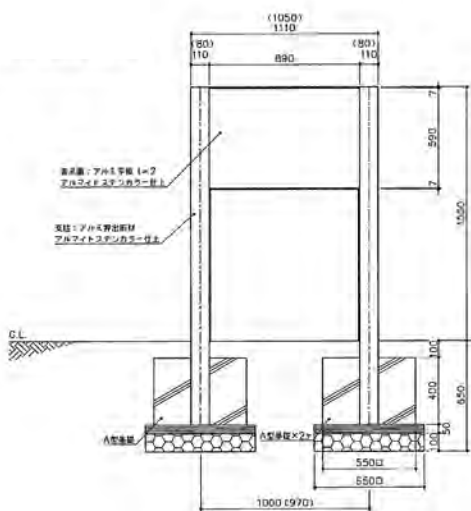
⑧サイン (大) 付近平板舗装断面詳細図 (1/50)



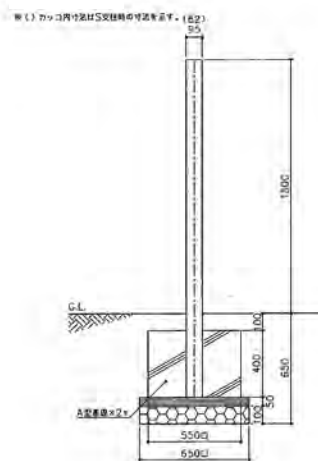
⑨サイン A 詳細図 (1/60)



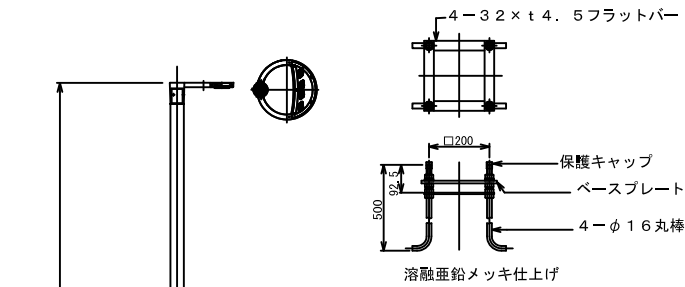
樹木支柱・施肥詳細図 (1/60)



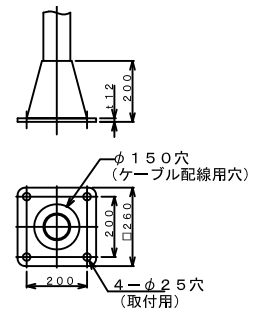
⑨サイン B 詳細図 (1/60)



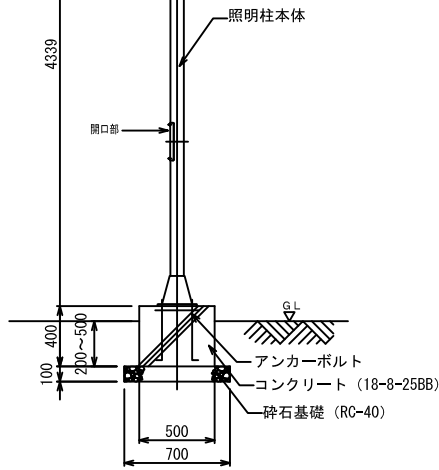
第 55 図 学習設備工 (3)・植栽工詳細図



②照明灯アンカーボルト詳細図 (1/50)



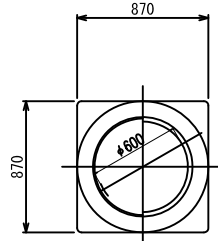
③照明灯ベースプレート詳細図 (1/50)



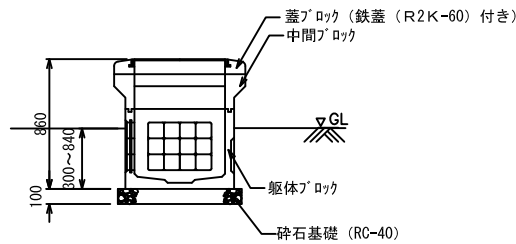
照明柱仕様

- 本体 : アルミダイカスト (ミディアムグレイメタリック)
- 下面カバー : アクリル (透明つや消し)
- LED : 高出力白色LED4粒
- ポール : 鋼管 (鉛レス溶融亜鉛メッキ後
・ミディアムグレイメタリックポリエステル粉体塗装)
- ポール収納 : ジョイントユニット (15A)

①照明灯詳細図 (1/50)

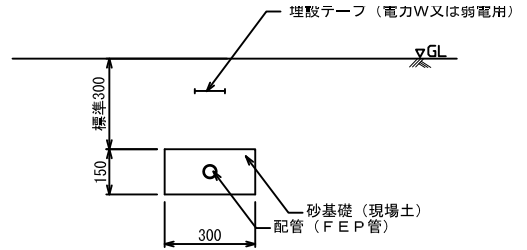


平面図

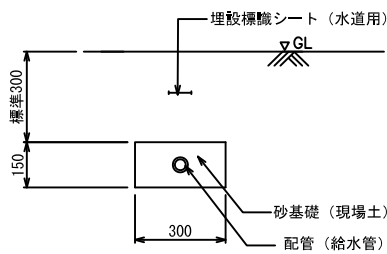


断面図

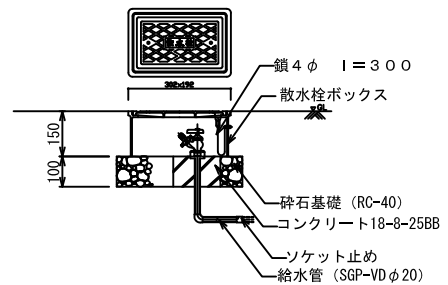
④地中電線ハンドホール詳細図 (1/50)



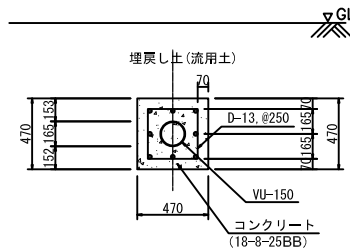
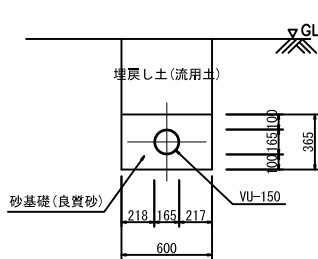
⑤地中電線管詳細図 (1/50)



⑥水道管詳細図 (1/25)



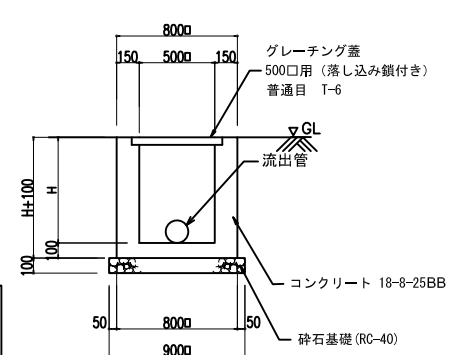
⑦止水栓詳細図 (1/25)



注意: 各種施設の基礎および埋設施設について

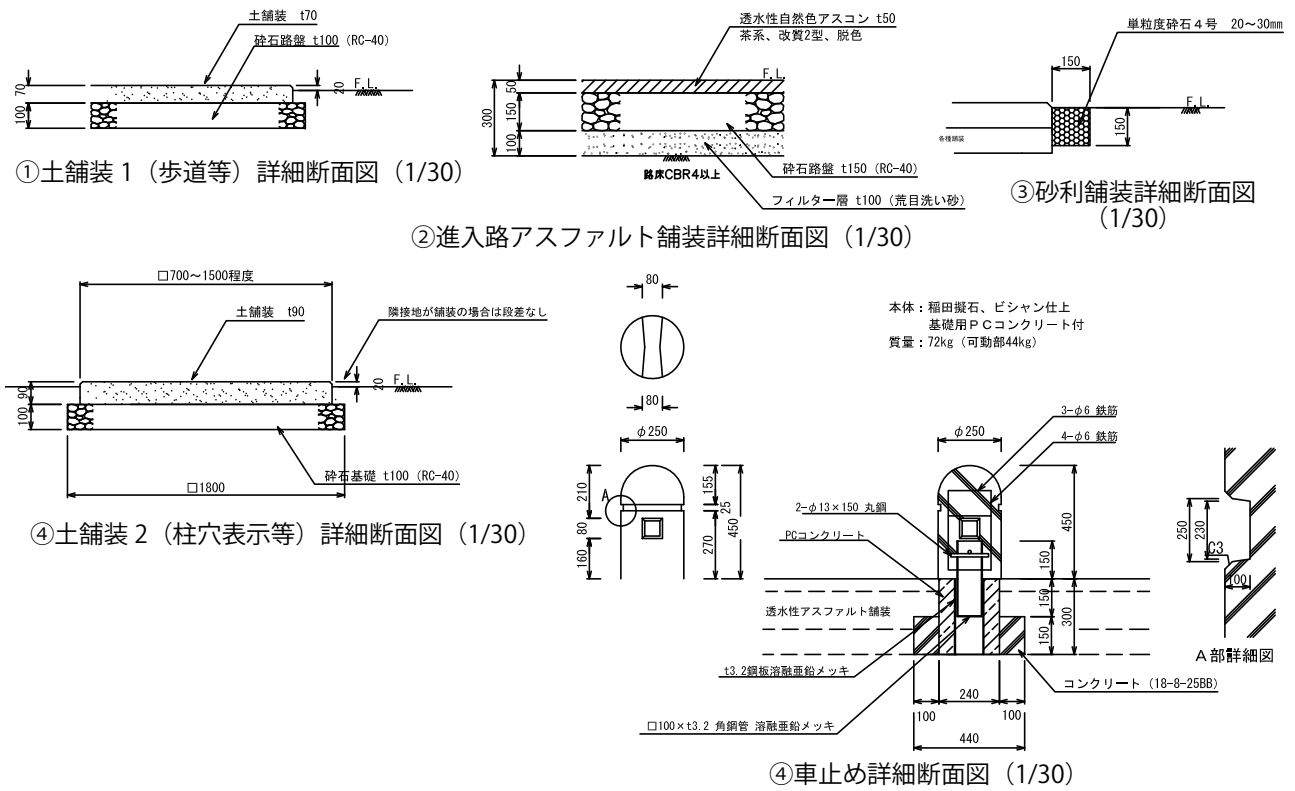
- ・各種施設の基礎および埋設施設については、埋蔵されている遺構への影響を避けるため、整備する施設が設置場所の盛土 (厚約300~約1000) の中に位置するように、埋設深さを調整すること。
- ・盛土の厚みについては、監督員との協議のうえ試掘して確認すること。

⑧暗渠管詳細図 (1/50)

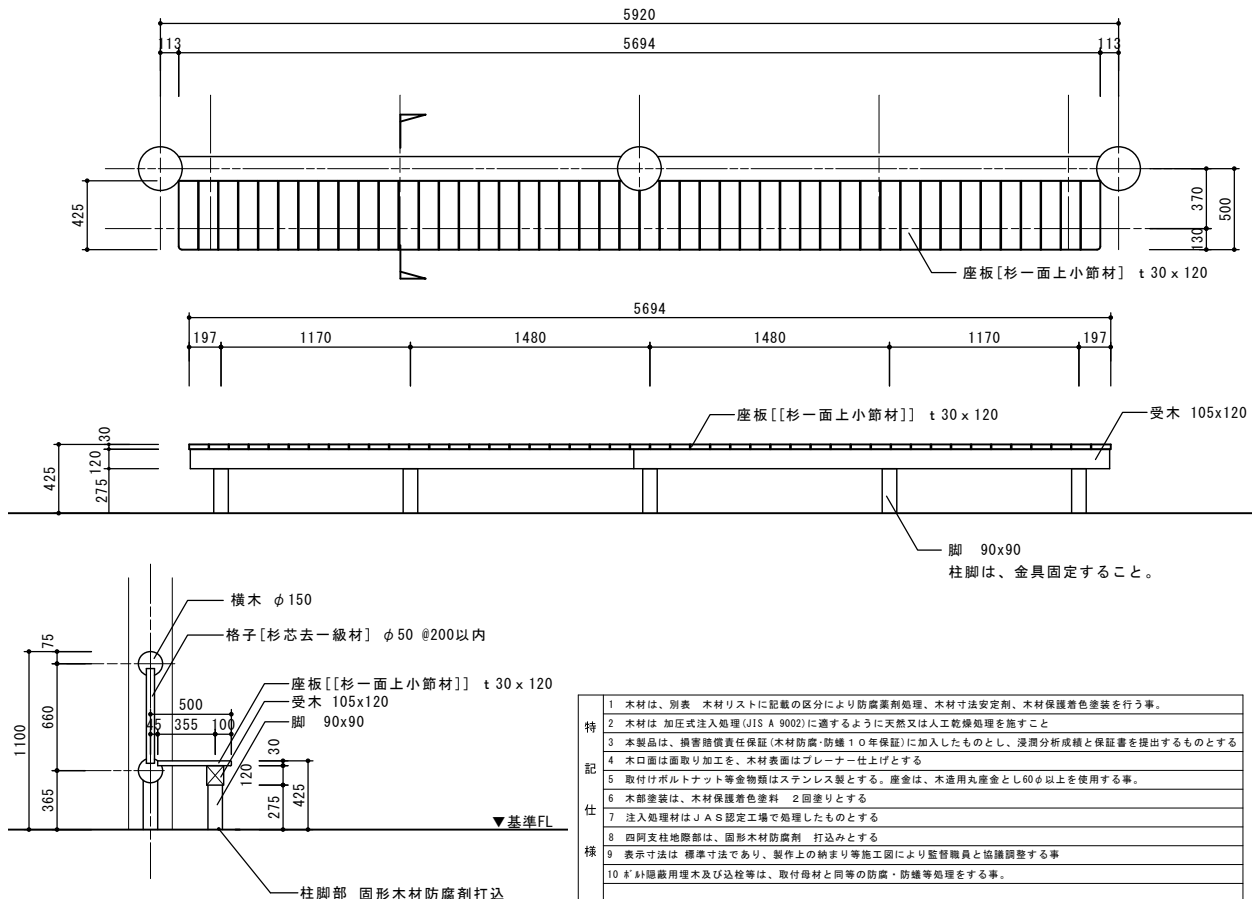


⑦止水栓詳細図 (1/25)

第 56 図 便益施設工詳細図



第 57 図 園路・遺構表示工詳細図

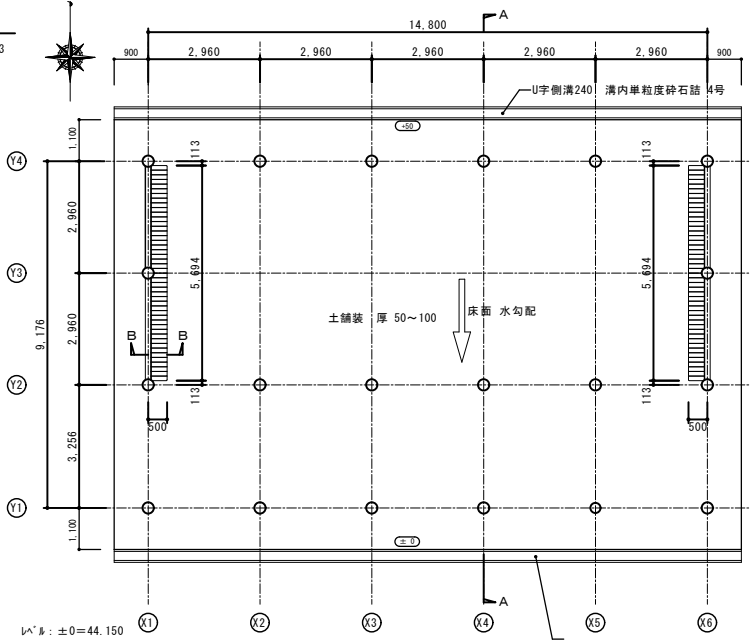


| 特 | 記 |
|----|---|
| 1 | 木材は、別表 木材リストに記載の区分により防腐薬剤処理、木材寸法定規、木材保護着色塗装を行う事。 |
| 2 | 木材は、加圧式注入処理 (JIS A 9002) に適するように天然又は人工乾燥処理を施すこと |
| 3 | 本製品は、損害賠償責任保証 (木材防腐・防蟻 10 年保証) に加入したものとし、浸潤分析成績と保証書を提出するものとする |
| 4 | 木口面は面取り加工を、木材表面はプレーナー仕上げとする |
| 5 | 取付けボルトナット等金物類はステンレス製とする。座金は、木造用丸座金とし 60φ 以上を使用する事。 |
| 6 | 木部塗装は、木材保護着色塗料 2 回塗りとする |
| 7 | 注入処理材は JAS 認定工場で処理したものとする |
| 8 | 四角支柱地際部は、固形木材防腐剤 打込みとする |
| 9 | 表示寸法は 標準寸法であり、製作上の納まり等施工図により監督職員と協議調整する事 |
| 10 | 4' 杉隠蔽用埋木及び込栓等は、取付母材と同等の防腐・防蟻等処理をする事。 |

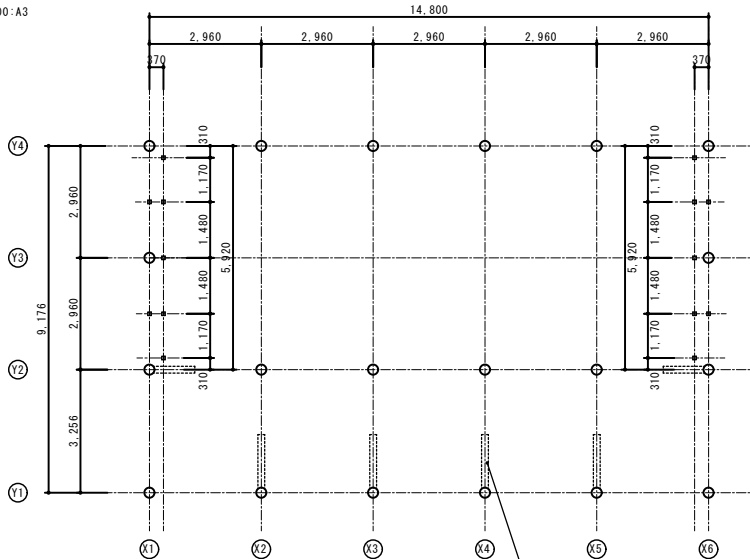
第 58 図 掘立柱建物 (東棟) 遺構表示兼休憩施設設計図 (1)

平面図

S=1/100:A1 1/200:A3



S=1/100:A1 1/200:A3

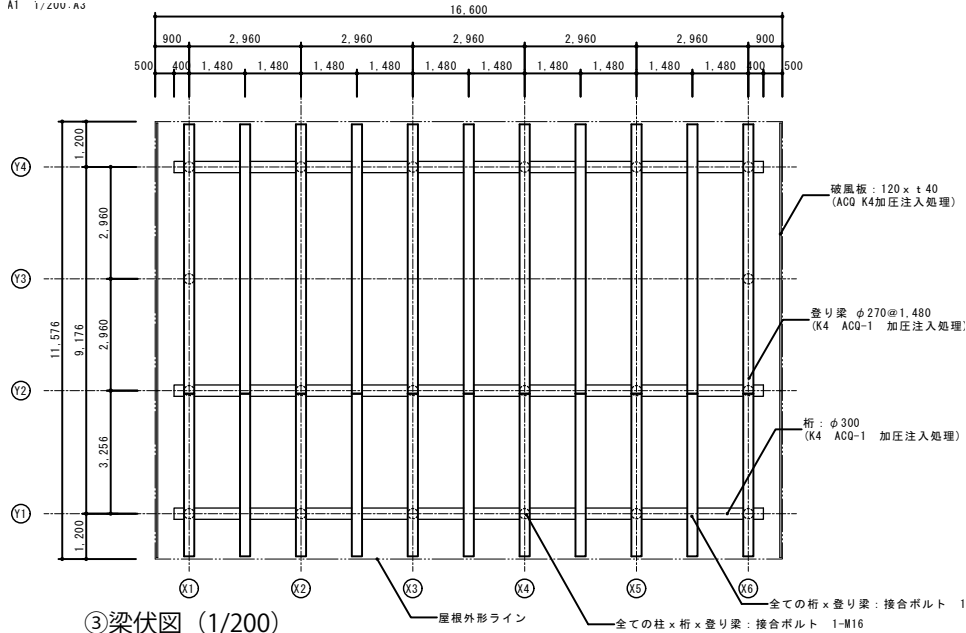


②平面図 (1/200)

※ 建物基礎は、べた基礎工法とする。

図示か所は、方杖取付ボルトを2本/か所取付とする。合計6か所

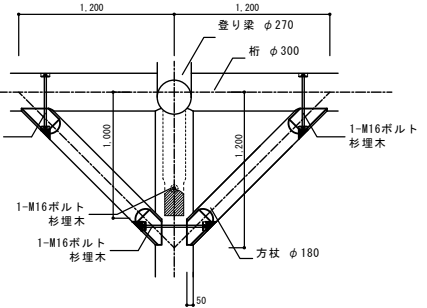
A1 1/200:A3



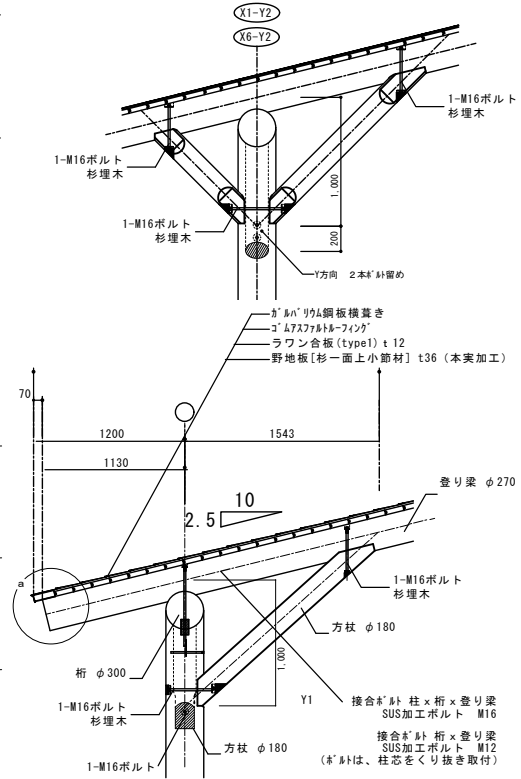
③梁伏図 (1/200)

屋根外形ライン

全ての桁 x 登り梁: 接合ボルト 1
全ての柱 x 桁 x 登り梁: 接合ボルト 1-M16

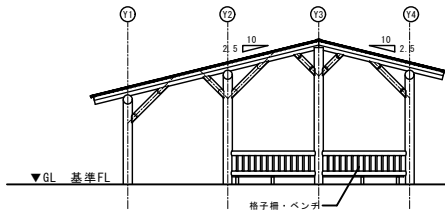


④桁行方向詳細断面図 (1/60)

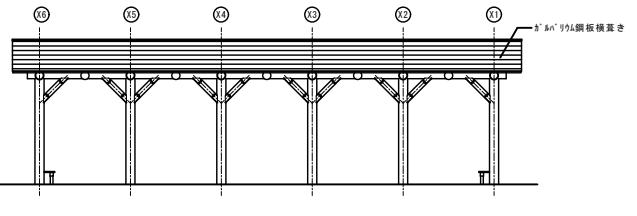


⑤屋根・梁間方向詳細断面図 (1/60)

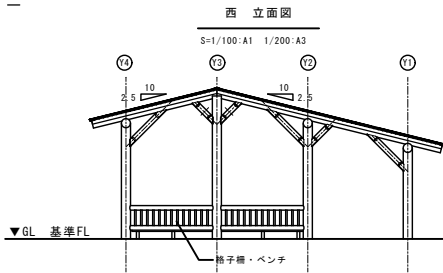
第59図 掘立柱建物(東棟)遺構表示兼休憩施設設計図(2)



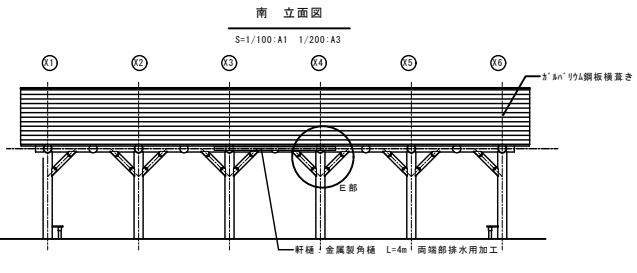
⑥東立面図 (1/250)



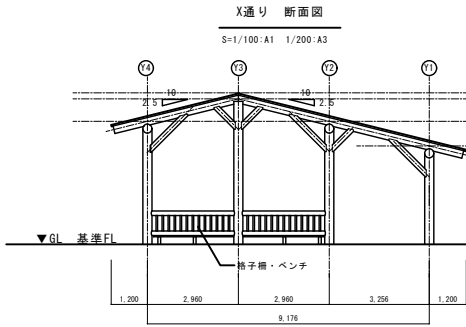
⑦北立面図 (1/250)



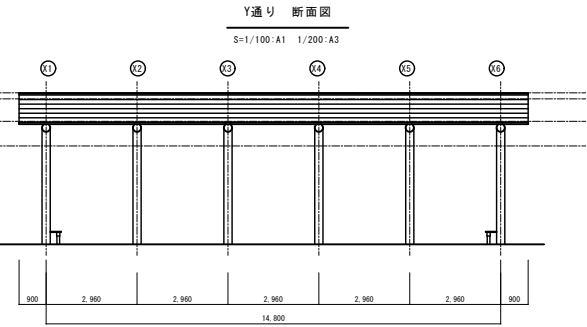
⑥西立面図 (1/250)



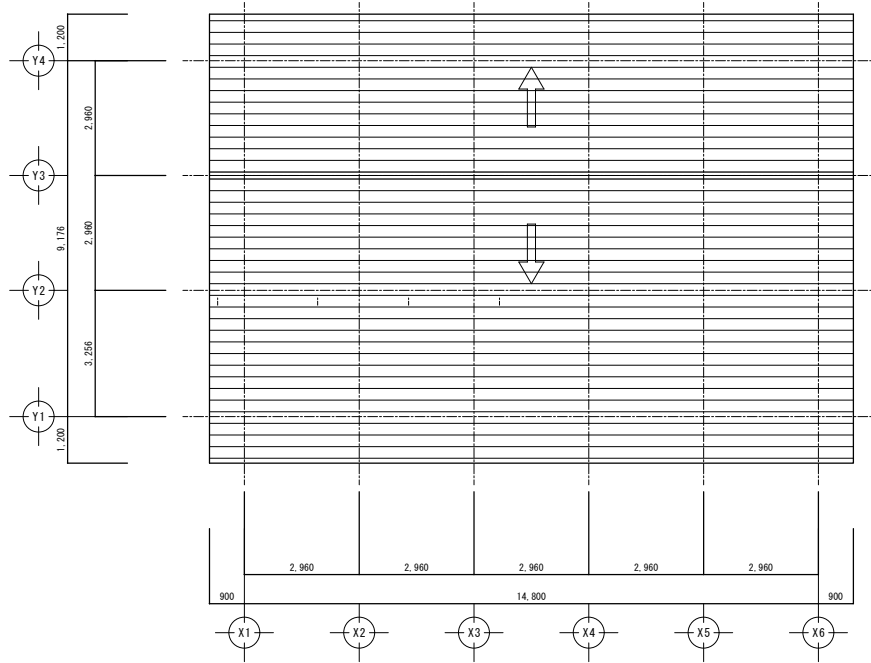
⑦南立面図 (1/250)



⑧ X通り断面図 (1/250)



⑨ Y通り断面図 (1/250)



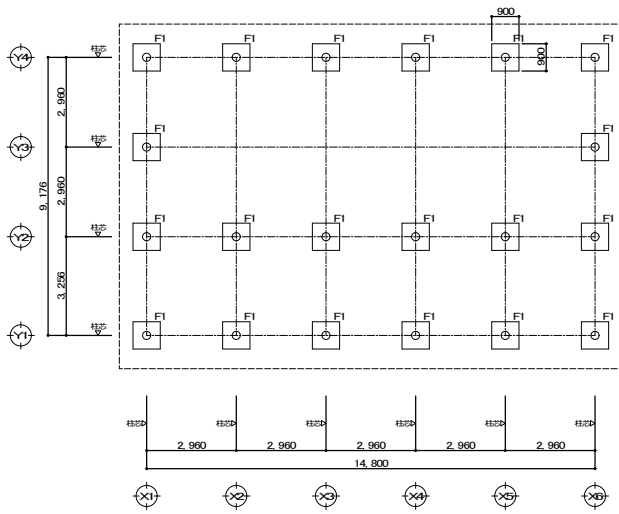
屋根伏図 S=1/100:A1 1/200:A3

※ 屋根勾配 2.5 / 10とする。

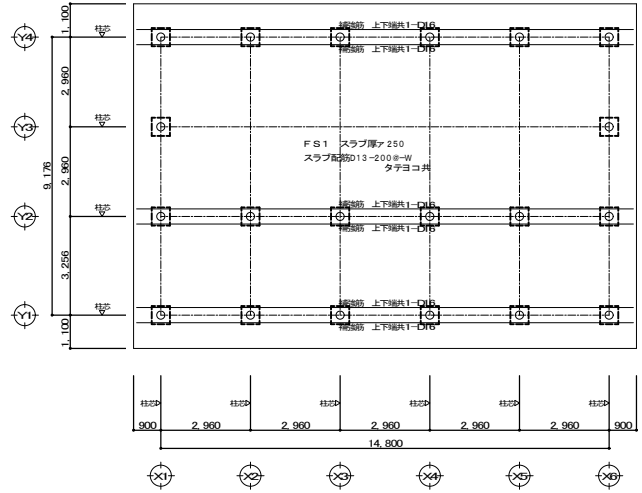
屋根仕上
 3'x90'鋼板横葺き 板厚=0.4 働き幅190 勾配2.5/10
 2'x75'合板 t=1.0
 野地板 t36 杉一面上小節材 (本実加工)

⑩屋根伏図 (1/250)

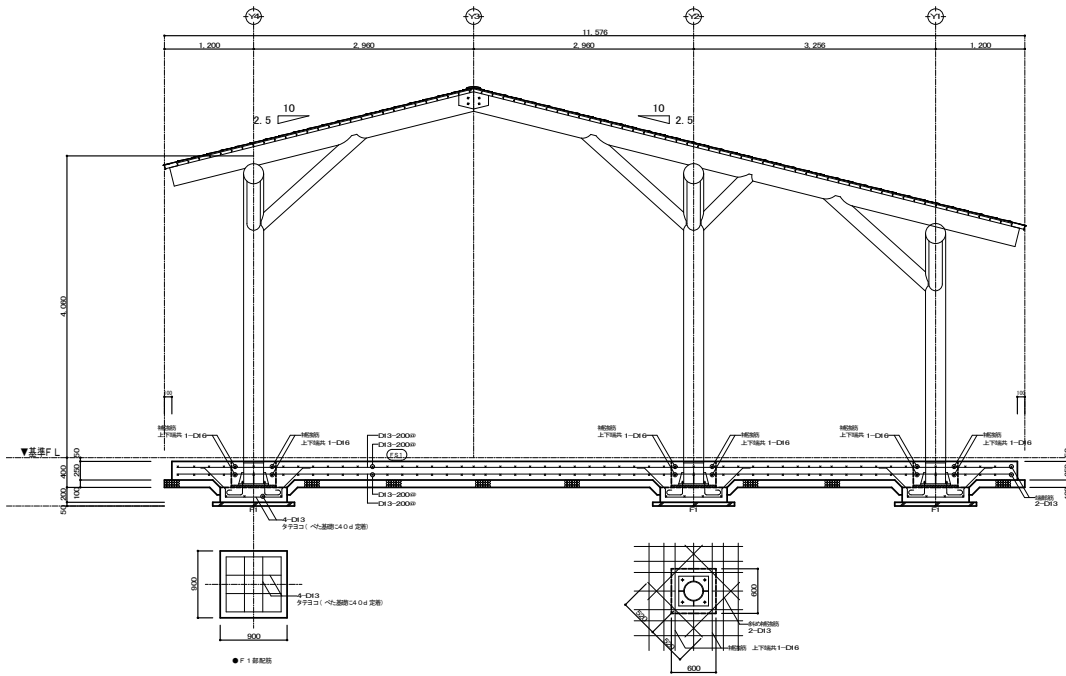
第 60 図 掘立柱建物 (東棟) 遺構表示兼休憩施設設計図 (3)



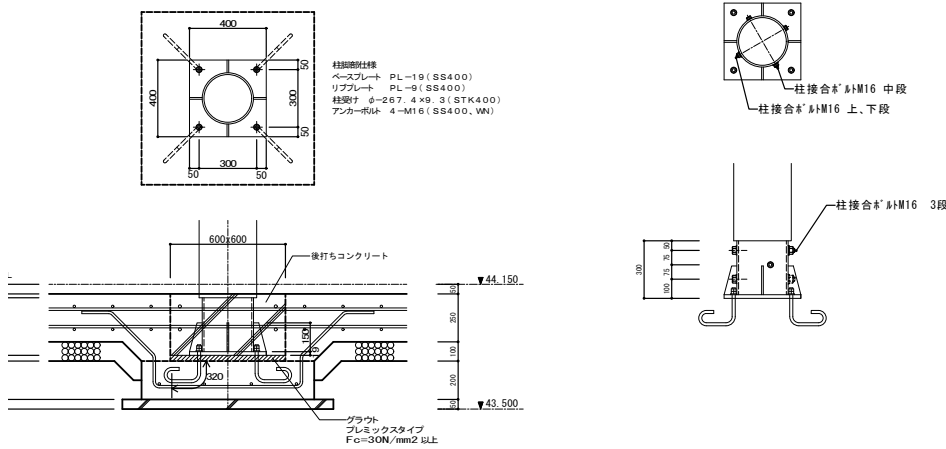
⑪柱基礎伏図 (1/250)



⑪べた基礎伏図 (1/250)



⑪基礎詳細図 (1/100)



⑫柱脚部詳細図 (1/40)

第 61 図 掘立柱建物 (東棟) 遺構表示兼休憩施設設計図 (4)

第5章 まとめと今後の展望

(1) 整備事業について

昭和63年の最初の範囲確認調査から32年、平成18年に整備事業に着手してから14年の歳月を経てようやく整備事業を完了した。基本計画の段階では遺構表示の整備は平成24年度から4箇年の平成27年度には完成の予定であった。しかし、平成23年にわが国を襲った東日本大震災の余波を受け事業費が抑えられたこともあり、倍の8年をかけることになった。

伊勢国分寺跡の整備の一番の特徴は、国分寺の伽藍地をバッファエリアを含め完全にカバーして公有地化を行えたということであり、またその全域を史跡公園として整備した点である。全国的に見てもこのような例は美濃国分寺・能登国分寺に次いでのものである。広大な面積の公有地化がわずか3箇年で達成できたことは、ひとえに地元国分町と地権者の御理解・御協力があったことである。

史跡整備に先行して平成10年に開館した考古博物館は、当然のことながら国分寺の史跡整備を前提に設計がなされており、3階には国分寺を望む展望デッキが設けられている。ここからは、鈴鹿山脈や養老山地の山並みを背景に、全域の整備が完了した国分寺の伽藍配置の全容を展望でき、その規模を実感することができる。これは他のこれまでの国分寺跡整備ではない視点であり、最もアピールして行きたい特色といえよう。考古博物館もようやくフィールドミュージアムとしての役割を全面的に発揮できることになる。

さて、平成12年度の「周辺整備基本計画」段階の整備計画平面では南門の、平成18年度の「整備基本計画」では築地塀復元の図が描かれている。整備着手前から地元住民をはじめとして何らかの遺構復元の期待が高かったことがうかがえる。最近の見学者からもなぜ復元建物を作らなかったのですか？という質問をよく受ける。これは、ひとえに遺構の地上部分の残りが悪く礎石の位置など主要伽藍の建物の上部構造（柱位置）を復元する根拠を示すことができなかつたことに尽き、まことに残念なことではある。

基本として伽藍基壇の位置と規模を土盛りや平板舗装等によって示すオーソドックスな整備手法をとっているが、講堂基壇には全国的にも例のない建築部材である台形塀の使用法を示す観察部を設けたほか、北東院・小院築地塀等を切りあう様に表示し平板舗装で創建期と改修期の時期別に色分けする、南東隅掘立柱建物については柱位置表示を兼ねたあずまややスツールの休憩施設とするなど、伊勢国分寺の特色といえる遺構については工夫を凝らした。また、あずまやを除けば、全体的に基壇の土盛り・サイン類の高さも低く抑さえ、見通しが利くようにして面的な広がりを感じてもらうことを重視している。

ようやく完成を向かえた国分寺の整備であるが、すべてが順調であったわけではない。もっとも苦労を重ねたのは整備中の雨対策である。整備地内の雨水は内部にとどめてゆっくり浸透させ、徐々に排水するというコンセプトがとられ、「基本設計」抜粋にもあるように余裕のある流量計算がされている。にもかかわらず、近年の異常気象に伴う集中豪雨の際には、南門整備予定箇所から一気に雨水があふれ近隣に迷惑をかかせる事態が生じた。各地で被害が出たレベルの豪雨ではあるが、一度そのようなことがあると周辺住民の目も厳しくなり、対策に基本・実施設計にはなかつた事業の設計変更を行わざるを得ず、加えて考古博物館施設や接する市道の側溝整備等についても予想外の付帯事業が必要となった。整備期間中の雨水対策の甘さが、最大の反省点となった。全面の芝舗装が終わり南門・築地塀が完成してからは、滞水の機能が生きているようであり、とりあえず大規模な溢水には至らなくなったのは幸いである。

最後に、国分寺を代表する塔遺構については、小院を塔院と見る調査担当と、遺構が確認されない以上慎重な姿勢をとるべきという八賀晋委員の議論が長らく続いた。近年、掘込地業を伴わない塔基壇の例が知られるようになり、整備最終段階までに再度議論を行いたいところであったが、八賀委員はそれを待たず平成27年10月6日鬼籍に入られてしまった。最終年度に作成したサイン（大）には「想定である」ことを明記した上で、塔が建つ伊勢国分寺の復原図を掲示した。八賀委員がご存命ならどんな叱責をいただいたろうか、それを今受けられないことが誠に残念である。

(2) 今後の管理と活用について

整備工事が完了した伊勢国分寺跡は「史跡 伊勢国分寺 歴史公園」として、令和2年4月1日から正式に供用が開始される。これに関しては、独自の史跡公園条例の必要性も考え、全国の歴史・史跡公園の例を集め案を検討してきたが、最終的には「鈴鹿市都市公園条例」「施行規則」により、都市公園のうち歴史公園として位置づけることで決着した。ただし、積極的な活用と日常的な維持管理の点から、市内の都市公園を管理する市街地整備課ではなく、考古博物館が管理を行って、利用の窓口となることになった。

面積が4万8千㎡と広大であることからその維持管理が課題となる。市内の主要な都市公園である石垣池公園や桜の森公園では年4回の除草・芝刈りにより管理されているが、さらに青々とした芝を維持するためには日常的な除草・芝刈りが不可欠であり、常勤の職員を置くことも考えていかなければならない。また、このような史跡の長期的な維持管理には、行政の力だけではなく地元まちづくり協議会等の地域の団体との連携・協働が望ましいと考えるので、積極的に呼びかけを行っていきたい。

史跡の活用については、パンフレット類の充実が課題である。現地の遺構のサインはシンプルな解説のみとし、詳細な解説の要求にはパンフレット及びホームページなどのデジタルメディアで対応する方針であり、整備状況に応じた、新しいパンフレットの製作に努めているところである。

また、博物館の開館は伽藍地内の発掘調査の完了に先行したため、発掘調査成果の成果がすべて反映されていないことが指摘されている。開館以来20年が経過していることもあり、本格的なリニューアルが期待されている。今後は、早急に市の事業計画に乗せ、早期のリニューアルを実現したい。

個人・団体の見学者に対する現地のガイドは博物館の学芸員はもちろんだが、博物館サポート会の活躍が期待される。供用を前に、先進地（遠江国分寺）の視察・学習会や周辺史跡の見学会を開催するなど準備を着々と進めており、博物館と一体となった活発な活動を期待したい。ただ、初期メンバーの高齢化がという問題があり、今後の活動を担う若手会員の確保が望まれるところである。

史跡公園の活用については、すでに博物館においてプレイベントとしての「お月見ミュージアムコンサート」や体験をメインとした「考古博物館春まつり」などの屋外イベントの経験を積み重ねてきた。コンサートに伴う灯火イベントでは地元子ども会を中心とした協力が、春まつりでは地元自治会の出店が出るなど地域に根ざした催しとしても定着したとあってよい。供用開始後は会場を歴史公園内に移し「国分寺まつり in 鈴鹿」と銘打って実施を計画しており、さらに規模の大きなイベントとしての発展と定着を期待している。

地元についていえば、歴史公園の完成とともに地域の歴史資産の活用の動きが活発である。国分寺跡に程近い前方後円墳である富士山1号墳は竹藪の中に埋もれていたが、町民のボランティア活動により竹が伐採され古墳の全貌が観察できるようになった。「基本計画」にも謳われていた、梅林で有名な菅原神社(国分天神)や木田城跡・高岡城跡、市内最大級の前方後円墳である寺田山1号墳など周辺の文化財や観光資源を有機的に結ぶネットワーク化が地域活動の起爆剤として進展することが期待される。

歴史公園は地域の貴重な史跡・文化財というだけでなく、電線も樹木さえない空が大きく開けた、広大な芝生広場としてのかけがえのない価値がある。現状変更さえ伴わなければ、気兼ねせず凧揚げやボール遊びができる広場といったもの、野外コンサート・フリーマーケットから熱気球イベントの着陸地などさまざまな活用が期待できる。市民のみならず民間の団体・企業にもその存在をアピールし、活用を広げるセールス活動も必要となろう。

国分寺跡の整備はひと段落したが、国分寺および隣接する河曲郡衙（狐塚遺跡）正倉院等の追加指定をどう進めていくのか、まだ一部しか遺構が確認されていない国分尼寺（国分遺跡）や南浦（大鹿）廃寺の調査をどうすべきか、国分寺周辺を巡る課題は山積みとあってよい。また、整備のきっかけのひとつとなった国道1号線バイパスもようやく事業化される運びとなり、国分寺周辺も農家住宅等徐々に建てられるようになるなど、周辺環境も徐々に変化を遂げつつある。いかに景観を維持し環境を保全していくかも大きな課題である。今後も、事業の完了に気を緩めることなく、国分寺の保護・活用・に啓発引き続き取り組んでいきたい。



事業着手前の伊勢国分寺跡：講堂付近（南から） 平成 11 年撮影



全景（南から）
令和 2 年 3 月 2 日撮影 提供：株式会社シー・ティー・ワイ/ケーブルネット鈴鹿



園路整備工（東辺部路盤）（南から）



広場整備工（北東部盛土・路盤）（北東から）



園路整備工（北辺部路盤）（東から）



園路整備工（西辺部路盤）（北から）



施工後全景：東半（南から）



排水整備工（北西部 U 字溝設置）（南から）



広場整備工（西部盛土・仮設築堤）（南から）



雨水排水工（北西隅部 U 字溝設置）（西から）



施工後全景：西半（南から）



施工後全景：東半（南から）



広場整備・雨水排水工（南部）（西から）



広場整備・雨水排水工（西南部）（南西から）



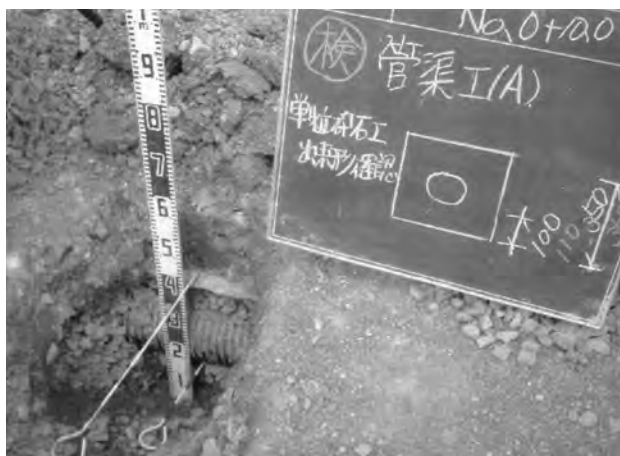
広場整備工（東辺部路盤）（北から）



園路広場工（芝舗装）



園路整備工（東辺部路盤）（南から）



雨水排水工（管渠工）



施工後全景：西半（南から）



施工後全景：東半（南から）



僧坊基壇施工完了（西から）



軒廊基壇施工完了（西から）



講堂基壇施工完了（南西から）



講堂基壇施工完了（南西から）



講堂基壇上礎石配置完了（南西から）



講堂基壇南東部塼積基壇観察部（南東から）



金堂基壇施工完了 (南西から)



金堂・東回廊基壇施工完了 (南東から)



西回廊基壇施工完了 (南から)



東回廊基壇施工完了 (南から)



中門基壇施工完了 (南西から)



中門基壇施工完了 (南東から)



回廊内砂利舗装 (南東から)



食堂壺地業の土舗装 2 (南西から)



北東院・小院西辺築地平板舗装 (南から)



北東院南辺築地・門施工完了 (南西から)



小院西辺築地平板舗装 1 (南西から)



小院南辺築地・門平板舗装 (南西から)



講堂塙積基壇基礎施工 (南から)



講堂塙積施工中 (西から)



講堂基壇上礎石据え付け施工中 (東から)



講堂基壇上礎石施工中：手前は実物 (東から)



講堂基壇上目砂敷き均し作業 (東から)



講堂芝張り作業 (東から)



講堂南面基壇階段基礎施工 (東から)



講堂南面階段施工完了 (西から)



講堂東南隅基壇塼積観察部土舗装 (南東から)



講堂東南隅基壇塼積観察部施工完了 (南東から)



食堂壺地業表示型枠工



食堂壺地業内の土舗装 2 (南東から)



食堂壺地業内土舗装 (東から)



食堂壺地業土舗装施工完了 (東から)



小院南門柱穴土舗装 2 (南西から)



小院南門柱穴施工完了 (西から)



北東院西辺築地平板舗装路盤工 (北から)



北東院西辺築地平板舗装敷設 (北から)



僧坊北辺土舗装路盤工 (東から)



僧坊北辺土舗装施工完了 (東から)



北東院南門土舗装 2 路盤工 (西から)



北東院南門土舗装 2 (西から)



回廊内砂利舗装施工中 (東から)



回廊内砂利舗装 (南東から)



北辺外周路雨水排水工事立合調査風景 (西から)



外周路第 38 次発掘調査 SD3801 完靴 (西から)



北辺外周路雨水排水管敷設 (東から)



北辺外周路雨水排水管柵 (東から)



講堂・僧坊間土舗装路盤工 (北から)



講堂・僧坊間土舗装目地打ち (南から)

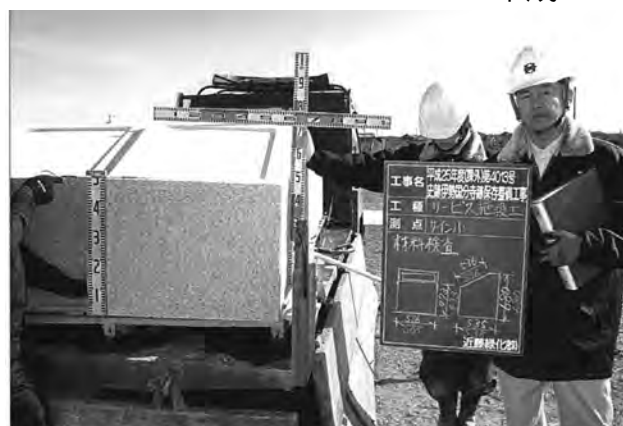


講堂・僧坊間土舗装打設 (南東から)

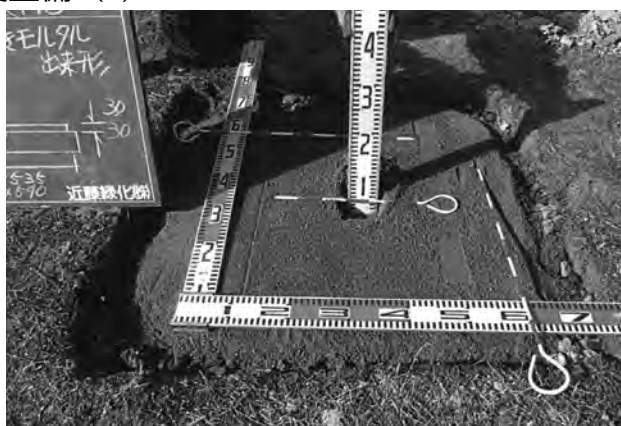


僧坊南砂利舗装 (東から)

平成 25 年度整備 (1)



サイン (小) 台石搬入



サイン (小) 台石基礎



食堂サイン (小) 台石据え付け作業 (南から)



北東院西門サイン (小) 設置完了 (西から)



講堂サイン (大) 陶板検査



講堂サイン (大) 設置完了



石碑類再設置前 (南から)



石碑類再設置完了 (南西から)



碑 2 (説明版) 基礎施工 (南から)



碑 3 (標石) 基礎施工 (南から)



碑 4 (廻国碑) 基礎施工 (南から)



碑 3 標柱設置作業 (南から)



碑 1 (標石) 設置作業 (南から)



碑 2 (説明版) 設置作業 (南西から)



碑 4 底部穿孔状況



石碑再設置後養生 (南東から)

平成 25 年度活用事業 (平成 26 年 2 月 23 日)



植栽イベント：名札づくり



植栽イベント：名札づくり



植栽イベント：ヤマザクラ植栽作業



植栽イベント：ヤマザクラ植栽



給水設備工 (水道管布設作業) (西から)



給水設備工 (水道管布設作業) (西から)



給水設備工 (給水栓設置完了) (東から)



給水設備工 (止水栓設置完了) (西から)



電気設備工 (給電用ハンドホール) (西南から)



電気設備工 (給電用ハンドホール設置作業)



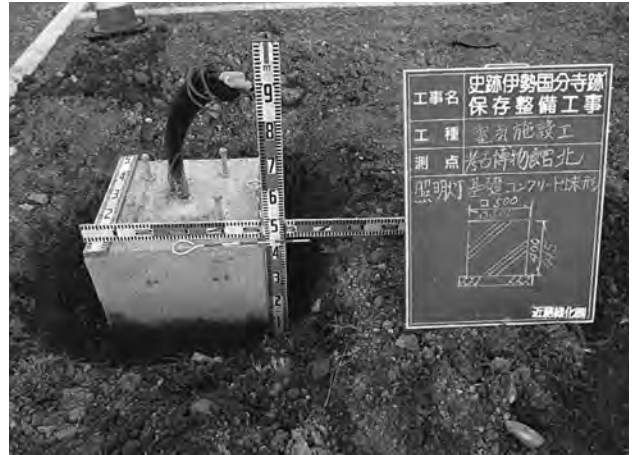
電気設備工 (配電管敷設) (北から)



電気設備工 (照明灯アンカーボルト) (南から)



電気設備工 (照明灯基礎施工)



電気設備工 (照明灯基礎コンクリート設置)



電気設備工 (照明灯設置)



電気設備工 (照明灯点灯) (西から)



植栽工 (植栽苗検査) (南西から)



植栽工 (植栽苗検査)



伽藍地東北部芝舗装作業 (西から)



伽藍地東北部芝舗装完了 (西から)



東回廊南土舗装（東から）



金堂・講堂間土舗装（北東から）



僧坊 - 北門間土舗装（南から）



食堂土舗装完了（南西から）



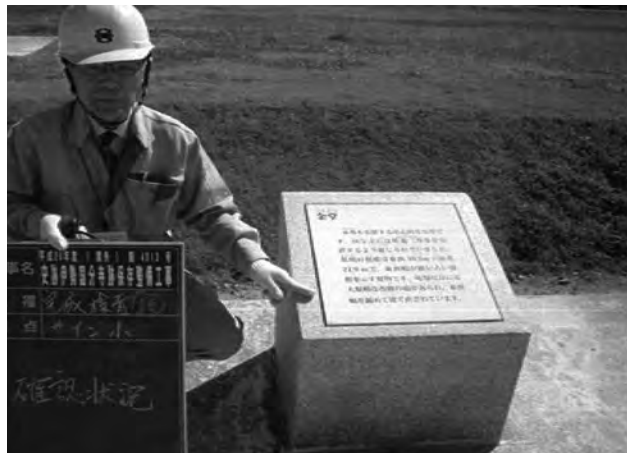
講堂 - 西辺築地間土舗装（東から）



北辺部芝舗装（西から）



北辺築地表示のウツギ植栽（西から）



金堂サイン（小）設置完了（北から）



施工後全景：西半（南から）



施工後全景：東半（南から）



東辺築地表示と内部の土舗装（北から）



西辺築地表示と内部の土舗装（南から）



南辺築地表示と内部の土舗装（西から）



伽藍地西北芝舗装（南西から）



伽藍地東部芝舗装（北東から）



小院サイン（小）設置（北から）



施工後全景：西半（南から）



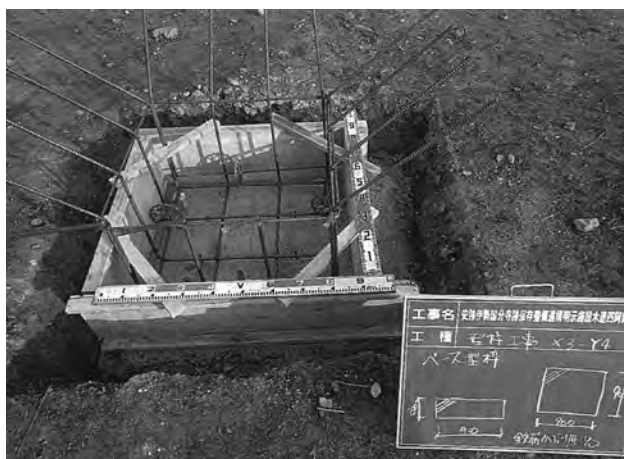
施工後全景：東半（南から）



掘立柱建物（南棟）表示兼休憩施設（南から）



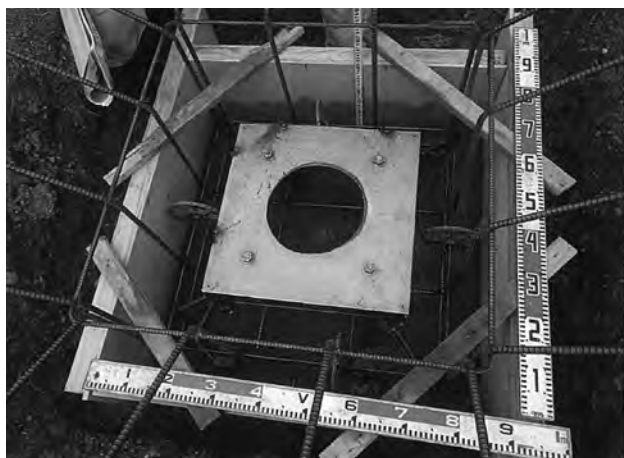
伽藍地西部芝舗装（南から）



掘立柱建物（南棟）ベース型枠設置



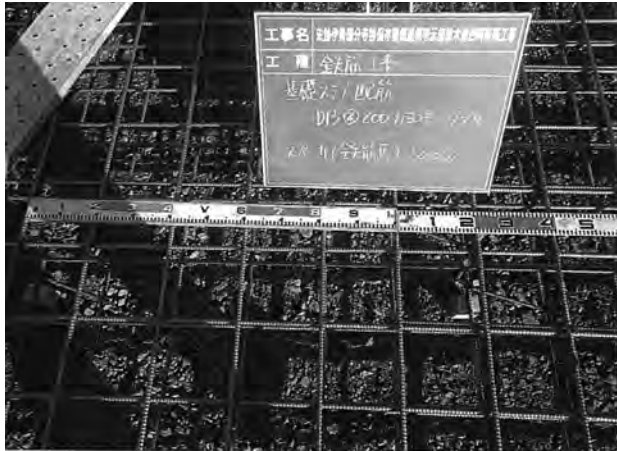
ベース型枠配置（南東から）



ベース型枠（南東から）



コンクリートベース（西から）



掘立柱建物 (南棟) 基礎スラブ配筋



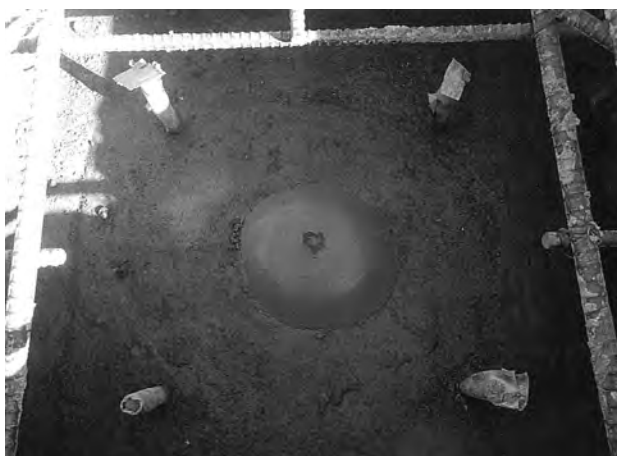
基礎スラブ配筋 (南から)



基礎スラブコンクリート打設作業 (東から)



基礎スラブ打設完了 (南から)



柱底レベルモルタル



柱底コンクリート流し込み



柱脚金物



木材加工作業



防蟻防腐剤加圧注入完了



組み立て加工



塗装作業 1 回目



塗装作業 2 回目



薬剤検査



防腐剤挿入作業



柱脚金物装着



柱建方作業 (西から)



掘立柱建物 (南棟) 登り梁建方作業 (西から)



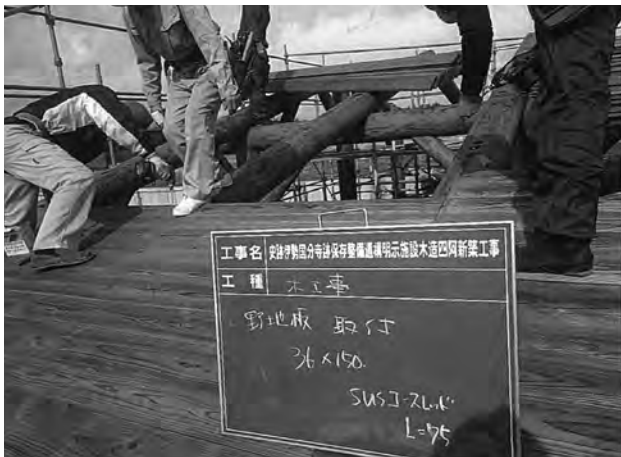
登り梁建方 (東から)



建方作業 (東から)



方杖ボルト接合状況



屋根野地板取り付け作業



屋根野地板取り付け完了



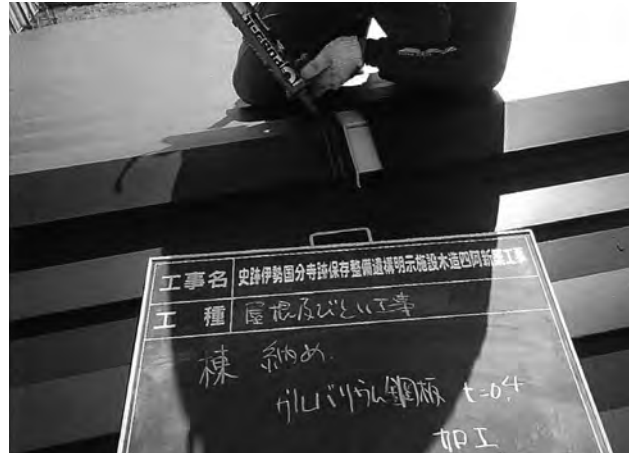
ベンチ組み立て作業



ルーフィング貼り付け作業



掘立柱建物（南棟）ガルバリウム鋼板葺き作業



ガルバリウム鋼板棟納め作業



土舗装打設目地打ち作業



土舗装打設作業



完成（南から）



完成（東から）



完成（西から）



完成（北から）



掘立柱建物 (北棟) 表示兼スツール整地作業 (南から)



スツール基礎打筋 (東から)



スツール設置作業 (西から)



掘立柱建物 (北棟) 表示兼スツール (南西から)



掘立柱建物 (北棟) 表示兼スツール設置完了 (南西から)



掘立柱建物 (北棟) 表示兼スツール設置完了 (南東から)



サイン (小) 台石設置 (南から) 南東隅建物



南東隅建物回廊サイン (小) 設置完了 (南から)



南門サイン (小) 台石設置作業 (南から)



中門サイン (小) 設置完了 (南から)



南辺築地表示のため丁張 (東から)



南辺築地表示の土盛 (東から)



南辺築地表示芝張りとウツギ植栽 (西から)



西辺築地外の芝舗装 (南から)



掘立柱建物 (南棟) 付近土舗装目地打ち (南から)



掘立柱建物 (南棟) 付近土舗装 (南から)



施工後全景：西半（南から）



施工後全景：東半（南から）



南門付近工事風景（南東から）



南門作業風景（南西から）



平板舗装 1 による南門表示（南西から）



中門・南門間土舗装（南から）



南門表示地先境界ブロック（東から）



南門表示基盤整備（北西から）



南門表示上面平板舗装作業 (西から)



南門表示上面平板舗装転圧作業 (西から)



南門南土舗装目地打ち (東から)



南門付近土舗装 (南から)



東南部芝張り床土転圧 (西から)



東南部芝舗装作業 (西から)



西南部芝舗装作業 (東から)



西南部芝舗装目土散布作業 (南東から)



施工後全景：西半（南から）



施工後全景：東半（南から）



東辺外周路路盤工（東から）



南辺外周路自然色アスファルト舗装（東から）



東辺外周路自然色アスファルト舗装（北から）



北辺西部外周路透水性アスファルト舗装（東から）



北辺東部外周路透水性アスファルト舗装（東から）



西辺外周路透水性アスファルト舗装（南から）



東南部サイン (大) 基礎 (南から)



東南部サイン (大) 設置完了 (南から)



東南部アプローチ自然色アスファルト舗装 (南から)



東南部車止め (北東から)



東南部アプローチサイン A (南から)



東南部サイン B (東から)

国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討委員会



平成 18 年度第 1 回国史跡伊勢国分寺跡保存整備検討会議



平成 27 年度現地指導 (講堂サイン)

史跡伊勢国分寺跡保存整備事業報告書

発行日 令和2(2020)年3月31日
編集・発行 鈴鹿市
文化スポーツ部 文化財課発掘調査G
〒513-0013
三重県鈴鹿市国分町224番地 鈴鹿市考古博物館内
TEL 059(374)1994
FAX 059(374)0986
E-mail : bunkazai@city.suzuka.lg.jp
印刷 株式会社 三ツ星
